第二期　武蔵野市学校施設整備基本計画答申案
みなさまのご意見を募集します！

武蔵野市は、第二期武蔵野市学校施設整備基本計画策定審議会を設置し、子どもの学びを第一に、「未来における教育を見据えた校舎のあり方」や「全市的な視点から見た中学校の適正な数」を中心テーマとして、建築面や財政面など様々な観点を含めて審議を重ねてきました。このたび審議会がまとめた、答申案をご覧いただき、ご意見・ご感想をお寄せください。

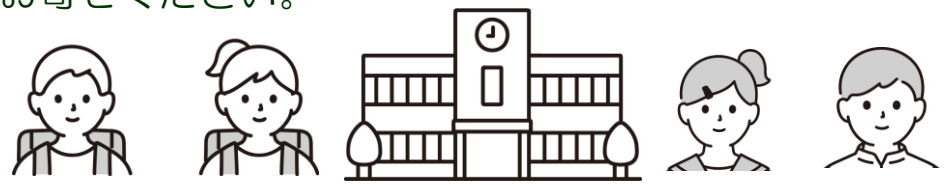

募集期間

令和８年11月12日（木）～12月２日（水）
（消印有効）

提出方法

意見提出フォーム・郵送・ファクス
Eメール・直接持参

提出先・お問い合わせ

武蔵野市教育部教育企画課学校改築係

住所　：　〒180-8777　武蔵野市緑町２丁目２番28号
電話　：　0422-60-1972
FAX：　0422-51-9264
メール：sec-kyouiku@city.musashino.lg.jp

※ご提出いただいたご意見の内容は、個人情報を除き、原則公開させていただきます。

答申案を見る

答申案はこちらから
ご覧いただけます。▶

意見提出フォーム

ご意見はこちらから
提出できます。▶

担当課　教育部教育企画課

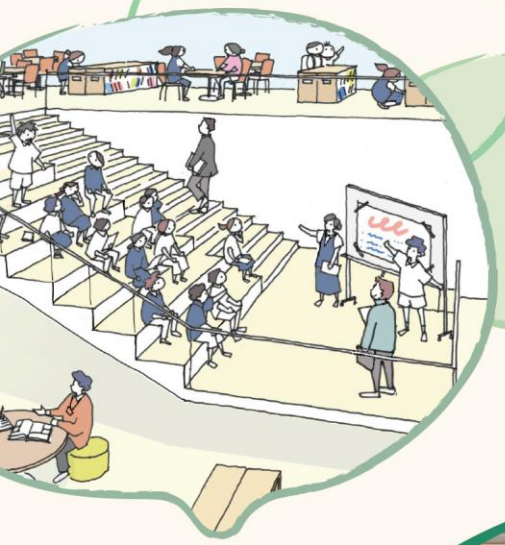













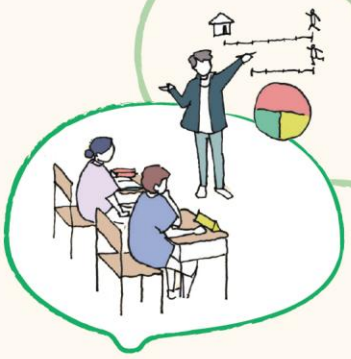



第二期武蔵野市
学校施設整備基本計画答申案

令和8（2026）年 11月

第二期武蔵野市学校施設整備基本計画策定審議会



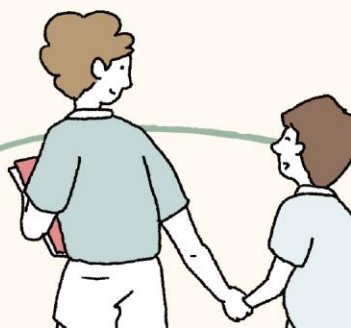

第二期武蔵野市学校施設整備基本計画 答申案 目次

第１章　学校施設整備基本計画について …… 1

1　計画策定の背景・目的 …… 1
2　計画の位置付け …… 2
（1）　国の計画との整合 …… 2
（2）　本市の他計画との関係 …… 2
3　計画の対象 …… 3
4　計画の期間と見直しのサイクル …… 4

第２章　学校施設整備の現状と課題 …… 5

1　学校施設の保有状況 …… 5
2　これまでの学校施設の整備状況 …… 6
3　現状と課題 …… 7
（1）　学びの充実に向けた教育環境の整備 …… 7
（2）　老朽化への対応 …… 9
（3）　児童・生徒数の推移と今後の推計 …… 10
（4）　財政の現状と今後の予測 …… 12
（5）　建築の現状と課題 …… 13

第３章　学校施設整備にあたっての考え方 …… 14

1　これからの武蔵野市の学校教育に求められる目標と施策の基本的な方向性 …… 14
（1）　武蔵野市の教育理念を実現するためのプラットフォームとなる施設 …… 14
（2）　新しい時代の学びと学校施設の未来：学習指導要領改訂の動向（文部科学省） …… 14
（3）　子どもたちにとって「明日また行きたい」と思える学校＜基本理念＞ …… 15
（4）　校舎全体をゆるやかにつなぐ学びの空間整備＜基本方針＞ …… 17
2　学校改築における共通原則と各学校の特色 …… 19
3　学校施設の適正規模についての考え方 …… 20
（1）　小中学校の適正規模について …… 20
（2）　学校施設の再編について …… 20
4　学校施設整備における各諸室の整備方針 …… 21
（1）　教育空間の考え方 …… 21
（2）　地域のつながりを育てる施設の考え方 …… 30
（3）　安全な施設づくりの考え方 …… 33

第４章　計画・設計の具体的事項 …… 37

1　施設規模 …… 37
（1） 適正な施設規模の面積算定の考え方 …… 37
（2） 校舎諸室面積基準の見直し …… 37
（3） 普通教室の面積基準の考え方（コマ数基準） …… 38
（4） 校舎諸室面積基準 …… 40
2　施設の配置と整備方針 …… 44
（1） 共通事項 …… 44
（2） 個別事項(部屋別) …… 46
（3） 管理区分 …… 51
3　必要施設規模と建築制限上の課題 …… 52

第５章　学校施設の維持管理・整備スケジュールと事業費 …… 55

1　学校施設の維持管理の方針と劣化状況 …… 55
（1） ファシリティマネジメントに基づく計画、維持管理 …… 55
（2） 学校施設の機能・性能の維持・向上 …… 55
（3） 劣化状況の調査方法及び調査結果 …… 58
2　整備スケジュール …… 64
（1） 改築順序の基本的な考え方 …… 64
（2） 具体的な改築順序 …… 64
3　事業費について …… 66

第６章　整備の進め方 …… 67

1　推進体制 …… 67
（1） 改築懇談会の設置 …… 67
（2） 庁内体制 …… 67
2　計画的な整備の実施 …… 67
（1） 改築の手順 …… 67
（2） 工程と期間 …… 68
3　整備後の評価と次校整備への反映、第二期計画の見直し …… 69

総括・まとめ …… 70

1　未来の教育を見据えた校舎のあり方と基本理念の具現化 …… 70
2　全市的な視点から見た中学校の適正な数 …… 70
3　変動要素の考慮と次期計画への展望 …… 71

参考資料 …… 72

用語集 …… 97

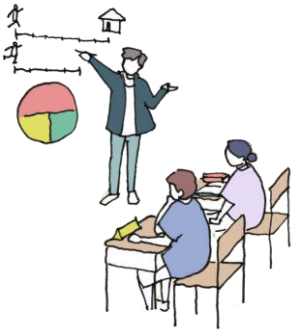

・巻末に用語説明を掲載している用語には＊の記号を付けています。
・数値については、端数処理の関係で内訳の計と合計が一致しない場合があります。

第１章 学校施設整備基本計画について

1 計画策定の背景・目的

本市の市立小中学校施設の多くは昭和30（1955）～昭和59（1984）年に建築され、最も古い学校施設は令和８(2026)年に築後約60年となります。

市では、平成25(2013)年３月に『公共施設再編*に関する基本的な考え方』をまとめ、既存施設について、安全性や利便性の向上に必要な改善を実施して、長寿命化を図りながら原則60年は使用することとしました。

学校施設についても、この方針に基づき維持管理を行ってきましたが、今後、築後60年を迎える学校が相次ぐことから、計画的に更新を行う必要があります。

これまで、武蔵野市教育委員会では新たな教育課題、学校の適正規模*、地域の公共施設として学校施設に求められる機能などについて検討した結果を『武蔵野市学校施設整備基本方針』(平成27(2015)年５月)及び『武蔵野市学校施設整備基本計画*』（令和２(2020)年３月）（以下「第一期計画」という。）として公表しました。

学校施設の更新は多大な費用と時間を要し、市政に大きな影響を与えるため、着実かつ計画的に実施できるよう、第一期計画において今後20年間余を見据えた目指すべき学校施設の基本的な方向性と、具体的な施設の整備方針及び標準的な仕様を定めました。この第一期計画に基づき、更新時の物理的条件及び地域性を鑑み、学校ごとに検討を行ってきました。

その後、武蔵野市の最上位計画である第六期長期計画・第二次調整計画（令和７（2025）年）の中で、「今後の改築*事業が予定される学校は、子どもの学びを第一に、全市的な視点から中学校の適正な数や未来における教育を見据えた校舎のあり方について、子ども、教職員、保護者、地域の意見や専門家の知見を踏まえ、建築面や財政面などさまざまな観点も含めて検討し、改築*を進める」と記載されました。

第一期計画の策定から５年が経ち、子どもたちや学校教育を取り巻く状況の急速な変化や、物価高騰をはじめとした社会情勢の変化への対応が求められる中、第二期武蔵野市学校施設整備基本計画*（以下「第二期計画」という。）の策定に向け、令和７（2025）年７月に小中学校長、小中学校PTA会長、青少年問題協議会代表、開かれた学校づくり協議会委員、公募市民、学識経験者、市職員により構成される第二期武蔵野市学校施設整備基本計画*策定審議会を設置し、計画策定作業を進めてきました。

第二期計画策定においては、第一期計画を前提として、「全市的な視点から見た中学校の適正な数」と「未来における教育を見据えた校舎のあり方」を主要論点として審議を進めてきました。

具体的には、これから改築*する学校施設が今後60年以上にわたり活用されることを見据え、なによりも子どもたちが「明日また行きたい」と思える豊かな教育空間の創造や、子どもたちのみならず教職員にとっても集団の中で多様な考えに触れ、互いに切磋琢磨できる安定した教育環境及び指導体制を維持するための「適正規模*」のあり方、さらにはこれに基づく具体的な方策について、議論を重ねてきました。

また、審議の過程においては、パブリックコメント等を通じて市民の皆様からさまざまなご意見をいただきました。第二期計画は、これらの多様な意見も踏まえ、これからの武蔵野市の学校施設を整備していくための基本的な方向性を示すものです。

なお、平成27（2015）年度に策定した「武蔵野市学校施設整備基本方針」の見直しについては、学校の適正規模*のあり方などを見直し、その変更内容を今回策定する第二期計画に統合しています。

2 計画の位置付け

(1) 国の計画との整合

国の『インフラ長寿命化基本計画*』において、各自治体は、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにし、整備の基本的な方針として公共施設等総合管理計画*を策定することとされています。

各自治体は公共施設等総合管理計画*に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、個別施設計画*を策定することが求められており、第二期計画は本市の学校施設についての個別施設計画*となります。

(2) 本市の他計画との関係

第二期計画は、本市の最上位計画である『武蔵野市第六期長期計画・第二次調整計画』及び教育分野の個別計画である『第四期武蔵野市学校教育計画』の内容を踏まえ、学校教育施設についての具体的な方針を示した計画であると同時に、『第２期武蔵野市公共施設等総合管理計画*』の学校教育施設の類型別施設整備計画でもあります。

【図表1 第二期計画と上位計画の関係図】

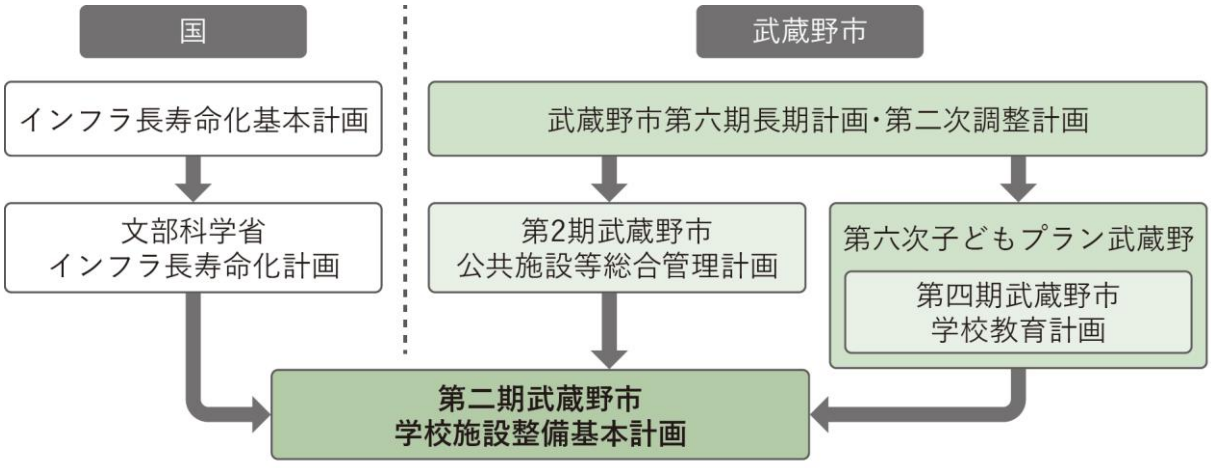

※このほか、『武蔵野市地域防災計画』『武蔵野市生涯学習計画』『武蔵野市都市計画マスタープラン』等の関連計画との整合を図っています。

３ 計画の対象

第二期計画の対象は、市立学校施設(小学校12校、中学校６校)とします。

【図表2 武蔵野市立小中学校一覧】

小学校		中学校	
第一小学校	吉祥寺本町4－17－16	第一中学校	中町3－9－5
第二小学校	境4－2－15	第二中学校	桜堤1－7－31
第三小学校	吉祥寺南町2－35－9	第三中学校	吉祥寺東町1－23－8
第四小学校	吉祥寺北町2－4－5	第四中学校	吉祥寺北町5－11－41
第五小学校	関前3－2－20	第五中学校	関前2－10－20
大野田小学校	吉祥寺北町4－11－37	第六中学校	境3－20－10
境南小学校	境南町2－27－27		
本宿小学校	吉祥寺東町4－1－9		
千川小学校	八幡町3－5－25		
井之頭小学校	吉祥寺本町3－27－19		
関前南小学校	関前3－37－26		
桜野小学校	桜堤1－8－19		

※第五小学校は改築*工事中（令和10（2028）年３月までの予定）、第五中学校敷地内の仮設校舎を使用
※井之頭小学校は改築*工事中（令和11（2029）年３月までの予定）、第一中学校敷地内の仮設校舎を使用

【図表3 武蔵野市小中学校配置図】



4 計画の期間と見直しのサイクル

学校施設整備基本計画*は令和２（2020）年度から、大部分の学校の更新が視野に入る令和25（2043）年度までの24年間を全体の計画期間とします。そして、全体期間を３期に分け、今回策定する第二期の計画期間を令和17（2035）年度末までとし、その期間中に更新する学校を定め、順次設計、施工を進めていきます。

ただし、各学校の改築*にかかる期間、児童・生徒数推計の実施時期、教育内容の変化、社会情勢の変化、建築技術の革新、本市の財政状況の変化など、さまざまな変動を考慮し、策定時期を見直す場合があります。

【図表4 計画見直しサイクル】

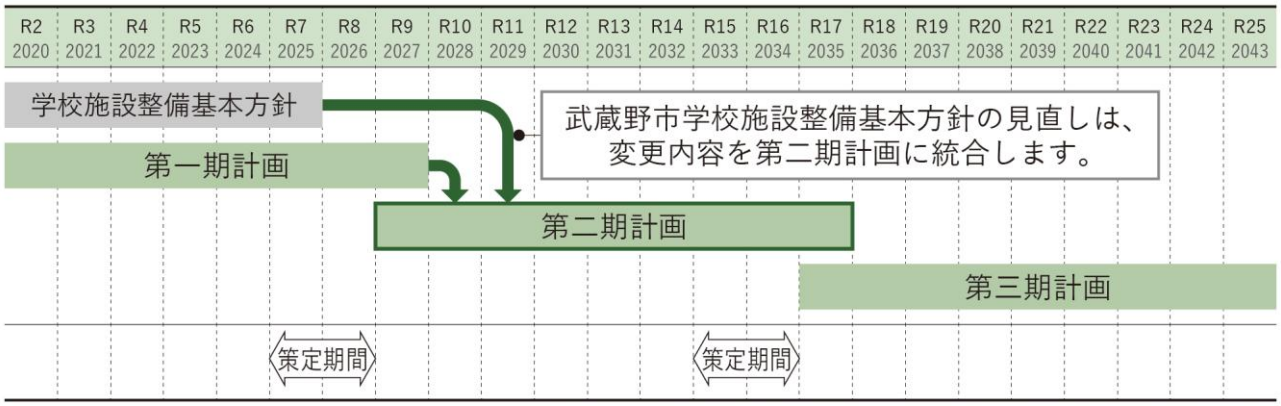

令和８(2026)年３月時点の予定であり、今後変更する可能性があります。

第２章 学校施設整備の現状と課題

1 学校施設の保有状況

【図表5 学校施設基本情報(小学校)】R8年3月時点

施設名	建物名	敷地面積(㎡)	構造	階数	延床面積*(㎡)	建築年度		築年数
						西暦	和暦	
第一小学校	校舎棟	10,591	RC	5	4,369	1968	昭和43	58
	体育館棟		RC+S	3	791	1969	昭和44	57
	プール更衣室棟		S	2	296	2000	平成12	26
第二小学校	校舎棟	9,850	RC	4	5,030	1967	昭和42	59
	体育館棟		RC+S	3	777	1967	昭和42	59
第三小学校	校舎棟	11,370	RC	4	4,564	1969	昭和44	57
	北校舎棟		RC	3	552	1974	昭和49	52
	体育館棟		RC+S	3	870	1968	昭和43	58
	第二体育館棟	857	RC	3	823	1987	昭和62	39
第四小学校	北校舎棟	13,045	RC	5	5,264	1972	昭和47	54
	南校舎棟		RC	2	1,106	1978	昭和53	48
	体育館棟		RC+S	3	771	1968	昭和43	58
第五小学校	現在改築*中							
大野田小学校	校舎棟	15,051	RC	6	12,150	2004	平成16	22
	西校舎棟		S	2	382	2017	平成29	9
	体育館棟		RC+S	2	1,268	1979	昭和54	47
境南小学校	東校舎棟	14,192	RC	4	2,505	1971	昭和46	55
	西校舎棟		RC	5	5,163	1975	昭和50	51
	体育館棟		RC+S	2	789	1976	昭和51	50
	調理場棟		RC	1	361	1975	昭和50	51
本宿小学校	校舎棟	11,482	RC	5	6,671	1978	昭和53	48
	体育館棟		RC+S	2	794	1978	昭和53	48
	調理場棟		RC	1	354	1978	昭和53	48
千川小学校	校舎棟	10,714	RC	5	6,075	1996	平成8	30
	体育館棟		RC	2	3,852	1996	平成8	30
井之頭小学校	現在改築*中							
関前南小学校	校舎棟	12,620	RC	4	3,631	1971	昭和46	55
	南校舎棟		S	2	695	2023	令和5	3
	体育館棟		RC+S	2	752	1971	昭和46	55
桜野小学校	校舎棟	12,176	RC	4	5,134	1977	昭和52	49
	北校舎棟		RC	3	1,483	2010	平成22	16
	西校舎棟		S	3	1,128	2014	平成26	12
	体育館棟		RC+S	4	3,022	2001	平成13	25

RC：鉄筋コンクリート造　　S：鉄骨造　　SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造

【図表6 学校施設基本情報(中学校)】R8年3月時点

施設名	建物名	敷地面積(㎡)	構造	階数	延床面積*(㎡)	建築年度		築年数
						西暦	和暦	
第一中学校	校舎棟	15,335	RC	4	9,230	2025	令和7	0
	体育館棟		RC	2				
	音楽室棟		RC	2	337	1988	昭和63	38
	旧体育館棟		SRC	5	4,030	1982	昭和57	44
第二中学校	校舎棟	15,024	RC	5	5,976	1967	昭和42	59
	東校舎増築棟		RC	2	264	1992	平成4	34
	体育館棟		SRC	4	2,973	1984	昭和59	42
第三中学校	校舎棟	13,700	RC	4	4,041	1971	昭和46	55
	体育館棟		SRC	5	4,730	1982	昭和57	44
第四中学校	校舎棟	19,996	RC	5	8,538	1974	昭和49	52
	体育館棟		RC+S	5	6,892	1992	平成4	34
	特別学級棟		S	2	451	1991	平成3	35
第五中学校	校舎棟	19,559	RC	3	8,971	2024	令和6	1
	体育館棟		RC	2				
	プール更衣室棟		RC	1	107	1984	昭和59	42
	旧体育館棟		RC+S	2	1,288	1964	昭和39	62
第六中学校	西校舎棟	10,392	RC	5	4,686	1971	昭和46	55
	東校舎棟		RC	3	2,132	1980	昭和55	46
	体育館棟		RC+S	3	1,153	1972	昭和47	54

RC：鉄筋コンクリート造　　S：鉄骨造　　SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造

2 これまでの学校施設の整備状況

【図表7 学校施設の主な整備】

年度	内容
昭和30(1955)～昭和59(1984)年	校舎、体育館の非木造化
昭和55(1980)～62(1987)年度 平成14(2002)～18(2006)年度 平成20(2008)～21(2009)年度	学校施設耐震補強
平成５(1993)～８(1996)年度	千川小改築*事業
平成８(1996)年度	旧境北小と旧桜堤小を再編*し、桜野小開校
平成10(1998)～23(2011)年度 平成14(2002)～17(2005)年度	小学校内へのこどもクラブ*設置 小学校内へのあそべえ*設置
平成15(2003)～16(2004)年度	大野田小改築*事業
平成17(2005)年度～	予防保全*(劣化保全・改良保全)の事業化
平成22(2010)年度 平成26(2014)年度	桜野小校舎増築(児童増対策)
平成23(2011)年度～	普通教室、特別教室等への空調設備設置
平成27(2015)～30(2018)年度	特定天井*の耐震改修
平成29(2017)年度	校内無線ＬＡＮ*化
平成29(2017)年度	大野田小校舎増築(児童増対策)
平成30(2018)～令和元(2019)年度	体育館への空調設備設置
令和５(2023)年度	関前南小校舎増築(児童増対策)
令和４(2022)～６(2024)年度	第五中改築*事業※一部外構工事を除く
令和４(2022)～７(2025)年度	第一中改築*事業※一部外構工事を除く
令和６(2024)～９(2027)年度予定	第五小改築*事業※一部外構工事を除く
令和７(2025)～10(2028)年度予定	井之頭小改築*事業※一部外構工事を除く

３ 現状と課題

（1） 学びの充実に向けた教育環境の整備

第四期学校教育計画（令和７（2025）年度から令和11（2029）年度）では、教育理念として「自他の幸せと豊かな社会を実現する未来の創り手を育む」を実現するために教育活動を進めています。

これからの学校施設では、新しい時代に求められる学習活動の実現に向けて、「学びの多様化」「地域との共生」「持続可能性」を支える柔軟なプラットフォームとしての機能が求められます。

また、「個別最適な学び*と協働的な学び」に対応した多様な教育環境ニーズの実現はもとより、学習にサポートが必要な児童・生徒など、多様な子どもの学習環境においても十分配慮する必要があります。

【図表8 第四期武蔵野市学校教育計画体系図】

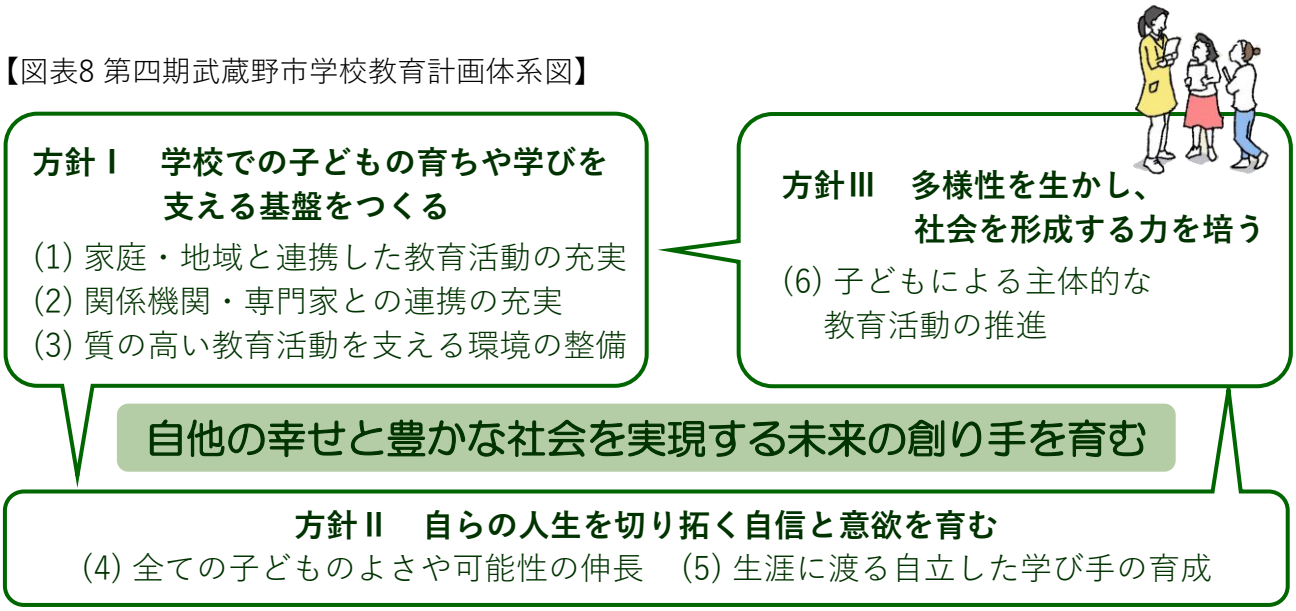

方針Ⅰ　学校での子どもの育ちや学びを支える基盤となる場

教育は学校のみで完結するものではありません。本市の強みである地域の教育力を生かすことで、子どもたちが多様な大人と出会い、多様な生き方に触れることができます。そのために、学校と地域が日常的に交わり、学びと生活がつながる開かれた拠点としての校舎が求められます。

また、GIGAスクール構想*では、学習者用端末*の利活用により一人ひとりの習熟度に適した授業の展開を実現可能なものにし、子どもたちは試行錯誤しながら思考し、表現することにより、多彩な学びに取り組むことを目指しています。実現に向けては、１人１台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することが必要です。

【キーワード】

・学びと地域が自然につながる空間

・GIGAスクール構想*（高速通信ネットワーク）

方針Ⅱ　自らの人生を切り拓く自信と意欲を育む場

令和３（2021）年１月には、中央教育審議会より、「令和の日本型学校教育の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学び*と協働的な学びの実現」が答申され、社会の急激な変化に対応した新しい時代の教育のあり方が検討されています。

その中で、これまで学校教育が培ってきた学校全体で子どもを育てる文化を生かしつつ、教員は「学びをデザインすること」が求められています。従来の校舎では、廊下と教室が壁で仕切られた「均質で閉鎖的な空間」が中心でしたが、学びをデザインする校舎では、オープンスペース*や可動式の家具など、より可変性を高めていくことで、教員・子ども自身がレイアウトを自由に変更し、一人一人の子どもの個性や特性を生かしながら学びの場を展開したり、体験活動を充実させたりしていくことが期待できます。

【キーワード】

・個別最適な学び*と協働的な学び

・学びのデザイン

・体験活動の充実

方針Ⅲ　多様性を生かし、社会を形成する力を培う場

一人ひとりが未来の創り手となるためには、子ども自身が「自分が学級や学校をつくるのだ」という主体性を生かした教育活動が大切です。「社会に開かれた教育課程」の実現を通じて、子どもが社会の一員としての意欲をもち、共に学びあい・育ちあう環境が求められており、「主体的・対話的で深い学び*」の観点から学習過程の改善が図られています。

また、高度専門職である教師には、新しい知識・技能等を学び続け、子どもたちに対してよりよい教育を行う教育環境をつくることが求められます。

【キーワード】

・主体的な教育活動

・学び続ける教師

令和４（2022）年３月に文部科学省から「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」最終報告が示され、これからの学校施設は、新しい時代の学びを実現していくことを基本とし、それらを具体化する施設環境を創造していく必要があり、そのキーコンセプトは「Schools for the Future」（「未来思考」で実空間の価値を捉え直し、学校施設全体を学びの場として創造する）であるとされています。

「未来思考」の視点は、次の４つです。

① 学校は、教室と廊下それ以外の諸室で構成されているものという固定観念から脱し「学校施設全体を学びの場」として捉え直します。廊下も、階段も、体育館も、校庭もあらゆる空間が学びの場であり、教育の場、表現する場、心を育む場になります。
② 教室環境について、単一的な機能・特定の教科等に捉われず、横断的な学び、多目的な活動に柔軟に対応していく視点（柔軟性）をもちます。
③ 紙と黒板中心の学びから、１人１台端末を文房具として活用し多様な学びが展開されていくように、学校施設も、画一的・固定的な姿から脱し、時代の変化、社会的な課題に対応していく視点（可変性）をもちます。
④ どのような学びを実現したいか、そのためにどのような空間を創り、それをどう生かすか、関係者が、新しい時代の学び舎づくりのビジョン・目標を共有します。

(2) 老朽化への対応

ア　現状

令和８(2026)年３月時点の校舎棟の築年数が築後50年以上で、施設の更新時期が近い学校が全体の56％であり、長寿命化改修*を行う時期の目安とされる築後45年程度(文部科学省『長寿命化改修*の手引き』より)を超える学校を加えると、全体の67％となります。

【図表9 学校施設築年分類】

	50年以上	45年以上50年未満	45年未満
小学校（12校）	６校	２校	４校
中学校（６校）	４校	０校	２校
全体割合	56％	11％	33％

【図表10 市立小中学校　校舎棟築年数】

築50年以上太枠
【令和８（2026）年３月時点】

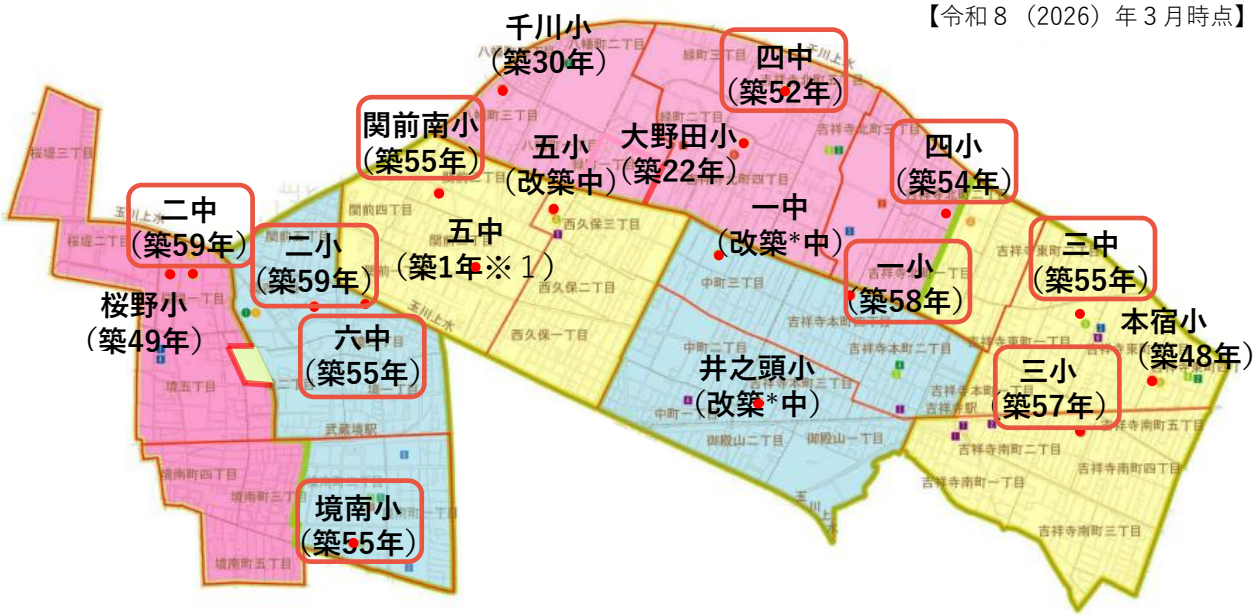

※１　第五中の旧体育館棟（築62年）、プール更衣室棟（築42年）については、第五小改築*後の令和10（2028）年度以降に解体予定。
※２　第一中の旧体育館棟（築44年）については、井之頭小改築*後の令和11（2029）年度以降に解体予定。

イ　課題

本市では、大半の学校で築年数が50年を超えており、かつ、更新の目安とする築後60年到来が2020年代後半～2030年代前半に集中するため、計画的な更新と、更新までの適切な維持管理を行う必要があります。

(3) 児童・生徒数の推移と今後の推計

ア　現状

小学校児童数は昭和55（1980）年度に10,499人、中学校生徒数は昭和61（1986）年度に4,539人をピークに下がり始め、令和７（2025）年度現在の小学校児童数は6,401人と約４割減少、中学校生徒数は2,006人と約６割減少しています。

令和７（2025）年度に実施した人口推計に基づく児童・生徒数推計によると、20年後には小学校児童数が約３割減少し、中学校生徒数は数年間増加するものの、20年後には約２割減少する予想となっています。

市内在住者のうち、私立・国立小学校へは約１割、私立・国立中学校へは約４割以上の進学率となっています。

【図表11 市立小中学校児童・生徒数推移】

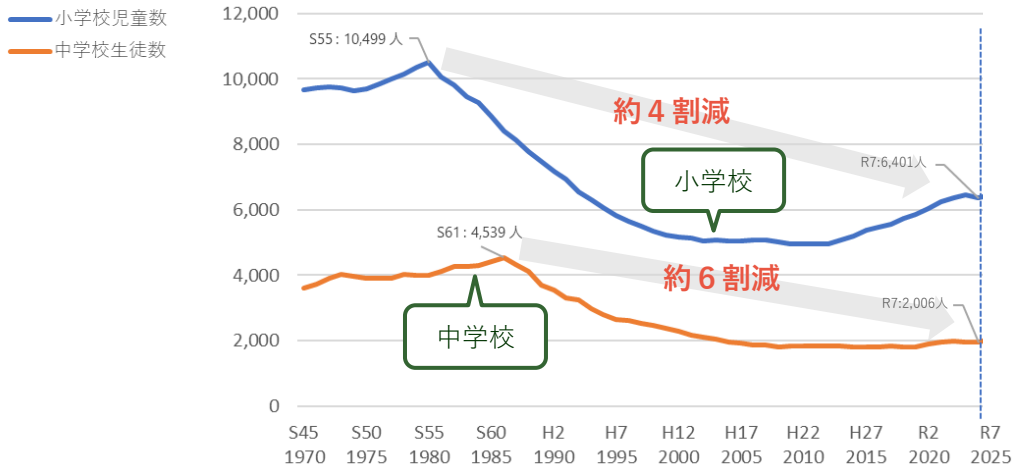

【図表12 私立・国立小中学校進学率】

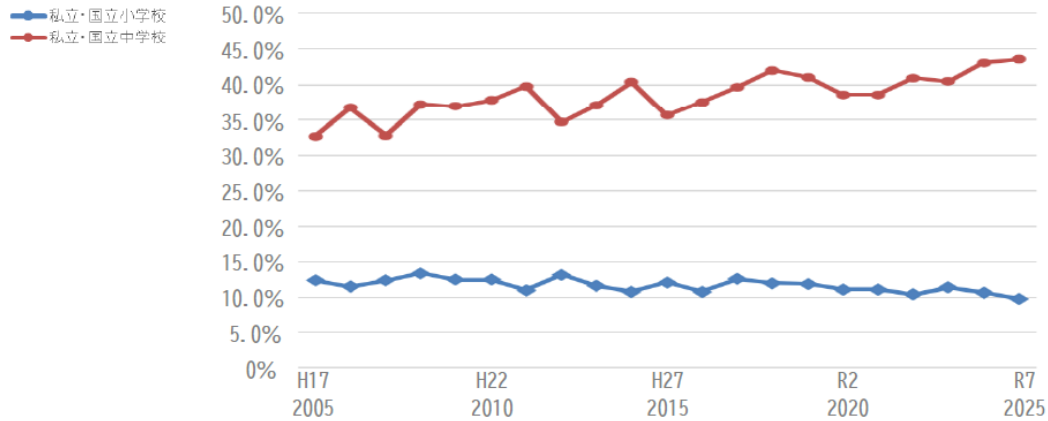

イ　課題

児童・生徒数の推計値は更新する学校施設の規模に大きな影響を与えますが、推計の実施時期により結果に差異が生じるため、市の長期計画・調整計画を策定する際に実施する児童・生徒数推計をはじめとした最新の推計値を注視するとともに、児童・生徒数の変化に柔軟に対応できる施設とする必要があります。

将来的に人口が減少し、豊かな教育環境を維持するために必要な適正規模*を下回ることが見込まれる学校については、子どもたちの学びの質を確保する視点から、学区の見直しや、学校再編*（統合新校*、吸収合併*など）及び施設の複合化*・多機能化*など、さまざまな選択肢を広く検討する必要があります。

【図表13 市立小学校の児童数推計（令和７年度調査確定値）】

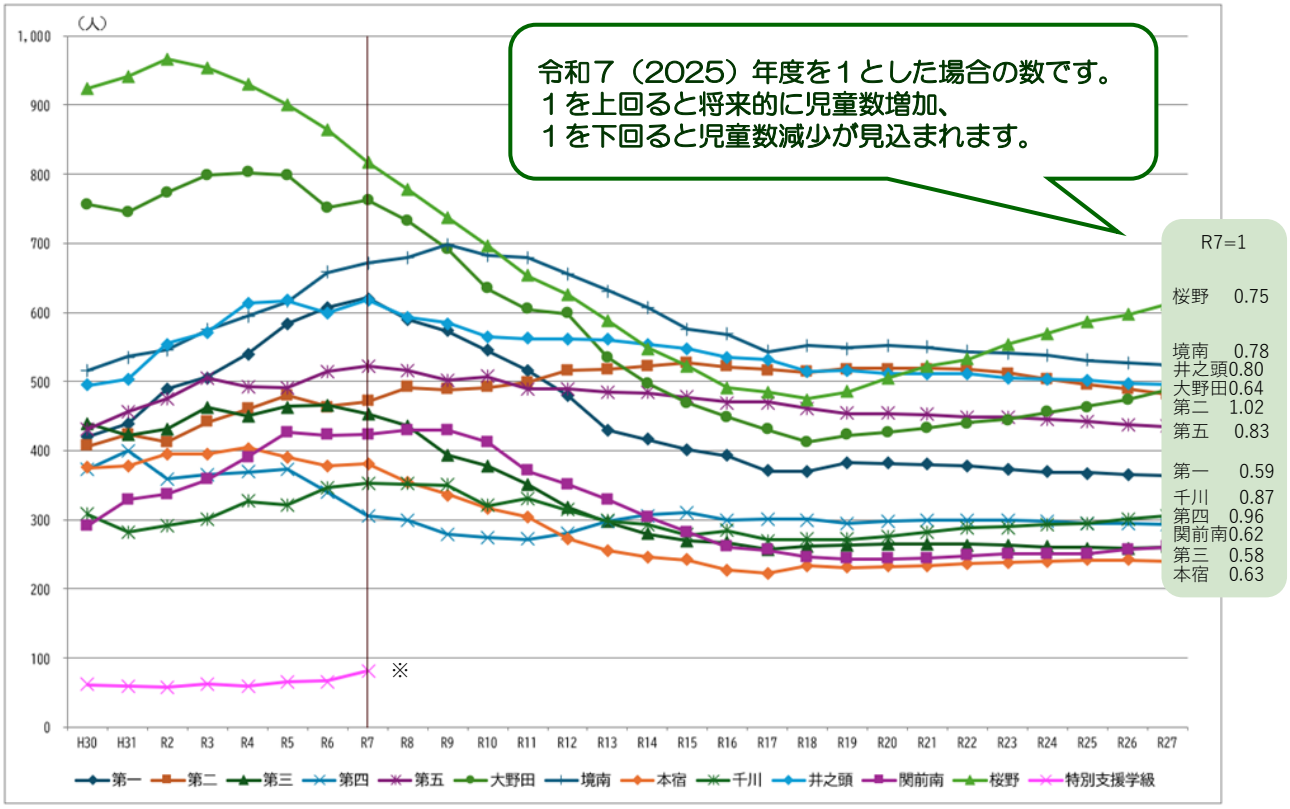

※　特別支援学級*については、支援を必要とする児童・生徒の実態や学習指導要領*等の変更に応じて柔軟に対応するために、推計値とは別に検討を行っている。

【図表14 市立中学校の生徒数推計（令和７年度調査確定値）】

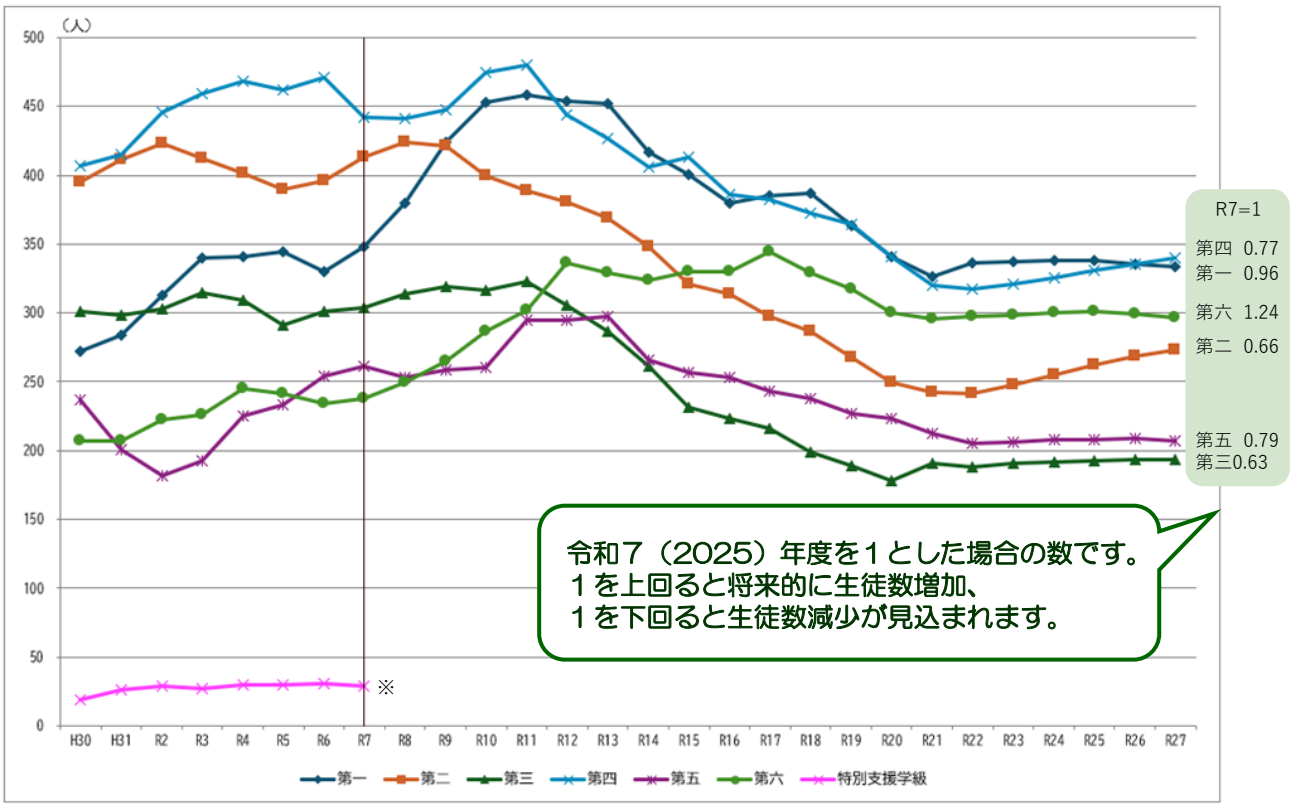

※　特別支援学級*については、支援を必要とする児童・生徒の実態や学習指導要領*等の変更に応じて柔軟に対応するために、推計値とは別に検討を行っている。

(4) 財政の現状と今後の予測

ア　現状

市立小中学校の学校施設整備に必要な資金として平成13(2001)年度に武蔵野市学校施設整備基金*を設置し、令和７(2025)年度末の残高は約205億円です。

一方、本市の公共施設の床面積において学校施設は52％を占めており、今後の老朽化対策には多大な財政負担が予想されます。

イ　課題

今後も健全な財政を維持しながら公共施設等の更新を着実に進め、充実した公共サービスを継続していくためには、市の将来的な財政予測の範囲内で更新できるよう、子どもたちに必要な教育環境を確保することを前提としつつ、学校施設の規模や整備水準を適正に設定していく必要があります。

また、学校施設のみならず市全体の公共施設の更新期を迎えていることから、財政負担を平準化するため、関係課と連携しながら、他施設の更新時期を踏まえ、最適な更新時期を決定する必要があります。

【図表15 投資的経費*の支出を踏まえた本市の今後の財政見通し】

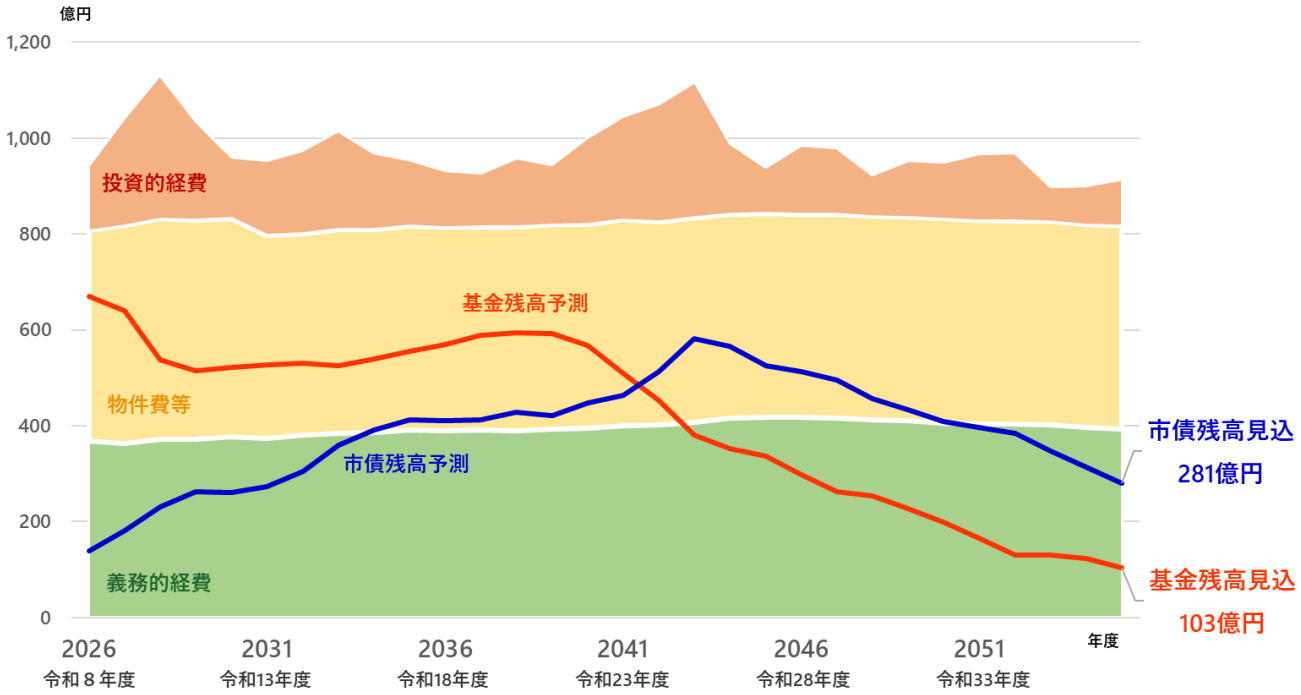

資料：令和７年度実施 長期財政シミュレーション・短期財政見通し（令和８～令和37年度）令和８年３月作成

・・・ 長期計画に規定されている将来人口推計の見直し基準（推計値から１％程度の乖離が１年以上続いた場合）に該当したことで、将来人口推計を見直しました。これを受け、通常は長期計画の策定に合わせて作成している長期財政シミュレーションについても、令和８年３月に改めて実施しました。

一般会計*全体の財政シミュレーションにおいても、基金*が減り、市債*が増える方向性は同様です。30年後の基金*残高の見込みは約103億円（令和７（2025）年度末現在約656 億円、約84％減）、市債*残高の見込みは約281 億円（令和７（2025）年度末現在約129億円、約118％増）です。

⑸ 建築の現状と課題

ア　現状

改築*にあたっては、同一敷地内での建替えが求められるため、高さ制限*や日影規制*など、建築後に改正された法規制等により、現在と同じ規模、同じ配置では施設の更新ができない場合があります。また、仮設校舎を設置した上で既存校舎を段階的に解体・新築する工事方法を想定しており、工事期間は約３年間に及ぶ見込みであることから、この間、児童・生徒は仮設校舎で学校生活を送ることとなり、長期間にわたる仮設校舎での教育活動が想定されます。建設費においては、近年、建設資材価格や労務費の高騰を背景に急激に上昇しており、学校改築*事業を取り巻く環境は大きく変化しています。

イ　課題

将来の児童・生徒数の推移や教育内容の変化を見据え、必要な機能を確保しつつ、施設規模を適正化する必要があります。また、仮設校舎においても、児童・生徒及び教職員の負担軽減に配慮する観点から、建替え手順や段階施工の制約を踏まえ、仮設校舎の設置期間や工事工程を最小限とする配置計画を検討することが求められます。建設費においては、社会情勢の変化により学校改築*の事業費が大きく増加し、仮設校舎整備費も含めた財政負担が重くなる中、事業費の抑制と計画的な事業実施が大きな課題となっています。

【図表16 改築*事業期間・建設費の推移】

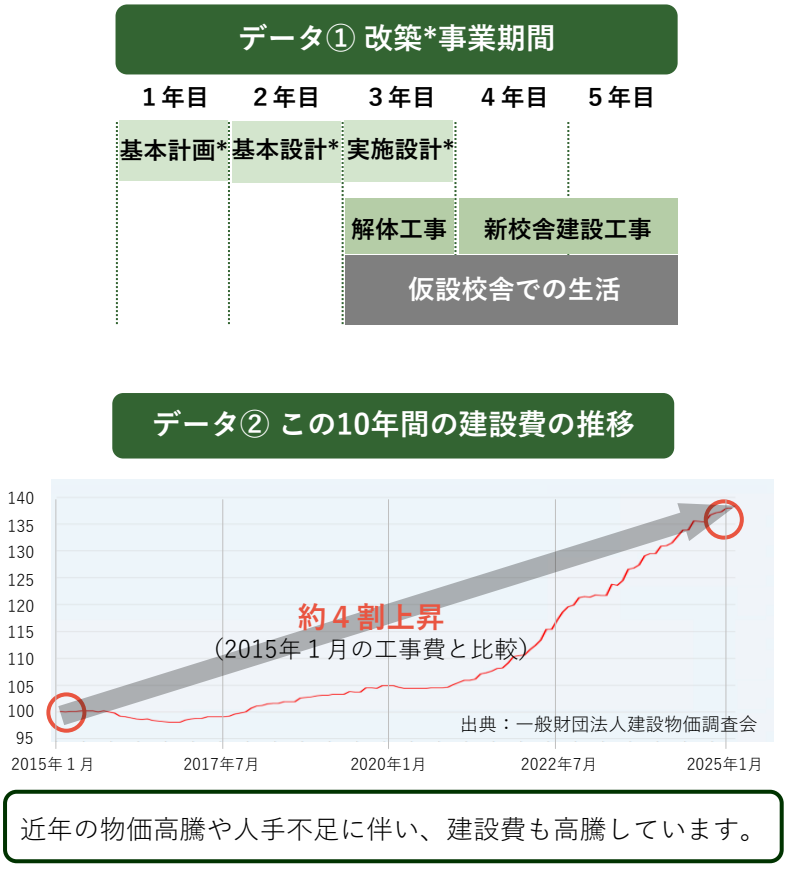

第３章 学校施設整備にあたっての考え方

1 これからの武蔵野市の学校教育に求められる目標と施策の基本的な方向性

(1) 武蔵野市の教育理念を実現するためのプラットフォームとなる施設

第二期計画では、第四期武蔵野市学校教育計画の「自他の幸せと豊かな社会を実現する未来の創り手を育む」を教育理念として、①学校での子どもの育ちや学びを支える基盤となる場、②自らの人生を切り拓く自信と意欲を育む場、③多様性を生かし、社会を形成する力を培う場づくりが求められています。

そのため、これからの学校施設では、新しい時代に求められる学習活動の実現に向けて、「学びの多様化」「地域との共生」「持続可能性」を支える柔軟なプラットフォームとしての機能を備える必要があります。

特に「個別最適な学び*と協働的な学び」に対応した多様な教育環境ニーズの実現に向けて、授業形態としては、一斉指導だけでなく、チームティーチング*、個別学習*、習熟度別・少人数指導*、グループ学習*など、多様な指導方法、学び方が想定された教育環境の整備が必要です。

さらに、ＩＣＴ*環境など学習ツールの変化に加え、学校図書館*など多様な場における学びも視野に入れて、整備が必要です。

また、学習にサポートが必要な児童・生徒など、多様な子どもの学習環境においても十分配慮した整備が必要です。

(2) 新しい時代の学びと学校施設の未来：学習指導要領*改訂の動向（文部科学省）

現行の学習指導要領*が目指す「主体的・対話的で深い学び*」や、その後に提唱された「個別最適な学び*と協働的な学び」の実現に向け、文部科学省では「新時代の学校施設づくり」の推進を掲げており、これに基づき、学校全体を学びの場と捉え、多様な学習活動に対応できる柔軟な空間整備が求められています。

さらに、次期学習指導要領*は、以下の3つの方向性を「三位一体」で実現することを目指しています。

①　主体的・対話的で深い学びの更なる実装

生成AIの普及に伴い「深い学び」の重要性が高まる中、教師がイメージしやすく授業に生かせる学習指導要領*を通じて、「主体的・対話的で深い学び*」の確実な実装を図る

②　多様性の包摂

子供たちの多様性が進む中、学校が「多様な他者と学ぶ場」としての役割を果たし、一人ひとりの実態に応じた指導で全ての子供を包摂しながら、「深い学び」による確実な資質・能力の育成を図る

③　実現可能性の確保

①②の両立に向けて現場の負担に向き合い実現可能性を確保するため、教育課程に教師と子供の「余白」（時間的余裕）を創出し、多様な子供たちの深い学びと豊かな学びに繋げる

これらの改革を通じて、「生涯にわたり主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら、自らの人生を舵取りできる、民主的で持続可能な社会の創り手」をみんなで育むことを目指すこととしています。

第二期計画では、次期学習指導要領*が目指す「主体的・対話的で深い学び*」の更なる深化を見据え、それに対応できる教育空間の可変性を持たせていく方針です。

⑶ 子どもたちにとって「明日また行きたい」と思える学校＜基本理念＞

①　基本理念「子どもたちにとって『明日また行きたい』と思える学校」

第四期武蔵野市学校教育計画の「学校での子どもの育ちや学びを支える基盤となる場づくり」「自らの人生を切り拓く自信と意欲を育む場づくり」「多様性を生かし、社会を形成する力を培う場づくり」を実現するとともに、武蔵野市の学校施設は、子どもたちが毎日楽しみに登校し、子どもたちにとって「明日また行きたい」と思える学校の創造を目指します。これは、文部科学省が提唱する「新しい時代の学び舎」の理念に基づくものであり、また、武蔵野市がこれまでに改築*を行った4校における実績で培った知見を活かすものです。学校施設全体を「ゆるやかにつなぐ学びの空間」として捉え、多様な「出会い」と、活動内容に応じて主体的に選択できる「居場所」を提供することで、子どもたちの探究心と学ぶ意欲を育みます。

②　環境整備の主なポイント

- **多様な「出会い」の創出**：友人、教職員、本、新たな体験など、偶発的な学びや発見を促す空間を設けます。
- **活動に応じた多様な居場所の提供**：集中、協働、休息など、目的に応じて子どもたちが自由に選択できる場を効果的に配置します。
- **心理的・物理的側面への配慮**：視線、音、人との距離感に配慮し、安心して心地よく過ごせる環境を整えます。

これらの環境整備を通じて、子どもたちは自ら学びを深め、学校が毎日新たな発見と成長に満ちた、楽しみな場所となることを目指します。また、教職員をはじめ学校に関わるすべての人々にとっても、活気に満ちた「明日また行きたい」と思える学校となることを目指します。子どもたちの登校意欲と教職員の働きがいを相乗的に高め、双方にとって魅力ある学校づくりを推進します。

また、こうした学校を60年以上にわたって実現し続けるためには、豊かな教育空間とともに、多様な人材との関わりや教員の指導体制を安定して確保できる学校規模のあり方を、一体的に考えていく必要があります。

【「明日また行きたい」と思える学校のイメージ】

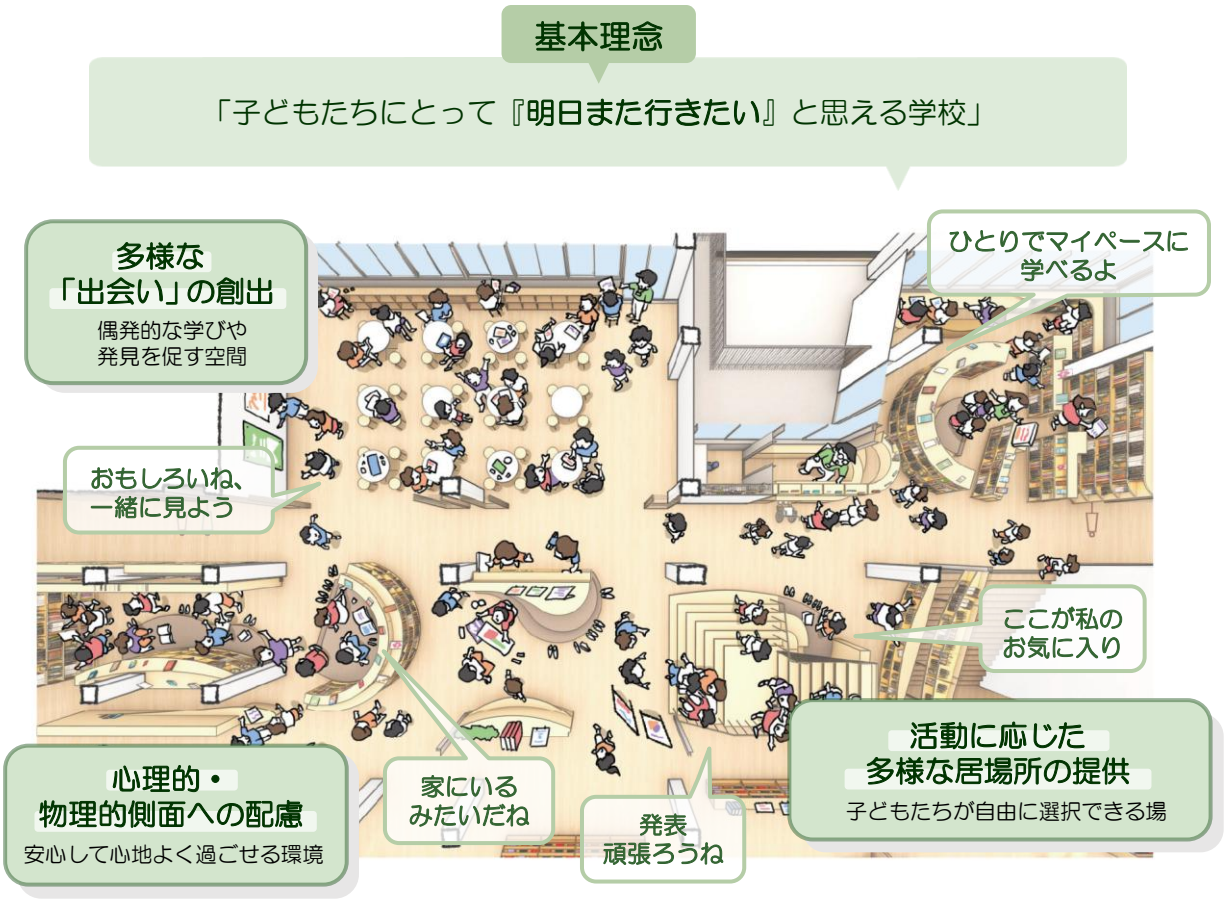

(4) 校舎全体をゆるやかにつなぐ学びの空間整備＜基本方針＞

国の動向も踏まえ、「学習や教育の変化に対応し、主体的・対話的で深い学び*ができる施設」を具体化していく設計では、「校舎全体をゆるやかにつなぐ学びの空間整備」を目指し、主体的・対話的で深い学び*の活性化、個別最適な学び*・協働的な学びを促す空間づくりを進めます。

具体的には、学びの多様化に対応した教育空間として、特定の教科に捉われない創造的な活動や、教科等横断的な学習にも対応できる空間として構成する主な要素のうち、学校図書館*と多目的室からなる開放的なラーニング・コモンズ*を中心に配置し、普通教室、特別教室などの学びの空間とつながるように置くことで校舎全体をゆるやかにつなぎます。

開放的なラーニング・コモンズ*を中心に配置することで、学びとの出会い・興味・楽しさを生み出すとともに、交流・刺激・遊びを誘発することが期待されます。さらに、多様な空間を連続的に配置することで、児童・生徒自らが学びの場を見つけ主体的な学び方を可能にするなど、学びの多様化に対応した教育空間を実現します。

『コモンズ』とは…“集まる場所”、“共有する広場”を意味し、“児童・生徒の自主的・主体的な活動を促す場”という意味も含む

『校舎全体をゆるやかにつなぐ学びの空間』

“主体的・対話的で深い学び” の活性化
“個別最適な学び*・協働的な学び” を促す空間づくり

- 学校図書館*＋多目的室を **“ラーニング・コモンズ*”** として、**学校の真ん中に、開放的に整備**
- 『ラーニング・コモンズ*』を中心とした**学びの空間を連続**させ、学びの **“重なり”** をつくる
- 『重なり』が日常生活の中で、**“学びとの 出会い・興味・楽しさ”** を生みだし、交流・刺激・遊びを誘発
- 多様な空間の連続的配置により、**“児童・生徒自らが学びの場を見つけられる”**

（小学校編）

小学校の空間構成は、ラーニング・コモンズ*を中心に、「普通教室＋オープンスペース*」のユニットで囲むことにより、児童がいつでも調べ学習ができる環境が整います。

普通教室⇒オープンスペース*⇒ラーニング・コモンズ*と連続する空間構成に加え、ラーニング・コモンズ*⇒特別教室へも連続する構成とします。これをベースに、主体的・対話的で深い学び*の活性化を図り、個別最適な学び*・協働的な学びを促す空間づくりを実現します。

（中学校編）

普通教室、学年コモンズ*、ラーニング・コモンズ*、特別教室の4つの空間をゆるやかにつなぐことで、「主体的・対話的で深い学び*の活性化、個別最適な学び*・協働的な学びを促す空間づくり」を実現します。

【校舎全体をゆるやかにつなぐ学びの空間構成】

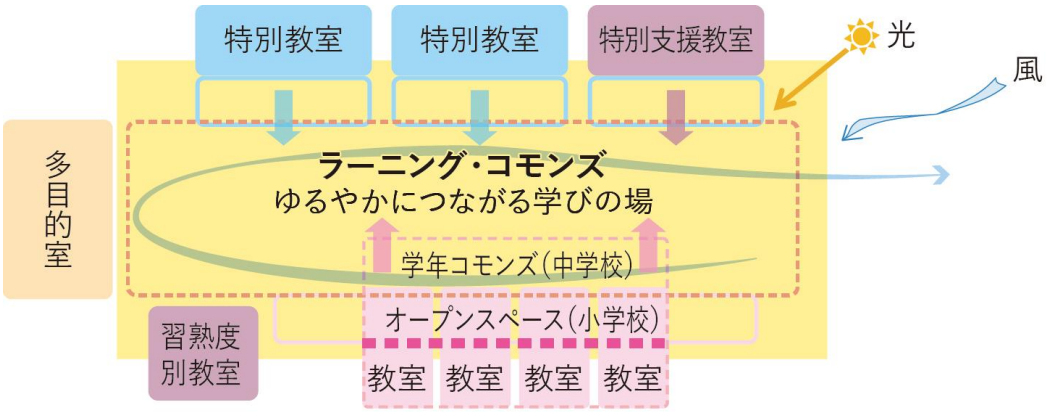

2 学校改築における共通原則と各学校の特色

今後の学校施設の改築*を進めるにあたり、全ての学校に共通して備えるべき事項（標準化）と、それぞれの学校の個性や地域特性を活かす事項を定めます。

① 標準化を図る事項（公平性と効率性）

ア 学びの公平性

武蔵野市の公立学校に通う全ての子どもたちが、どの学校に進学しても一定の機能と質の高い教育環境で学べるよう、教育空間の基本的な考え方を統一します。

イ 設備・構造の標準化

空調、換気、照明、水回りなどの設備や、耐震性などの構造性能についても、公平な教育環境と将来の維持管理の効率化を図るため、一定の基準を設けます。教育的ニーズの変化や施設の複合的な利用、多機能化*の観点も踏まえ、設備や構造の標準的な考え方で改築*を進めます。

ウ 共通の設計指針

「教育空間の考え方」「地域のつながりを育てる施設の考え方」「安全な施設づくりの考え方」を共通の設計指針とします。また、耐震性能、設備・環境性能、バリアフリー*、ユニバーサルデザイン*、安全・防犯対策、防災機能についても、公平性と効率的な維持管理の観点から標準化を図ります。

② 各学校の特色を活かす事項（地域との調和）

ア 地域に愛される施設

学校は地域の核として、その地域の歴史、伝統、景観、住環境に調和し、子どもたちと地域住民に長く愛される施設を目指します。

イ 個別計画への反映

各学校の改築*計画を策定する際には、「学校改築*懇談会」を設置します。この懇談会で、学校の特色、敷地周辺の状況、地域コミュニティ、福祉、防災といった多様な観点から議論を行い、その結果を設計に反映させ、学校独自の個性や敷地の特性を活かした施設を構築します。

【学校改築における共通原則と各学校の特色】

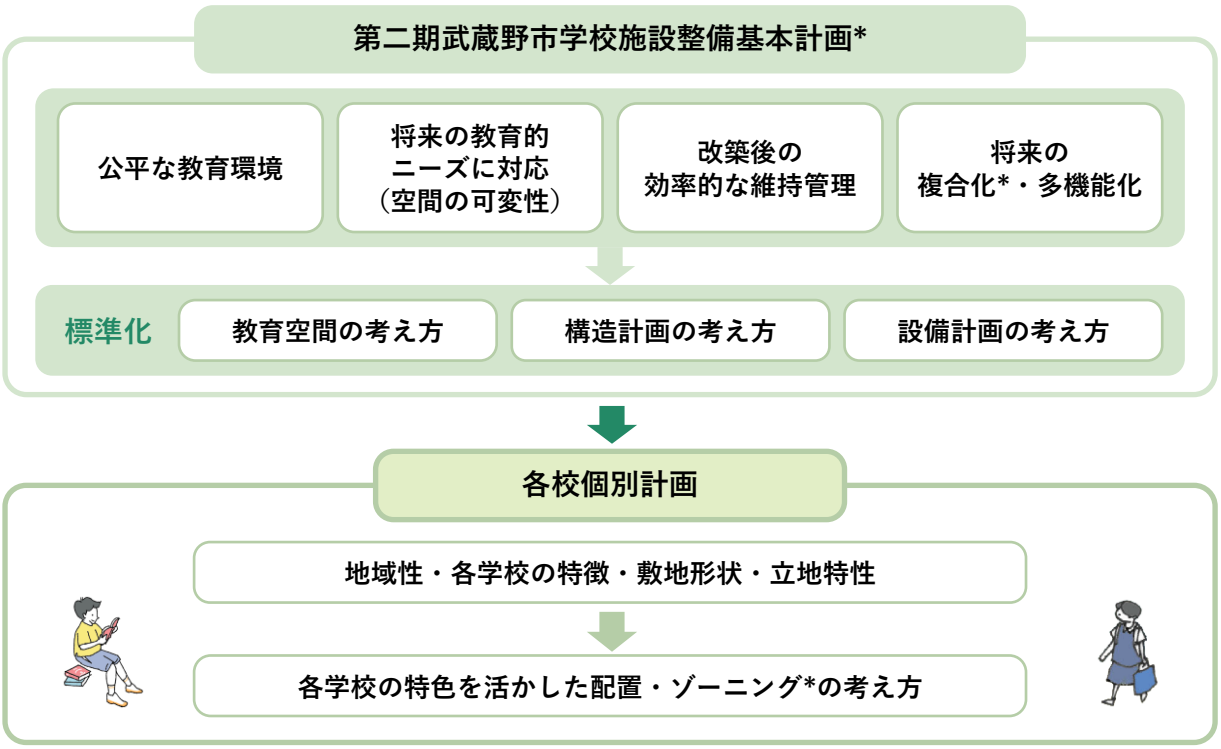

３ 学校施設の適正規模*についての考え方

（これまでの経過）

平成27年に策定された武蔵野市学校施設整備基本方針の中で、小学校は各学年おおむね30人以上、中学校は各学年２学級以上かつ各学級おおむね30人以上と定めていました。

令和７年に策定された武蔵野市の最上位計画である第六期長期計画・第二次調整計画の中で、「今後の改築*事業が予定される学校は、子どもの学びを第一に、全市的な視点から中学校の適正な数や未来における教育を見据えた校舎のあり方について、子ども、教職員、保護者、地域の意見や専門家の知見を踏まえ、建築面や財政面などさまざまな観点も含めて検討し、改築*を進める」と記載されました。

今回策定する第二期計画では改めて未来を見据えて、小学校、中学校の適正規模を定めました。

(1) 小中学校の適正規模について

小中学校の適正規模*は「１校 12～18 学級」とします。
（小学校：１学年２～３学級、中学校：１学年４～６学級）

学習指導要領*の中では、教育活動において多様な人材との関わりが求められています。また、国が法令で定める小中学校の標準規模（１校12～18学級）も参考とし、子どもたちの多様な学びと、教員の指導体制の充実など、一定の規模を確保することによる教育面での効果を踏まえ、武蔵野市にとっての最善となる学校の適正規模*は、１校 12～18 学級とします。

また、全市的な視点から見た中学校の適正な数については、20年後の中学校生徒数を適正規模*（1校12～18学級）で単純に割ると、市内の中学校数は3～4校程度になります。ただし、適正規模*を外れる中学校に対する具体的な方策については、地域の実態等も含め、個別の学校ごとに検討する必要があります。

(2) 学校施設の再編*について

第二中学校と第六中学校を再編*し、統合新校*を設置します。

第二期計画の期間中に改築*を迎える第二中学校および第六中学校については、両校とも将来的に生徒数が適正規模*を下回る見込みのため、方策を検討した結果、両校を再編*し「統合新校*」を設置することとします。

第二中学校の北側には、旧桜堤小学校跡地があるため、この敷地を活用することで、「統合新校* 」の設置が可能です。

改築*にあたっては、既存校の敷地利用により、仮設校舎が不要となることに加え旧桜堤小学校跡地は、桜堤調理場や浄水場が近接し、地域防災拠点になり得る点も大きなメリットです。

ただし、学区域が広がり通学距離が長くなることや、学校施設が減ることにより災害時の避難所が減少することについては、対策を検討する必要があります。

第二期計画の期間以降に改築*を迎える学校については、第三期学校施設整備基本計画*で適正規模を実現する具体的な方策を検討することになります。

4 学校施設整備における各諸室の整備方針

(1) 教育空間の考え方

ア　多様な学習形態を可能とする教室・教室まわり⇔さまざまな出会いができる多様な居場所

（多様な学習形態を可能とする教室・教室まわり）

普通教室については、多様な学習内容・学習形態および児童・生徒の主体的な活動を支援し、豊かな創造性を発揮できる空間として計画します。

普通教室を、一斉指導による学習以外に、個別学習*、習熟度別・少人数指導*による学習、グループ学習*等の活動および児童・生徒の学習成果の発表などに対応するための学習メディア等が活用できる多目的な空間として整備するとともに、同様の多目的な用途や複数学年による学習等で使用できる多目的室を、普通教室と連携しやすい場所に整備します。

また、教室・教室まわりには「さまざまな出会いができる多様な居場所」を創出します。

【学習形態の変化】

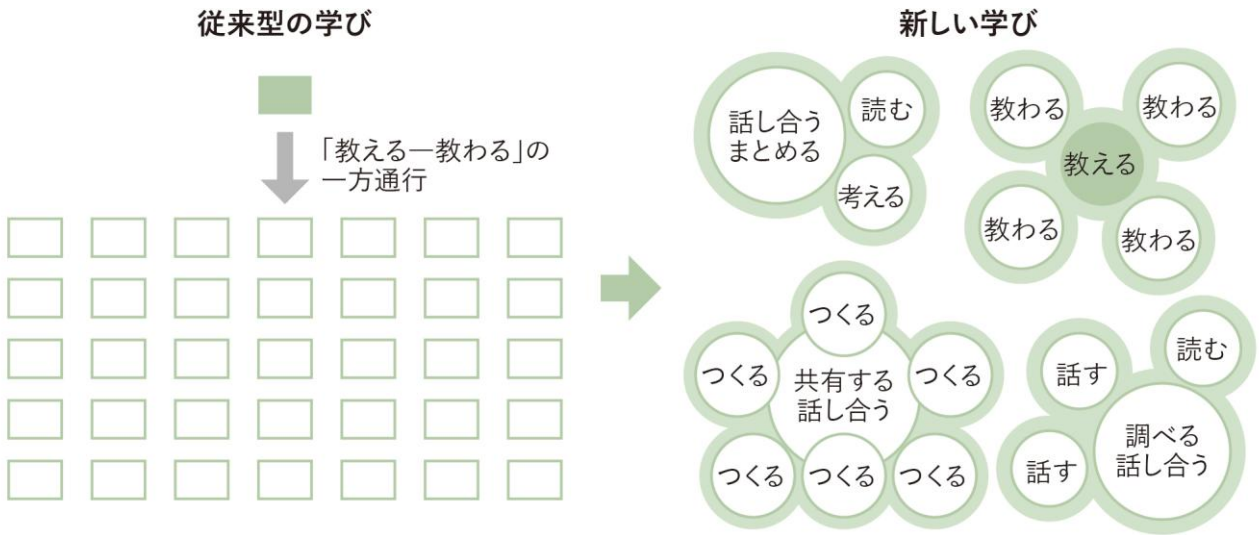

- 「教える―教わる」の一方通行
- 知識習得重視
- 教えるための教室環境

- 自主的に学び方、学ぶ場を選ぶ
- 多様な学習方法が混在
- 学ぶための教室環境

（さまざまな出会いができる多様な居場所）

子どもたちが「明日また行きたい」と感じるきっかけが、学校の中に数多くあることが大切です。　友達との出会い、本との出会い、体験や学びとの出会いなど、多様な出会いが生まれるよう、教室・教室まわりを中心に、校舎全体にさまざまな居場所をつくることが、「明日また行きたい」きっかけを育みます。

また、多様な居場所をつくるにあたっては、視線や音の感じ方、他の児童・生徒や教員がいる場所との距離感などを段階的に設け、出会う対象や学びの内容に応じて、選べるさまざまな場を整備します。

【子どもたちが求めている多様な居場所】

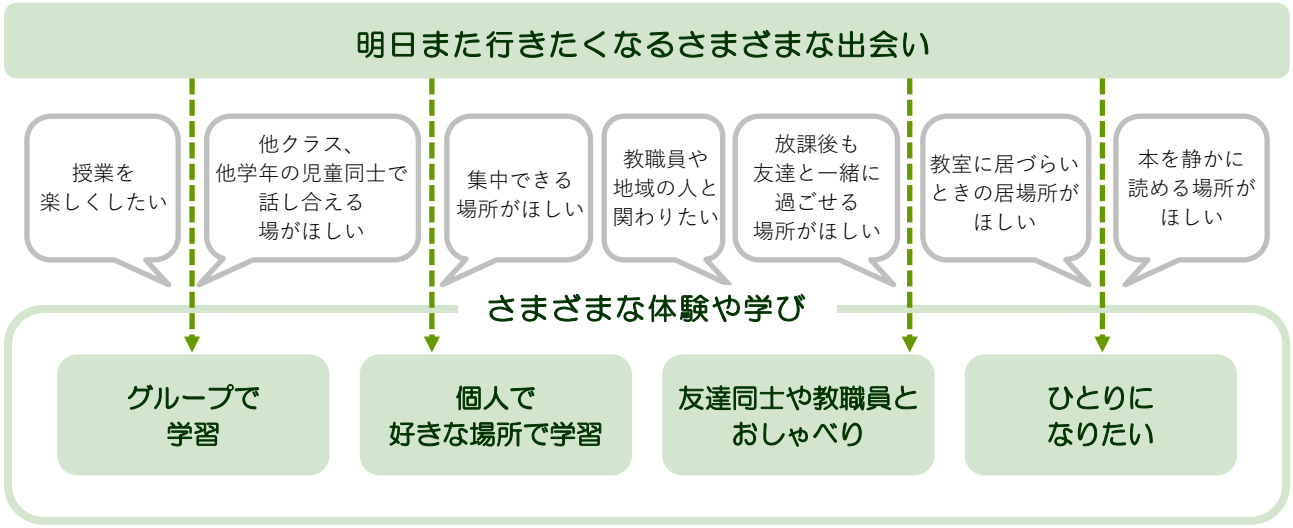

吹き出し意見：中間まとめに対する児童・生徒アンケート結果より



●さまざまな出会いができる多様な居場所

教室・教室まわりからさまざまな出会いができる多様な居場所がつながっている

【居場所づくりのパターン】

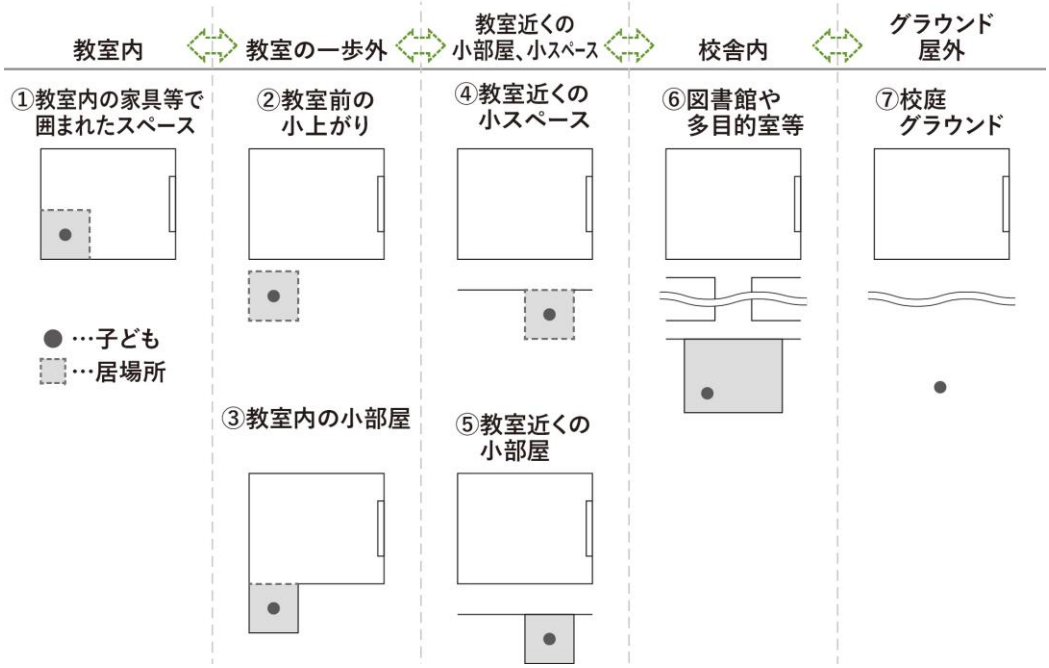

【多様な居場所の例】

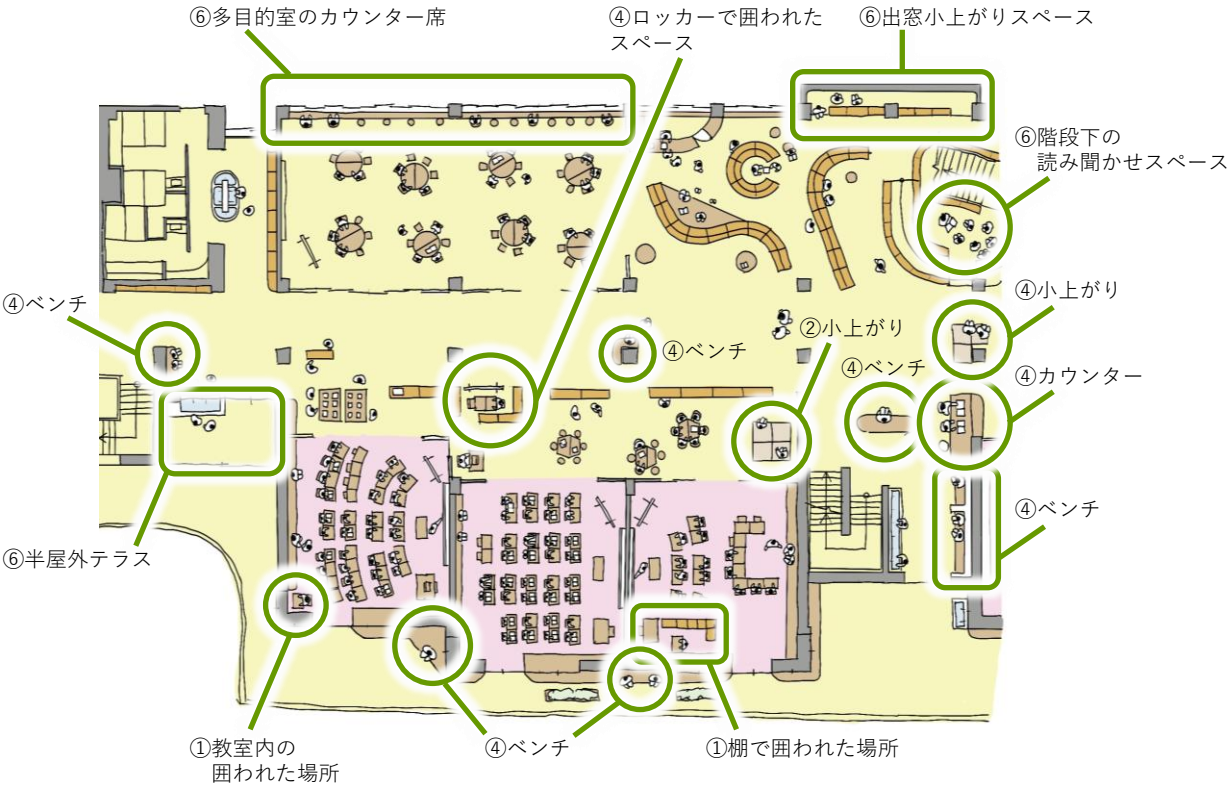

■ 小学校の標準型の考え方（普通教室（＋可動間仕切壁*）＋オープンスペース*の配置）

小学生は普通教室を中心に学びが展開されるため、普通教室まわりに拡張性、可変性をもたせ「可変空間（オープンスペース* ）」を計画し、個別最適な学び*と協働的な学びに柔軟に対応できる空間とします。普通教室とオープンスペース*の間は、学習形態に合わせて開閉ができる可動間仕切壁*とします。

児童の気持ちを落ち着かせるため、教室に近い場所にクールダウンスペース*を設置します。

【小学校の普通教室まわりの整備イメージ】

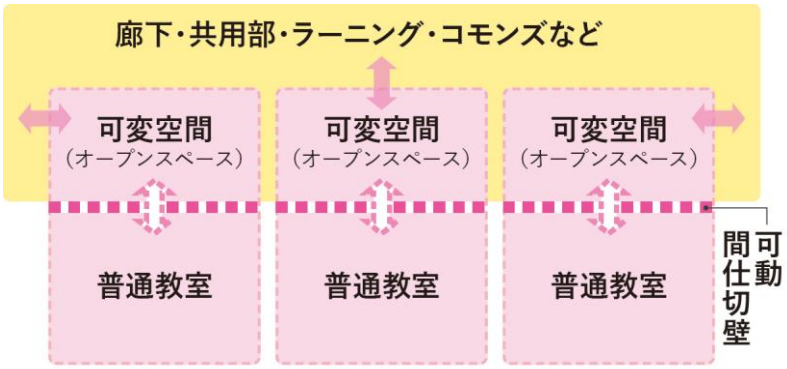

オープンスペース*の使い方パターン例



教室とオープンスペース*の一体的利用



快適なリビングのような空間



■ 中学校の標準型の考え方（普通教室（＋可動間仕切壁*）＋学年コモンズ*の配置）

普通教室に面して連携が容易な学年コモンズ*を設置します。学年コモンズ*は開放的な設えとし、生徒同士や先生との交流の場となるほか、個別学習*、グループ学習*、学年や複数の学級での集会等、多様な利用形態に対応できます。普通教室と学年コモンズ*の間は可動間仕切壁*とし、学年コモンズ*と連携する場合は開閉ができ、よりオープンになります。

生徒の気持ちを落ち着かせるため、教室に近い場所にクールダウンスペース*を設置します。

【中学校の普通教室まわりの整備イメージ】





ICT*機器を活用した授業



自由な使い方のできる学年コモンズ

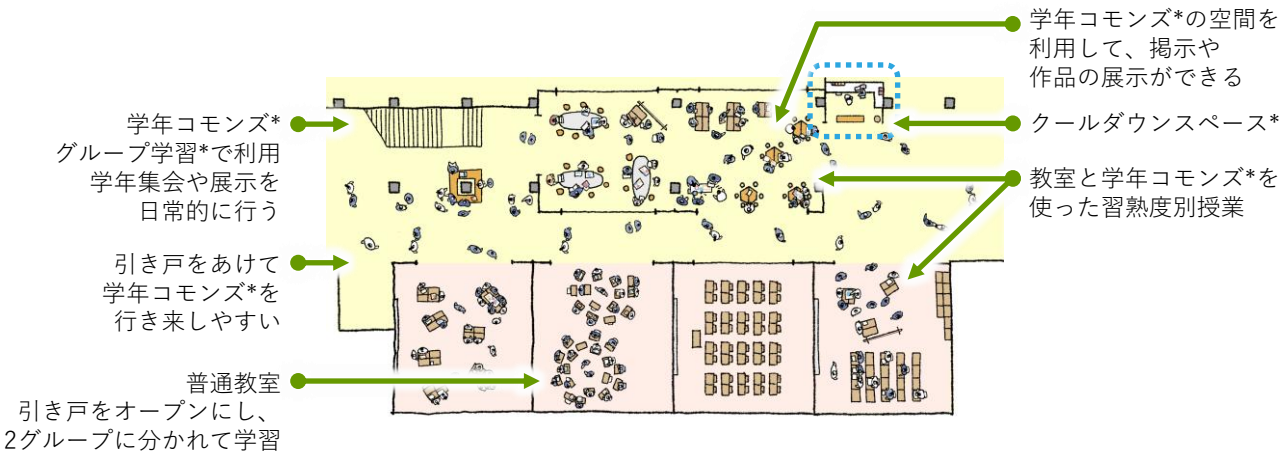

イ　主体的な学習活動を支援するラーニング・コモンズ*の整備

学校図書館*は、読書センター、学習センター、情報センターとしての機能を持ち、これらの機能が発揮され、「学校教育の中核」としての役割も果たすことが期待されています。

主体的で探究的かつ協働的な学習活動を支援する場として、学校図書館*の機能に、ＩＣＴ*機器を活用できる環境を兼ね備えたラーニング・コモンズ*を整備します。

ラーニング・コモンズ*内には学校図書館*のほか、本の閲覧、集団での調べ学習、発表、自習等に使用することのできる多目的室を併設します。

児童・生徒の調べ学習や自主的・自発的な学習が展開されやすいよう、ラーニング・コモンズ*はどの教室からも利用しやすい学校の中心に、開放的に計画します。

【多様な居場所のある学びの中心となるラーニング・コモンズ*】

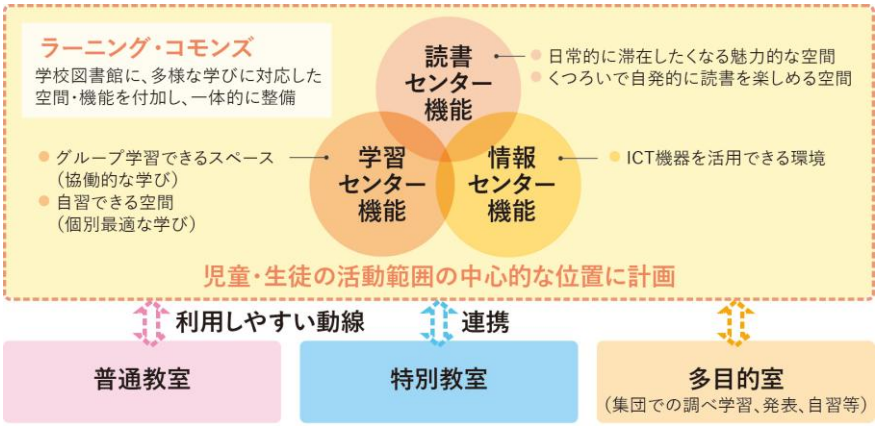

【ラーニング・コモンズ*のイメージ】



窓際の一人で座れるカウンター席



階段下のこもれる空間



校舎の何処からでも見える
階段授業での学び



立ち寄りやすく話しやすい
司書カウンター

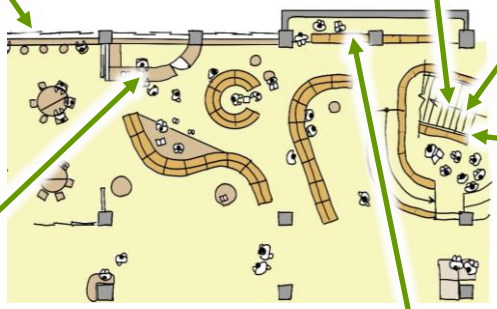



発表階段のある
共創的なラーニング・コモンズ*



立体的展示が可能な吹抜け空間



一角にある囲み席

ウ　教科教育の充実のための特別教室・特別教室まわり

特別教室の配置にあたっては、各教科の特性に応じて配置し、調べ学習などラーニング・コモンズ*との連携を考慮し計画します。

児童・生徒の興味・関心を高めるため、特別教室の充実を図り、観察、実験、実習等の際に必要な器具、情報機器等を効果的に活用できるよう施設環境を整備します。

廊下側から特別教室が見える、教材・作品を飾るなど、児童・生徒の興味・関心を高めるような設えの工夫をします。

【特別教室・特別教室まわりの整備イメージ】

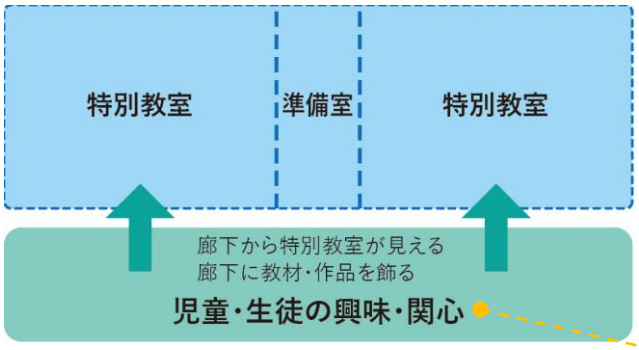



充実した設備の特別教室



窓のある準備室を介して特別教室の
活動が見える

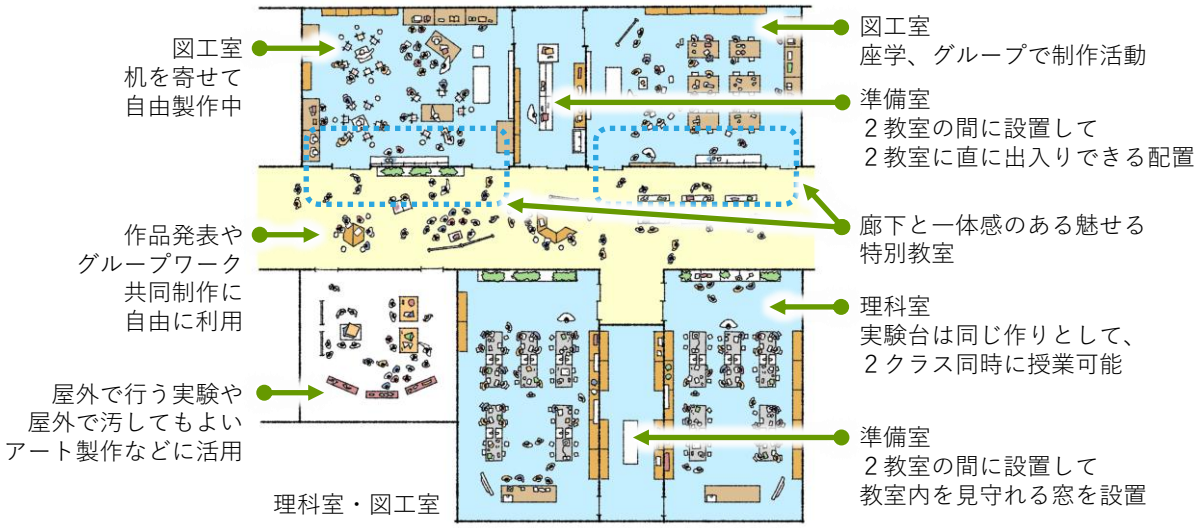

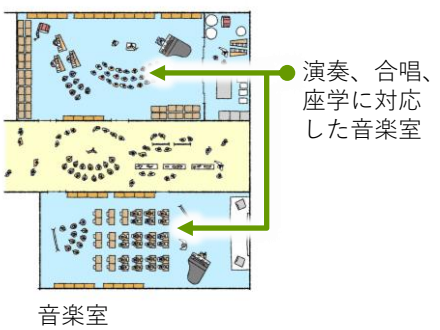

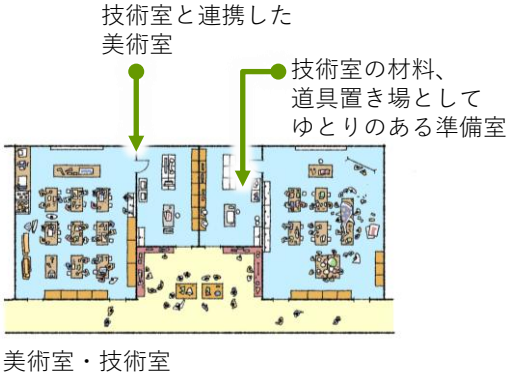

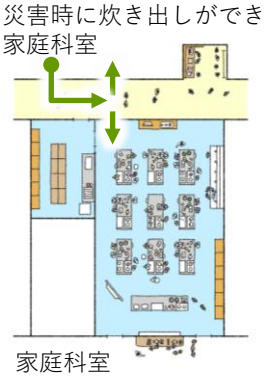

エ　特別支援教室*（個別指導室、小集団活動室）

特別支援教室*として、個別指導室、小集団活動室を設置します。

＊特別支援教室*：通常の学級に在籍する児童・生徒で、通常の学級での学習におおむね参加でき、自閉症、情緒障害、注意欠陥多動性障害、学習障害により、一部特別な指導を必要とする児童・生徒に対し、障害の状態に応じて自立活動の指導を行うための教室。巡回指導を担当する教員が各校を巡回し、指導を行う。

【特別支援教室*の整備イメージ】

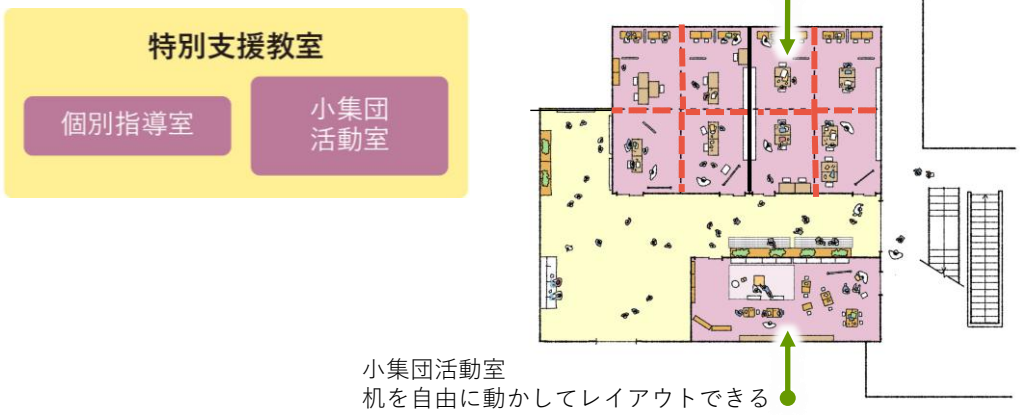

オ　体力向上のための十分な運動用空間の確保

体育の授業等教育活動を実施するため、校庭及び屋内運動場*に十分な運動用空間を確保します。

学校プールについては、自校設置のほか、市営プール・民間プール・複数校での共同利用など、各校の実情に応じて、計画立案の際に検討します。なお屋外にプールを設置する場合は、シェード設置などにより酷暑対策を図ります。

（具体的な検討の例）

特に徒歩圏（徒歩５分程度圏内）にプール施設がある場合には実施可否を検討する。
例：近隣に民間プールがある
…自校にプールを設置せずに民間プールを活用することを検討。

隣接する学校がある
…どちらかの学校を拠点校とし屋内簡易温水プールを設置し共用化することを検討。

【校庭の整備イメージ】



カ　管理諸室

教職員が活気に満ち、いきいきと働けるように、職員室まわりの環境整備も重要な要素になっています。

学び方の変化、児童・生徒や教職員数の増減、年齢や勤務状況の多様化など、近年、教職員を取り巻く環境はめまぐるしく変化しています。職員室まわりの環境整備は、教職員同士、あるいは教職員と児童・生徒のコミュニケーションが取りやすいこと、組織や人数の変化に柔軟に対応できること、効率的な家具や収納が整備されていることが求められています。

これらのことを踏まえ、チーム学校*として一体的な学校運営を行うため、情報共有やコミュニケーションを図ることができる環境として、管理諸室を一体的に配置します。

職員室は、児童・生徒が立ち寄りやすく、気軽に先生に相談ができる設えとします。

また、休憩や打合せ、情報交換などに利用できるゆとりのある休憩スペースを確保し、先生にとって働きやすい職場環境づくりを行います。

【管理諸室まわりの整備イメージ】

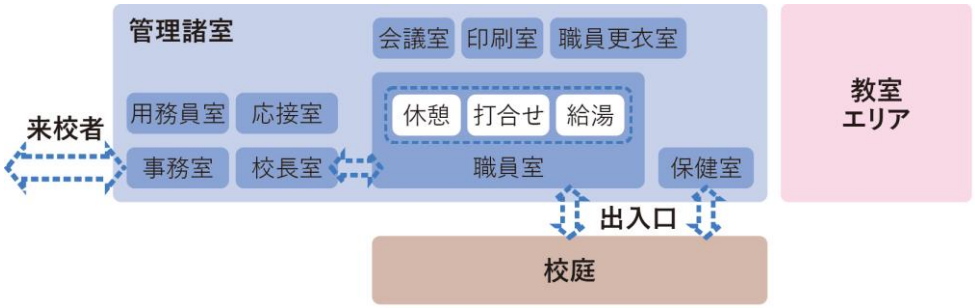



キ　特別な教育的支援を必要とする児童・生徒のための環境整備

各校の実情に応じて、感覚の特性等に配慮した教室環境や医療的ケア児*が安全に学校生活を送ることができるような環境を整備するとともに、教室に入りづらい児童・生徒が安心して過ごせる居場所（校内別室*）を設置します。

ク　ＩＣＴ*環境の充実

児童・生徒の主体的な学習活動を支え、情報活用能力の育成や、校務情報化も含めた教員の働く場としての機能向上のため、ＩＣＴ*環境を計画的に整備します。

ケ　カウンセリング充実のための施設

保健室、教育相談室*、保護者等のための相談スペース等については、児童・生徒や保護者の心のケア、および相談対応が円滑に行えるよう、各室の連携やプライバシーに配慮した計画的な配置を行います。

コ　自校調理施設の整備（小学校）

学校教育における食育のため、改築*事業にあわせて、小学校において、市の給食調理の指針及び国の学校給食衛生管理基準に沿った自校調理施設の整備を進めます。各校の改築*計画や児童・生徒数の推計と整合を取りながら、親子給食*も含めた自校調理体制の整備を進めるとともに、北町調理場は役割を終えた時点で閉鎖します。

(2) 地域のつながりを育てる施設の考え方

ア　学校・家庭・地域の連携・協働を支える施設

保護者、地域住民等が、学校運営や教育活動を支援する取組などについて、学校と連携・協働し、チーム学校*として円滑に活動できるよう、必要な諸室を整備します。地域の方々が学校エリアを利用する場合は、あらかじめ目的等を明示し学校と協議をするなど、児童・生徒の安全を確保できる運用とします。

イ　学校開放（多機能化*）のための施設環境の整備（地域連携・開放施設）

校庭、屋内運動場*、多目的室（開放用）、家庭科室（調理室）は、当初より施設開放を想定し、防犯対策や安全性を確保したうえで、地域住民が積極的に利用できるよう、さまざまな利用者に配慮した、快適で健康的かつ安全に利用しやすい施設とします。同時に、開放管理室を設置し、学校エリアと開放エリアを分離するなど、学校エリアのセキュリティを確保しながら学校開放の運営と維持管理が行いやすい施設となるよう計画します。

【学校開放エリアの整備イメージ】

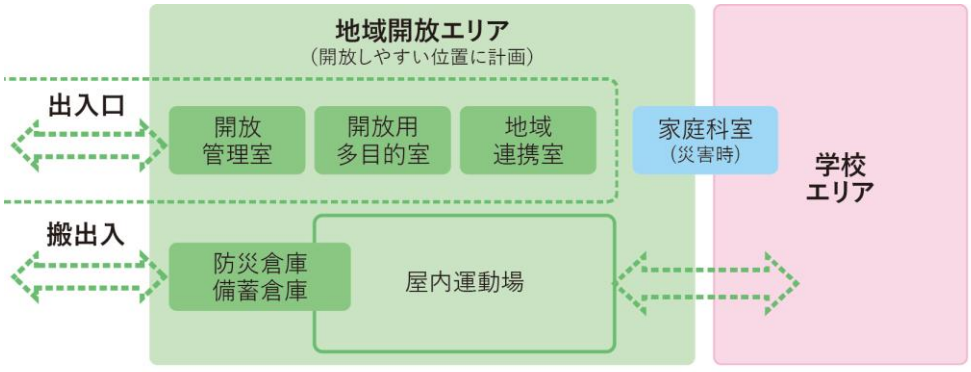

ウ　地域における児童福祉の場となる施設（小学校）

あそべえ*及び学童クラブ*は学校内に設置します。学校との連携協力を強化することを想定し施設を整備します。

学童クラブ*の入会児童数に応じた十分な面積を確保しますが、入会児童数が多い場合、少人数教室、多目的室等との共用を行います。

【地域子ども館*の整備イメージ】

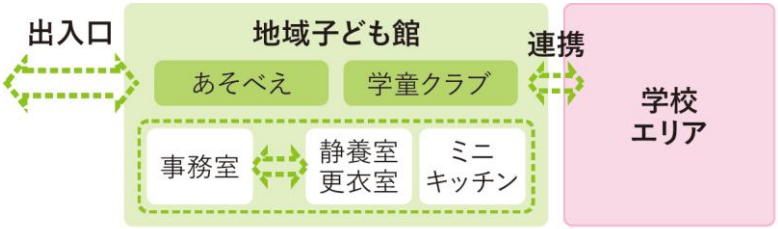





エ　複合化*への対応

学校施設の複合化*については、更新時に面積に余裕がある、余っている教室があるなど、物理的余裕および地域性を踏まえ、学校ごとに検討を行います。検討にあたっては、質の高い学校教育の実施という施設本来の目的を踏まえたうえで、学校教育との親和性および教育効果の観点から行い、学校教育と施設の管理運営を完全に分離し、学校（管理職）への負担がかからないことを前提とします。

また、将来施設に余裕が発生した際に、さらなる複合化*に対応できるよう、スケルトン・インフィル*の採用や柔軟なゾーニング*による可変性の高い空間設計を検討します。

＊スケルトン・インフィル：内部間仕切りは、一部の耐力壁を除いて乾式壁とし、将来の間仕切り変更にも容易に対応可能な構造である。将来の学級数の変動や学習内容・学習形態の変化に柔軟に対応し、また、将来の人口減も見据えて、空き教室が生じた場合、他の用途の室に容易に転用できる。

【将来利用イメージ】

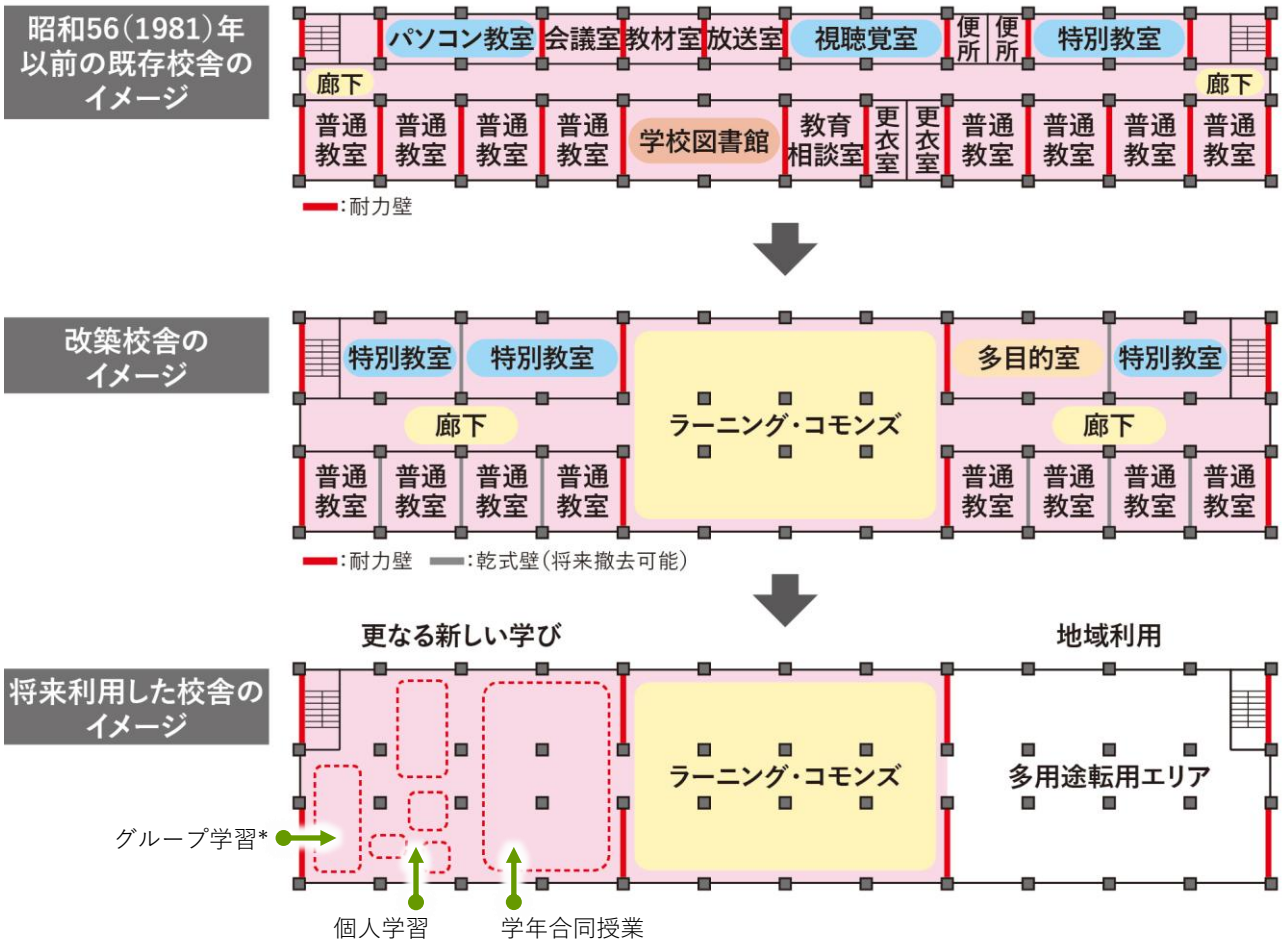

(3) 安全な施設づくりの考え方

ア　自然災害に対する安全性の確保

自然災害から児童・生徒等の命を守り、施設や設備の損傷を最小限にとどめ、被災後の教育活動等の早期再開を可能とするため、地震時の十分な耐震性能を確保するとともに、水害・風害等の発生も想定し、施設を整備します。

イ　地域の避難所となる施設

校庭、屋内運動場*、多目的室（開放用）、家庭科室（調理室）は、『武蔵野市地域防災計画』に規定される避難所として必要な機能を満たすとともに、障害者、高齢者、妊産婦等の要配慮者*の利用や災害時の炊き出しの実施も想定し施設を計画します。なお、避難所の広さは、各学校の状況に応じて、可能な限り確保します。また、教育活動の早期再開が可能となるよう配慮します。

学校エリア（教室等）も段階的に開放する想定ですが、避難所運営が一定程度終了した際の教室等では学校再開の準備を行います。

また、停電時でもガスで運転することができ、かつ発電も可能な空調設備や、コンセント等への電力供給に使用できる太陽光発電設備を導入することで、季節を問わず安全に過ごすことのできる避難所とします。

【避難所まわりの整備イメージ】

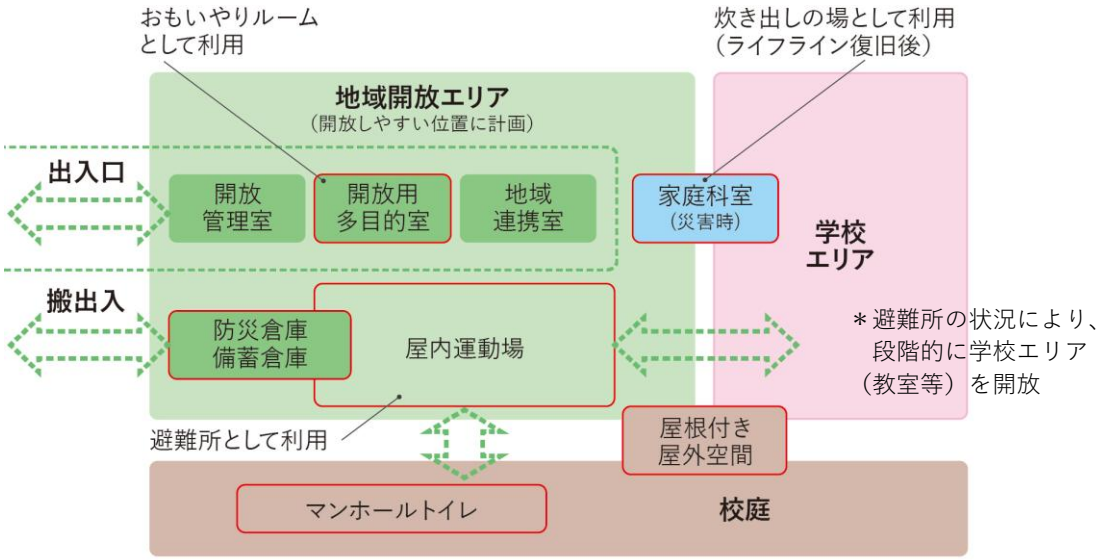



災害時の炊き出し広場

ウ　健康に配慮した計画

児童・生徒の心と体の健康を支え、校内の快適性を確保するため、『学校環境衛生基準*』に基づく保健衛生および採光、通風、換気等に十分配慮します。また、教職員の働く場としての労働衛生に配慮した施設とします。

エ　環境との共生

環境負荷の低減、環境教育での活用、災害時の避難所としての温熱環境の確保等、さまざまな観点を考慮したうえで、施設の状況に合わせた技術を導入し、環境との共生を図ります。

【環境に配慮した施設整備イメージ】

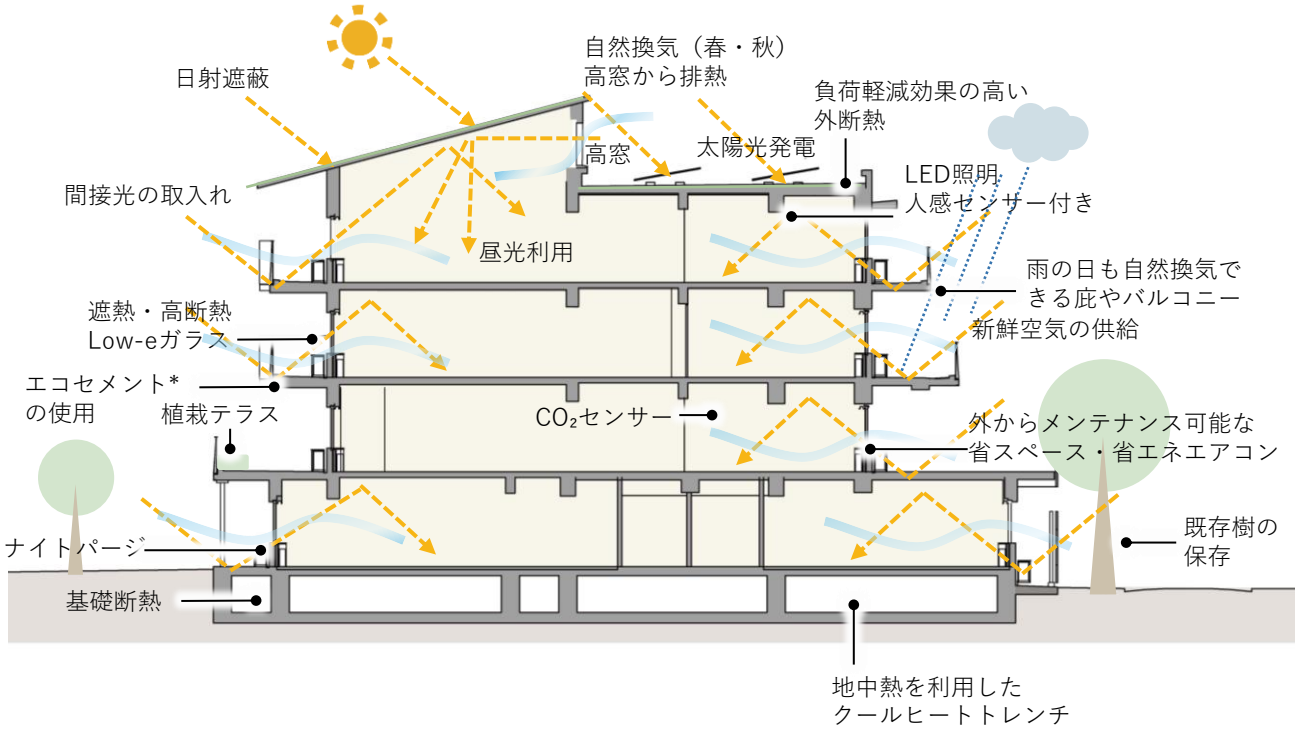

オ　安全・防犯への対応

学校内にある全ての施設・設備について、児童・生徒の多様な行動を想定し十分な安全性を確保します。特に、事故の危険性を内包する箇所（昇降口、階段の踊り場など）は安全性を重視した分かりやすい構造とします。

施設への出入りを管理できるよう敷地内や建物内および外部からの見通しを確保し、機械警備設備・防犯カメラ・門扉の電子錠等を用いた不審者の侵入を抑止することができる計画とするとともに、諸室間の連絡が容易となるよう内線電話網および緊急事態発生時に活用できる通報システム等を設置します。

保護者や地域住民等の使用を当初より想定している地域連携・開放施設や避難所施設については、学校エリアと区分できるよう室配置や動線計画を工夫します。

さらに、保護者や地域住民等と協議を重ねたうえで学校や地域の特性に応じた防犯対策および事故防止対策を計画します。

【地域開放時セキュリティイメージ】

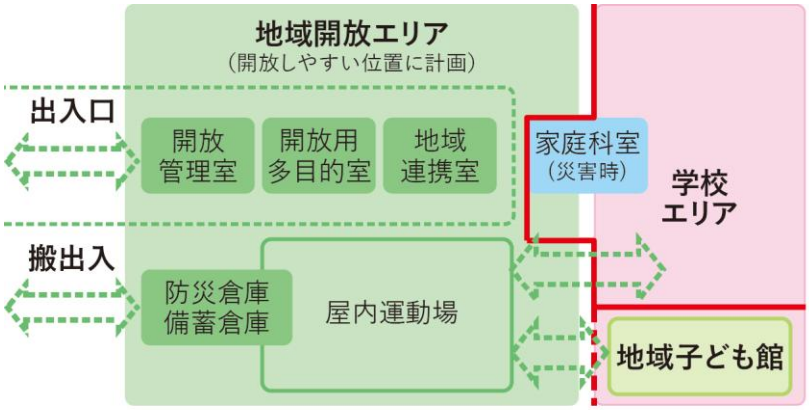

【避難所運用時セキュリティイメージ】

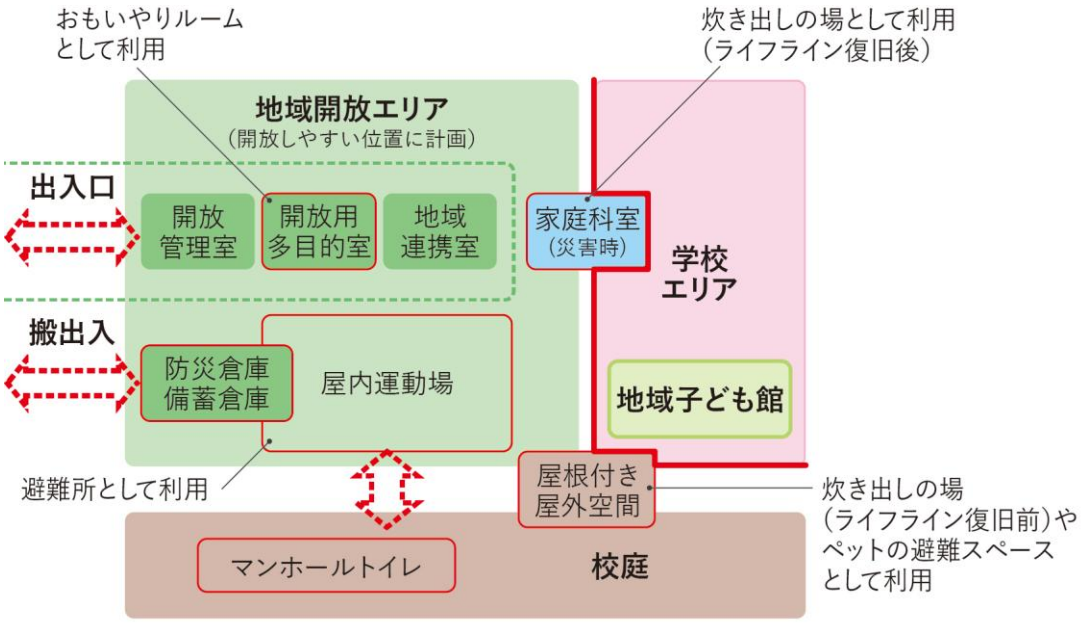

カ　バリアフリーな施設

全ての児童・生徒、教職員等が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるように、スロープ、手すり、トイレ、出入口、エレベーター等の配置に配慮したバリアフリー*な施設として整備します。なお、エレベーターの運用については、学校運営の中で検討します。

また、学校の教育活動への支援人材の受入れ、地域住民の利用、災害発生時の避難所としての役割も踏まえ、ユニバーサルデザイン*の採用や、校舎の全ての階にバリアフリートイレ*を設置するなど、多様な人々が利用することを想定し計画します。

【バリアフリー施設整備イメージ】

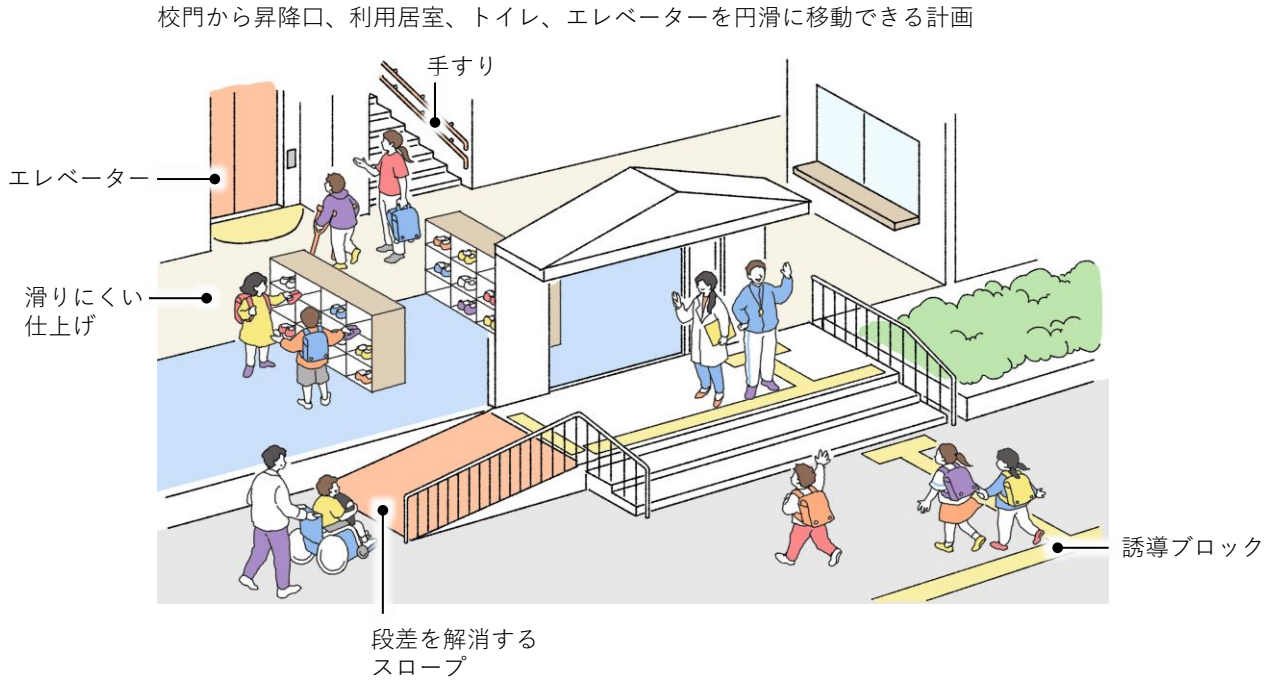

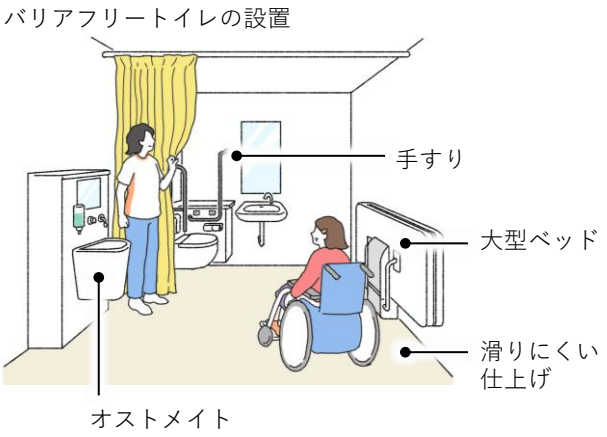

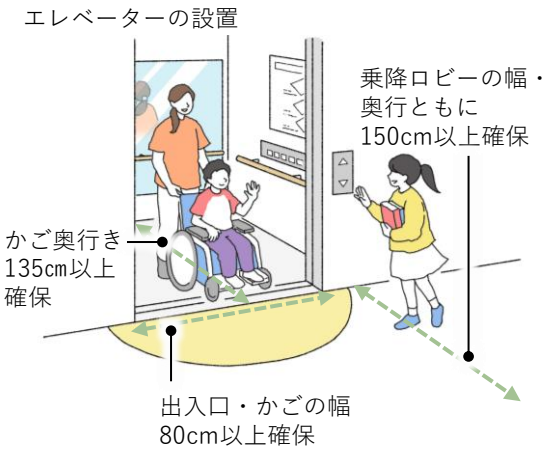

第４章計画・設計の具体的事項

1 施設規模

(1) 適正な施設規模の面積算定の考え方

第３章で示した基本理念「子どもたちにとって『明日また行きたい』と思える学校」および基本方針「校舎全体をゆるやかにつなぐ学びの空間整備」を実現するため、第４章では施設整備の具体的な基準を定めます。以下に示す諸室面積基準は、子どもたちの学びに必要な空間を確保することを前提として設定しています。

第一期計画では、面積の考え方について、「改築*する施設面積の算定には、諸室面積基準で示すコマ*数・室数等を基準に、改築*後に見込まれる最大の児童・生徒数・学級数を勘案し、決定する」としています。一方、今後、児童・生徒数の減少が見込まれることから、施設規模の算定に当たっては、将来的な児童・生徒数の動向を踏まえ、適正な規模を設定することが望ましいと考えます。

個別の改築*に係る計画・設計段階においては、改築*時点の児童・生徒数・学級数の推計を十分に分析するとともに、将来的な減少の見込みを踏まえ、学校規模の適正化・縮減の観点から、適正な施設規模となるよう検討します。なお、施設規模の見直しにあたっては、単なる縮減を目的とするものではなく、児童・生徒に必要な学習空間・生活空間を確保したうえで、質の高い教育環境を持続的に提供するための適正化を図るものです。

(2) 校舎諸室面積基準の見直し

諸室面積基準で示すコマ*数・室数については、第一期計画を基本としつつ、「（１）適正な施設規模の面積算定の考え方」及び第一中学校、第五中学校、第五小学校、井之頭小学校の改築*実績を踏まえ、校舎諸室面積基準の一部を見直しました。

主な変更点として、第一期計画では1コマ*（普通教室の大きさ）を小学校68㎡、中学校76㎡としていましたが、今回の見直しでは、小・中学校ともに1コマ*を64㎡に統一しました。その上で、小学校ではオープンスペース*、中学校ではロッカースペースを別途算定することで、普通教室に必要な機能を確保するとともに、管理諸室等については新たに統一した学校の普通教室（64㎡）を基準としてコマ*数を算定することにより、小学校と中学校の基準を統一し、延床面積*の縮減を図ります。また、小学校ではオープンスペース*、中学校ではロッカースペースを共用部分とは別に算定することとしたため、共用部分の割合を第一期計画の延床面積*全体の40％から35％へ見直し、延床面積*の適正化を図ります。

一方で、4校の改築*実績や近年の教育環境の変化を踏まえ、教育環境の充実を図ります。小学校では普通教室と一体的に利用できるオープンスペース*を確保し、中学校では多目的室2室を学年コモンズ*3室へ拡充するとともに、生徒が落ち着いて過ごせる「クールダウンスペース*」を新設します。「校内別室*」については、新たに計画へ位置づけ、設計段階から教室に入りづらい児童・生徒の居場所を確保し、適切な運用体制の整備を図ります。また、特別教室については、教育内容の充実や利用形態を踏まえ、必要な教室数を確保します。小学校においては、学童クラブ*の利用児童数の増加に合わせて、室数を確保しますが、学校全体の占有率が高くなっているため、学校内の室の共用も必要です。給食調理室についても、安全でおいしい給食を提供するための設備機器の充実を考慮し、設置基準を上回る面積を確保します。

(3) 普通教室の面積基準の考え方（コマ数基準*）

40人学級を前提とした第一期計画の普通教室の規模設定は「普通教室1室あたりの面積を小学校68㎡(8m×8.5m）前後、中学校76㎡（8m×9.5m）前後とし、設計の基本単位として「コマ*」と表現します」としています。

この考えは、普通教室以外の諸室（管理諸室等）についてもコマ*で面積を設定するため、小学校より中学校の普通教室以外の諸室が大きく設定されるなど、施設規模の設定に大きく影響することから、第二期計画では以下の見直しを行います。

- 小学校、中学校ともに35人学級が導入されたことから、普通教室の1コマ*単位面積は8m×8mを基準とします。そのことにより普通教室以外の諸室（管理諸室等）については、小中学校一律の基準となります。
- 中学校においては、生徒の持ち物が多く、ロッカースペースの確保が必要であり、その面積は別途算定します。
- 小学校においては、普通教室前のオープンスペース*の確保が必要であり、その面積は別途算定します。なお、ロッカースペースは普通教室とオープンスペース*を合わせた部分で確保します。

ア　普通教室 （小学校）

a) 普通教室

- 普通教室の1コマ*単位面積は64㎡（8m×8m）を基準とします。

b) オープンスペース*

- 普通教室に併設してオープンスペース*（2m～4m）を確保（廊下と合わせて最低5mを確保）します。普通教室とオープンスペース*との間は可動間仕切壁*とします。

c) 習熟度別学習室

- 各校2室（1コマ*×2）確保
- 一時的な学級数の増加が想定される場合に備え、習熟度別学習室は普通教室と同様の仕様（設え）で整備して転用を可能とするとともに、隣接するオープンスペース*も確保します。なお、転用時における習熟度別学習については、多目的室等を弾力的に活用することで対応します。

【図表17 小学校普通教室】

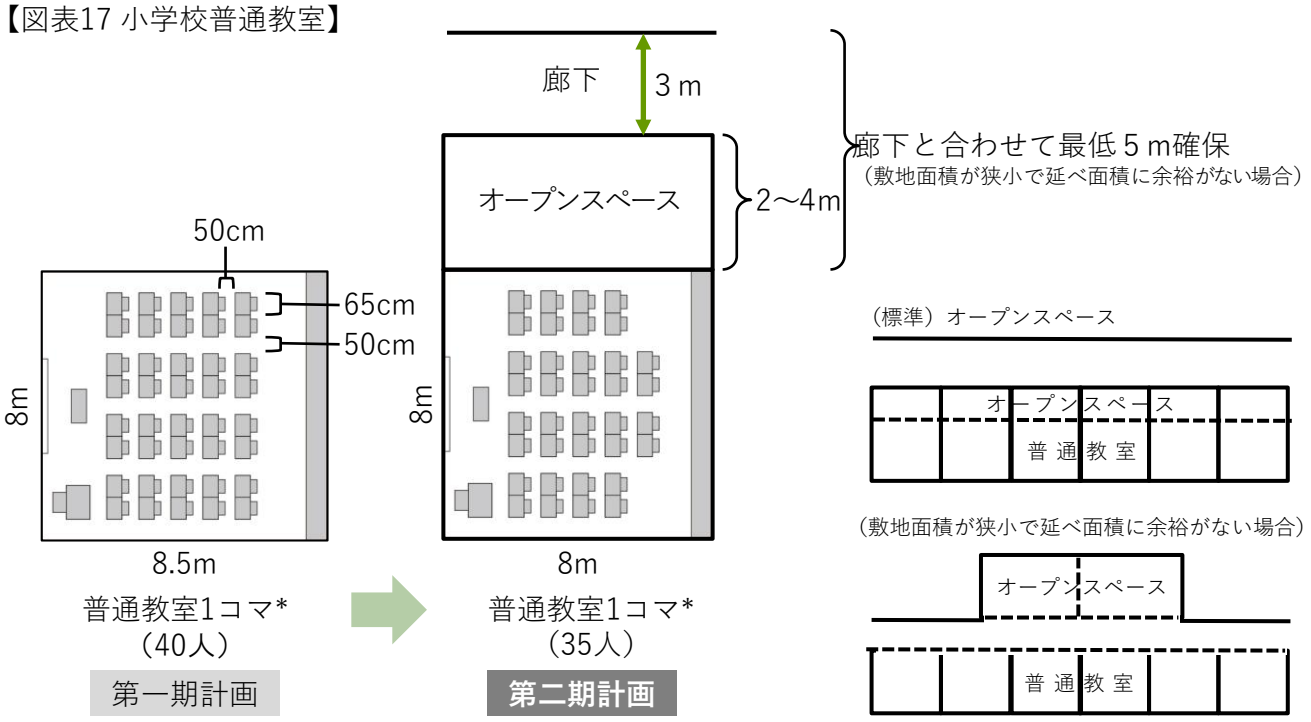

イ　普通教室（中学校）

a）普通教室

- 普通教室の1コマ*単位面積は64㎡（8m×8m）を基準とします。普通教室と廊下との間は可動間仕切壁*とします。

b）ロッカースペース

- 普通教室には1.5mのロッカースペースを併設することとし、これを普通教室内に配置するか、あるいは教室とは別に確保するかについては、計画段階において決定します。

c）習熟度別学習室

- 各校2室（1コマ*×2）確保
- 一時的な学級数の増加が想定される場合に備え、習熟度別学習室は普通教室と同様の仕様（設え）で整備し、ロッカースペースも含めて転用を可能とします。なお、転用時における習熟度別学習については、学年コモンズ*等を弾力的に活用することで対応します。

d）学年コモンズ*

- 各学年に学年コモンズ*（2コマ*）を１室、各校合計３室設置します。

【図表18 中学校普通教室】

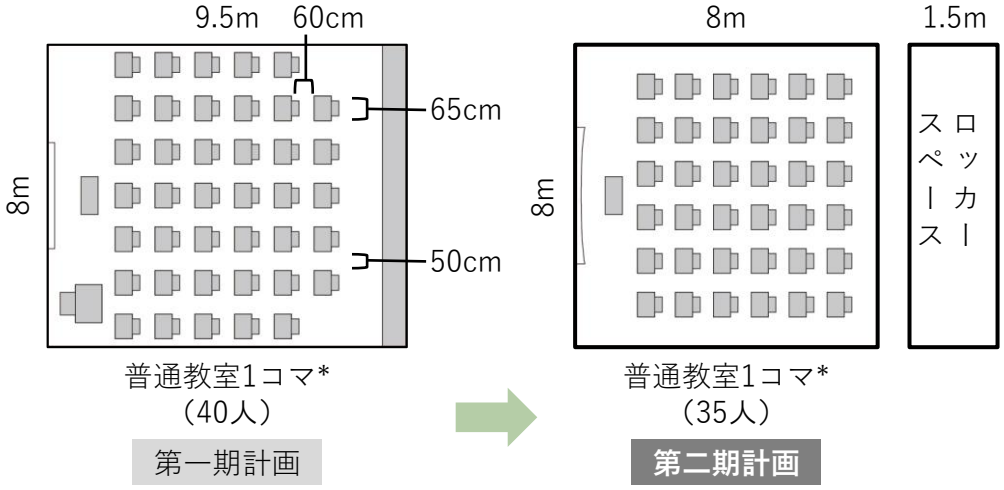

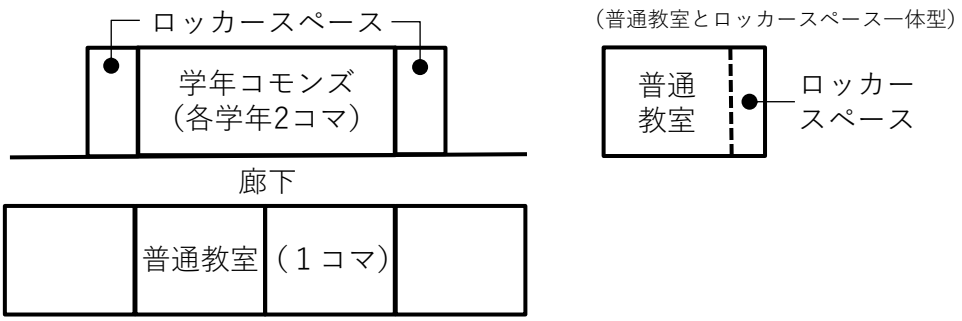

(4) 校舎諸室面積基準

ア　校舎諸室面積基準（小学校）

下記の内容は、標準的な小学校における校舎諸室のコマ*数を示すものです。

	諸室 エリア	諸室名	コマ*	備考
A	普通教室	普通教室	1.0	• 児童数に応じた室数を確保する
		オープンスペース*	0.25～ 0.5	• オープンスペース*は0.5コマ*を目安とするが、 オープンスペース*の機能を確保できる範囲で調整する
		クールダウンスペース*	0.2	• 各学年1室または教室階各1室
		習熟度別学習室	1.0	• 各校２室 • 児童数の変動に合わせて普通教室の調整を行う場合、オープンスペース*（＋0.25～0.5コマ*）を設置する
		個別支援教室*	0.5	
		多目的室	2.0	• 各校２室
		教材室	0.5	• 教材室６学級ごと１室
B	特別支援	小集団活動室	0.5	
		個別指導室	0.5	• 児童数に応じた面積を確保する（2～3室） • 拠点校は別途算定
C	特別教室	理科室	2.0	• 準備室含む • 原則2室（授業数に応じた室数を確保する）
		音楽室	2.0～2.5	• 準備室、楽器保管庫含む • 原則2室（授業数に応じた室数を確保する）
		図工室	2.0	• 準備室、作品保管庫含む • 原則2室（授業数に応じた室数を確保する）
		家庭科室	2.0	• 準備室含む
D	ラーニング・ コモンズ*	学校図書館*	2.5～3.5	• 学級数に応じた規模とする • 司書室を含む
		多目的室	1.0	
E	特別活動・ 生活諸室等	児童会室	0.5	
		放送室	0.25	
		児童更衣室	0.5	• 各校２室
		配膳室（各階）	0.5	• 配膳が必要な各階に1室
F	管理諸室	事務室	0.5	
		校長室	0.5	
		応接室	0.5	
		主事室	0.5	• 倉庫、作業スペースを含む
		職員室	2.5～3.5	• （固定席数＋兼用席数）×５㎡を確保する • 休憩スペースを含む
		印刷室	0.5	
		大会議室	1.0	
		職員更衣室	0.25～ 0.35	• 各校２室 • 教職員に応じた規模とする
		倉庫	0.5	

	諸室 エリア	諸室名	コマ*	備考
G	保健・相談	保健室	1.0	
		教育相談室*	0.5	
		校内別室*	1.0	
H	地域開放	地域連携室	0.5	
		青少協室	0.5	
		多目的室（開放用）	2.0	• 各校1室
		開放管理室	0.25	
I	その他	給食調理室	6.0～7.0	• 児童数×0.6㎡を目安とする
	地域 子ども館*	あそべえ*	1.5～2.0	• 児童数に応じた規模とする
		学童クラブ*	別途算定	• 入会数×1.65㎡で必要な室数を確保する
①	コマ*数の合計			• ①(A+B+C+D+E+F+G+H+I)
②	共用部 （廊下・階段・トイレ・昇降口等）			• 床面積全体（J、Kを除く）の35％以下とする
J	校舎以外	校庭	–	• 50m以上の直線走路を確保する • トラック周囲、120m以上を確保する
		屋内運動場*	14.0～ 16.0	• 学級数に応じた必要面積とする • 器具庫、更衣室含む
		プール	–	• １校あたり25m×12m（６コース）程度とする
			3.0	• トイレ、更衣室、倉庫、機械室分（約200㎡）
K	防災	防災倉庫	0.3	• 20㎡
		備蓄倉庫	1.5	• 100㎡
③	総合計	（コマ*数）		③＝①+②＋J＋K
④	総合計	（1コマ*64㎡）		③＊64㎡

※　駐輪場、ごみ置場、体育倉庫等の付属棟は、別途算出するものとする。

イ　校舎諸室面積基準（中学校）

下記の内容は、標準的な中学校における校舎諸室のコマ*数を示すものです。

	諸室 エリア	諸室名	コマ*	備考
A	普通教室	普通教室	1.0	• 生徒数に応じた室数を確保する
		ロッカースペース	0.2	• 各クラス分
		クールダウンスペース*	0.2	• 各学年1室
		学年コモンズ*	2.0	• 各校3室（1学年1室）
		習熟度別学習室	1.0	• 各校２室 • 生徒数の変動に合わせて普通教室の調整を行う場合、ロッカースペース（＋0.2コマ*）を確保する
		教材室	0.5	• 教材室６学級ごと１室
B	特別支援	小集団活動室	0.5	
		個別指導室	0.5	• 各校2室 • 拠点校は別途算定
C	特別教室	理科室	2.0	• 準備室含む • 原則2室（授業数に応じた室数を確保する）
		音楽室	3.0～ 5.0	• 準備室、楽器保管庫含む • 授業数に応じた室数を確保する
		美術室	2.0	• 準備室、作品保管庫含む • 授業数に応じた室数を確保する
		技術室	2.0	• 準備室、作品保管庫含む
		家庭科室	2.0	• 準備室、作品保管庫含む
D	ラーニング・ コモンズ*	学校図書館*	2.5～ 3.5	• 学級数に応じた規模とする • 司書室を含む
		多目的室	1.0	
E	特別活動・ 生活諸室等	生徒会室	0.5	
		放送室	0.25	
		生徒用更衣室	0.5	• 各校２室
		配膳室（各階）	0.5	• 配膳が必要な各階に1室
F	管理諸室	事務室	0.5	
		校長室	0.5	
		応接室	0.5	
		主事室	0.5	• 倉庫、作業スペースを含む
		職員室	2.5～ 3.5	• （固定席数＋兼用席数）× 5 ㎡を確保する • 休憩スペースを含む
		印刷室	0.5	
		大会議室	1.0	
		職員更衣室	0.25～ 0.35	• 各校２室 • 教職員に応じた規模とする
		倉庫	0.5	

	諸室 エリア	諸室名	コマ*	備考
G	保健・相談	保健室	1.0	
		教育相談室*	0.5	
		校内別室*	1.0	
		進路指導室	0.5	
H	地域開放	地域連携室	0.5	
		多目的室（開放用）	2.0	• 各校1室
		開放管理室	0.25	
①	コマ*数の合計			①(A+B+C+D+E+F+G+H)
②	共用部 （廊下・階段・トイレ・昇降口等）			• 床面積全体（J、Kを除く）の35％以下とする
J	校舎以外	校庭	–	• 50m以上の直線走路を確保する • トラック周囲、150m以上を確保する
		屋内運動場*	16.0～ 19.0	• 学級数に応じた必要面積とする • 器具庫、更衣室含む
		プール		• １校あたり25m×12m（６コース）程度とする
			3.0	• トイレ、更衣室、倉庫、機械室分（約200㎡）
K	防災	防災倉庫	0.3	20㎡
		備蓄倉庫	1.5	100㎡
③	総合計（コマ*数）			③＝①+②＋J＋K
④	総合計（1コマ*64㎡）			③＊64㎡

※　駐輪場、ごみ置場、体育倉庫等の付属棟は、別途算出するものとする。

2 施設の配置と整備方針

(1) 共通事項

基本性能	整備方針
学校の適正規模	• 子どもたちの多様な学びと、きめ細かな教職員の指導体制を安定的に確保するため、本計画で定める適正規模（12～18学級）を基本とする • 12学級未満となることが想定される場合は、教育環境の維持に向けた対策を検討する
標準的な仕様・コスト	• 施設規模の縮減、建築単価の抑制に努める • 施設の面積は、原則として、第二期計画に定める諸室面積基準を上限とする • 教育活動や施設機能上の合理的な理由により面積基準を超える場合には、その必要性を十分に検証し、理由を明らかにするものとする • 建設費は、市場価格を十分把握したうえで、適正な価格設定および施設規模の縮減に努める • 可能な限り仮設校舎を要しない計画とする • 国・東京都の交付金・補助金を積極的に活用する • 敷地形状や建築制限等を考慮の上、保守費が過大とならない計画とする
耐震性能	• 日本建築学会（JASS 5）の基準に基づき、「長期」の計画供用期間*の級に対応するコンクリート強度を確保することを基本とする • 避難所としても供される学校施設として、建築基準法の要求する一般耐震レベルから1.25倍に向上させた耐震性能を目標とする • 付属施設や非構造部材*も含めて、十分な耐震性能を確保する
設備・環境性能	• 東京都『省エネ・再エネ東京仕様*』、『武蔵野市公共施設の環境配慮指針』において原則導入とされる省エネ・ 再エネメニューを整備する • ライフサイクルコスト*が適正となるよう、建物全体のエネルギーを適切に選定する • エネルギー効率の良い設備機器や節水型器具の導入に加え、日射遮蔽や断熱、自然採光や自然通風、雨水、地熱の活用など、パッシブ*でできること及び空調エネルギーを最小化することを検討する • 既存の樹木をなるべく残し、「東京における自然の保護と回復に関する条例」、「武蔵野市まちづくり条例」に基づき、緑化を推進する • 「武蔵野市雨水の地下への浸透及び有効活用の推進に関する条例」に基づき、雨水流出抑制に努める • 工事後は室内空気を汚染する化学物質の濃度が基準値以下であることを確認する • 建材・家具等は、室内空気を汚染する化学物質の発生がない、若しくは少ない建材を採用する • シックハウス対策や感染症対策として自然換気と機械換気を併用するとともに、普通教室等にはCO_2センサーを設置する • 水飲み場へ供給する水は水道直結方式とする • 多摩産木材、エコセメント*の活用に努める • メンテナンスを必要とする設備配管は、授業に影響を与えずに容易に点検や更新を行うことができるように計画する

基本性能	整備方針
バリアフリー*・ユニバーサルデザイン*	• 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー*法）」に基づき必要設備を設置する • 敷地内に車いす利用者の駐車場を設け、建物まで段差のない経路を確保する • 校門から昇降口、利用居室、トイレ、エレベーターを段差なしに移動できる経路を設定し、滑りにくい素材とする • 多様な性のあり方への対応も踏まえたトイレを計画する • 手洗い・水飲み場は、車いすでも利用可能な設えとする • 案内サインは大きく見やすいものとし、誰にでも分かりやすく迷わないデザインを計画する
安全・防犯対策	• 機械警備、門扉の電子錠、防犯カメラ、校内内線電話、学校110番*を設置する • 敷地内の歩車分離を図る
地域開放施設	• バリアフリー*・ユニバーサルデザイン*に配慮し、原則1階に配置する • 屋内運動場*近傍に開放諸室を集約し、使いやすさ、管理しやすさに配慮する • 外部からの出入口には開放管理室を設けて、学校との管理区分を明確に分離する
防災機能	• ライフライン復旧までの間、炊き出し釜の使用場所としても利用可能な、屋根付きの屋外空間を配置できる場所を確保する • 家庭科室は、炊き出しを想定し、１階に配置する • 災害時にはペットの避難スペースとして屋根付きの駐輪場や屋外空間を整備し、活用できるようにする • 災害時の物資の荷捌きスペースを適切な位置に確保する • 通信設備として、MCA無線*及びNTT災害用特設公衆電話を設置する • 屋内運動場*に近接して下水道直結トイレ（マンホールトイレ）*を配置する • 建物のピット*等を活用し、マンホールトイレの水源として利用可能な雨水貯留槽を設置する • 災害対応GHP*（停電時も使用可能な発電機能付きガス空調）を設置し、避難所エリア（屋内運動場*、家庭科室、開放用多目的室、大会議室、保健室等）の空調及び照明を使用できるようにする • 中圧ガスが前面道路等、改築*校付近に敷設されている場合は活用を検討する • 自立運転機能付き太陽光発電設備を導入し、避難所エリアへの補助電源（コンセント等）として活用する • 本市ハザードマップを踏まえ、校舎の浸水対策が必要な場合、止水板等の設置を検討する

(2) 個別事項(部屋別)

	諸室エリア	諸室名	配置	空間構成・仕様等
A	普通教室	普通教室	• 各学年まとまった配置を基本とする • 快適な環境を確保することを前提に、最良の向きを選ぶ • 小学校低学年児童教室は校庭に行き来しやすく、安全性等にも配慮した位置とする	• できる限り天井高を確保する • 十分な掲示スペース、収納スペースを確保する • 多様な学習形態を可能とする空間の連続性の確保、感染症対策から、原則、廊下側は可動間仕切り（建具）とする • 廊下側可動間仕切り（建具）上部にピクチャーレールを設置し、掲示物等を吊るすことも検討する • 更衣を想定し、廊下側にはカーテンを設置し、小学校は更に普通教室を2つに仕切れるカーテンを設置する • 新JIS規格机（タブレット端末の使用を考慮）を配置できる設えとする
		オープンスペース*（小学校）	• 原則として、各普通教室の前にオープンスペース*を設置する（施設の配置上、普通教室の前に設置することが難しい場合は、普通教室に近接した場所に、一定規模のオープンスペース*を設置する） • オープンスペース*は死角にならないように、教室から見やすい配置とする	• オープンスペース*の空間を利用して、掲示や作品の展示ができるような設えとする
		ロッカースペース（中学校）	• ロッカースペースは普通教室内に設置、または普通教室とは別にロッカー室として確保する	• 各クラスにおける児童・生徒数分を確保する • 児童・生徒の持ち物等、実態に合わせて、各児童・生徒のロッカー面積を算定、また収納しやすい形状とする
		習熟度別学習室	• 普通教室と連携した配置とする	• 普通教室と同様の設えとする • 普通教室への転用および間仕切りによる分割が可能な仕様とする • 必要により普通教室（小学校）と同様に、オープンスペース*を設置する
		個別支援教室*（小学校）	• 普通教室と連携した配置とする	• 室内をパーテーション（備品）で間仕切りできる設えとする
		クールダウンスペース*	• 普通教室と連携した配置とする	• 囲われた部屋とする
		学年コモンズ*（中学校）	• 普通教室と連携した配置とする	• 学年集会、グループ学習*、発表の場、習熟度学習等に使用する設えとする • 掲示や作品の展示ができるような設えとする
		多目的室（小学校）		• 小学校では生活科室を兼ねる
		教材室		• 各学校の教材を調査し、それらが収納しやすい設えとする

	諸室 エリア	諸室名	配置	空間構成・仕様等
B	特別支援	小集団活動室 個別指導室	• 全学年が通級することを踏まえ、通いやすい階に設ける • 音に過敏な児童・生徒に配慮し、音楽室などの大きな音の出るスペースから離して配置する • 児童・生徒が授業に集中できるよう室配置を工夫する	• 視線に敏感な児童・生徒に配慮し、廊下からの視線を感じさせない設えを工夫する
C	特別教室	理科室		• 暗室状態にできるよう暗幕を設置する
		音楽室		• 適正な楽器の収納スペースを確保する
		家庭科室	• 施設開放、行事および災害時の炊き出しでの利用を想定した配置をする	• 被服・調理の授業を同一室で行えるよう、双方の授業に対応し、高さを調整できる机を設置する
		技術室		• 技術室で使用する工具等のレイアウト、電気容量等を検討する
		図工室・美術室		• 図工室・美術室で使用する工具等のレイアウト、電気容量等を検討する
D	ラーニング・ コモンズ*	学校図書館*	• 全ての学年が利用しやすい場所に配置するとともにオープンな施設とする • 小学校は、あそべえ*への開放を想定した配置とする	• 小学校には、低学年用読み聞かせスペースを整備する • 中学校には、個人学習が可能な自習スペースを整備する • 司書室は本の整理、修復、保存のできるスペースを確保し、施錠できる設えとする • 貸出カウンターと司書室を隣接させる
		ラーニング・ コモンズ 多目的室	• 学校図書館*と一体的な利用ができるように配置する	• ラーニング・コモンズ*多目的室は本の閲覧、集団での調べ学習、発表、自習等に使用できるような設えとする • 学校図書館*と一体的な利用ができる設えとする
E	特別活動・ 生活諸室等	児童会・生徒会室		
		放送室		
		児童・生徒用 更衣室	• 男女別の更衣室を設置する	
		配膳室	• 各階、教室へ配膳しやすい配置とする • 中学校の１階配膳室は搬入車両が出入りしやすい配置とする • 搬入口と児童・生徒の動線を分離する	

特別支援学級*の関連諸室については、個別の検討を行う

	諸室 エリア	諸室名	配置	空間構成・仕様等
F	管理諸室	事務室	• 来客の受付を行うため、来客用昇降口に隣接または正面に配置する • 職員室と近い配置とする	
		校長室	• 職員室と接続させる	
		応接室	• 校長室と隣接、または正面に配置する	
		主事室	• 校長室、事務室と近接させる	
		職員室	• 校庭から直接出入りできるよう、原則として１階に設置する • 校庭全体を見渡すことができるよう配置する • 校長室と接続させる	• 執務スペースとしての基本的な機能および安全衛生に配慮し整備する • 物品および文書を適切に管理するための収納スペースを確保する • 個人情報を集中して管理することができるよう、十分な鍵付収納庫を確保する • 全ての教員、特別支援教育関係職員、支援人材が執務し、情報共有やコミュニケーションを図ることができる環境とする • 必要によりフリーアドレス対応とする • 教職員の働きやすい職場づくりとして、打合せスペース、休憩スペース、給湯スペースを設置する • チーム学校*の円滑な運営と、セキュリティの確保を両立できるよう配慮した職員室を中心とした管理諸室一体のレイアウトとする • 児童・生徒応対用のカウンターを設置する • 将来的な面積の拡大・縮小の可能性に柔軟に対応できるよう計画する
		印刷室	• 人の出入りを管理しやすいよう、職員室から見通しの良い位置に配置する	
		大会議室	• 災害時に防災本部となることを想定し、外から出入りできる配置とする	
		職員 更衣室	• 男女別の更衣室を設置する	
		倉庫		

	諸室 エリア	諸室名	配置	空間構成・仕様等
G	保健・ 相談	保健室	• 校庭から直接出入りでき、緊急車両がアクセスしやすい場所に配置する • 管理諸室との連携に配慮する • 災害時対応として、外から出入りできる配置とする	
		教育相談室*	• 保健室と近接させる • 周囲に気兼ねせず出入りできる配置とする	
		校内別室*	• 保健室と近接させる	• 室内を間仕切りできる設え（備品）とする
		進路指導室 （中学校）	• 周囲に気兼ねせず出入りできる配置とする	
H	地域開放	地域連携室		• PTA室を兼ねる
		青少協室 （小学校）		• 倉庫を兼ねる
		多目的室 （開放用）	• 開放エリア内に整備するとともに、授業での利用も想定した配置とする • 避難所としての利用を想定した配置とする	• 地域開放での利用、授業での利用を想定した設え・家具（机、椅子等）とする • 災害時に避難所の一部（おもいやりルーム*）として使用することを想定し、必要な機能を整備する
		開放管理室	• 地域開放出入口の窓口として配置する	• 管理上の機器類を設置する
I	その他 地域 子ども館*	給食調理室 （小学校のみ）	• 搬入車両が出入りしやすい配置とする • 搬入口と児童・生徒の動線を分離する • 災害時の炊出しでの利用を想定した配置とする	• 文部科学省『学校給食衛生管理の基準』に従い、整備する
		あそべえ* （小学校のみ）	• あそべえ*、学童クラブ*は隣接させる • 学童クラブ*の各育成室はまとめて配置する • 学校と管理区分を分けることができるよう配置する • 校庭から直接出入りできる配置とする • 屋内運動場*、学校図書館*と連絡の良い位置に配置する • 校内トイレにアクセスしやすいよう配置する	• 校庭で使用する遊び道具等を収納できる倉庫を設置する • 管理スペースとして、地域子ども館*内に事務室、静養室兼更衣室、ミニキッチンを設置する
		学童クラブ* （小学校のみ）		
共用部 （廊下、階段・エレベーター、トイレ、昇降口等）			• 共用部は、施設の機能性、バリアフリー*・ユニバーサルデザイン*に配慮した設えとする	• 昇降口は１コマ*あたり９学級分までを目安とする • 原則として、和便器は設置しない • バリアフリートイレ*を各階１カ所以上設置する • 1階開放エリア設置のバリアフリートイレ*はオストメイト、ベビーチェア、ベビーベッドを設置する

	諸室 エリア	諸室名	配置	空間構成・仕様等
J	校舎以外	校庭	• 日影規制*、斜線制限*や仮設校舎回避などの観点から、必要な機能を確保することを前提に、従来と同様の南側への配置のほか、北側への配置も検討する • 緊急時の車両の出入りおよび災害時の活動がしやすいよう校門の位置も含め、計画する • 建物配置と規模、校庭面積とバランスを取って計画する	• 体育の授業等教育活動、運動会の開催、地域開放等を踏まえ、適正な校庭面積を確保する • 土舗装を原則とする • 水はけに配慮した整備を行う • 学校周辺への砂ぼこり対策として、散水設備や緩衝緑地整備などの工夫を行う • 鉄棒、砂場、雲梯等（小学校）は、安全性に配慮した選定と配置を検討する • 校舎に庇、ピロティを設置し、日陰で休憩できるスペースを確保する • 体育倉庫を設置する • 校庭からアクセスしやすい位置にトイレを設置する • 校庭のどこからでも見やすい位置に時計を設置する • 小学校の学級園を校庭に設置できない場合は、屋上への設置を検討する • 小学校のビオトープ*は、敷地内での設置が不可能な場合は、生物多様性や環境学習に関する教材について個別に検討する
		プール	• 屋外プールの場合は、近隣や他教室に対する騒音および外部からの視線を考慮して配置する	• 消防水利としての給水を可能とする • 屋外プールの場合は、外部からの視線及び日差しを避けられる屋根やシェードの設置を検討する
		屋内運動場*	• 避難所利用を想定し、安全かつバリアフリー*であることを前提とし、１階のアクセスしやすい位置に配置する	• クラス数に応じ屋内運動場*面積において、体育授業、クラブ活動、地域開放に応じた種目コート（バスケットボール・バレーボール・バドミントン等）を確保する • 武道場の機能は、屋内運動場*のアリーナで兼用する • 避難所利用を想定した温熱環境を確保し、男女別のトイレ、更衣室を設置する
K	防災	防災倉庫 備蓄倉庫	• 防災倉庫と備蓄倉庫は近接した配置とする • 屋内運動場*に隣接させ、かつ外から直接出し入れできる位置とする • 車両が寄り付くことができる場所に設置する	

(3) 管理区分

学校施設の利便性を向上させ、管理区分を分けることができるよう、性質ごとにゾーニング*をしたうえで、各諸室間の連携・連続性に配慮し、まとまった配置とすることを基本とします。

【図表19 管理区分ゾーニング*】

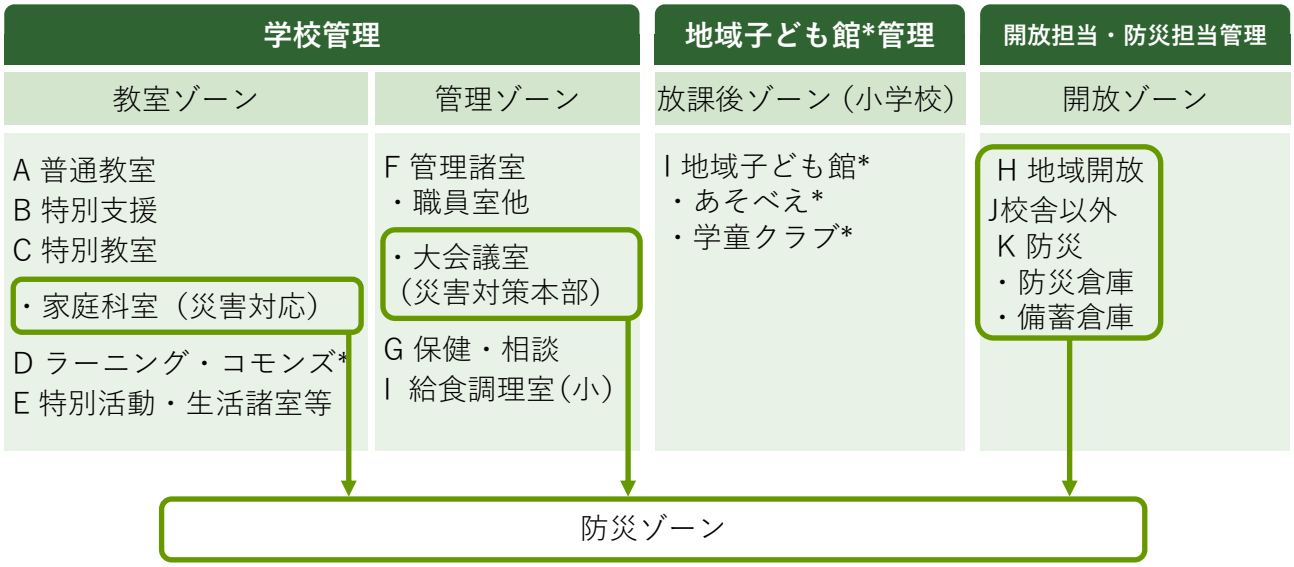



３ 必要施設規模と建築制限上の課題

各学校における必要施設規模は、次ページ【図表20 必要施設規模と建築制限上の課題】のとおり、必要な教育活動や機能を確保したうえで、本章「１ 施設規模」の考え方に基づき決定していきます。そのうえで、実際の敷地における法規制や敷地形状、建物の配置条件等を踏まえ、必要な施設規模を確保できるか検討します。また、施設を効率的・効果的に配置するため、一つの学校の中で、建物により建築年が違う場合は、校舎棟と同時に他の棟を更新する必要があるほか、現在の校庭に更新後の建物を建てるなど、配置を大幅に変える必要が生じる可能性があります。

第二小学校を除く各学校においては、敷地が不整形な学校もあるものの、それぞれの敷地条件の範囲内で必要施設規模を確保できる見込みです。

一方、第二小学校は敷地面積の不足に加え、不整形な形状や敷地内の高低差など、条件面に課題を抱えています。これらにより配置計画が大きく制限されるため、本章の「校舎諸室面積基準」に準拠して計画した場合、ラーニング・コモンズ*やオープンスペース*といった新しい学びに資する空間の十分な確保は困難な状況です。このため、必要な教育活動や機能を確保しながら、共用化や諸室の配置・面積の工夫などにより、床面積を抑える設計上の工夫が求められます。また、面積確保のため、親子給食*の実施や、地域子ども館*については別敷地での整備もしくは、第六中学校跡地の活用も含めて、さまざまな整備の方向性を総合的に検討していきます。

【図表20 必要施設規模と建築制限上の課題】

学校名	用途地域*	敷地面積（㎡）※1	建蔽率*（%）	許容建築面積*（㎡）	容積率*（%）	許容延床面積*（㎡）	高さ制限*（m）※2
第一小学校	第一種低層住居専用地域	10,379	50.6	5,359	104	11,015	12
	近隣商業地域	212					
第二小学校	第一種低層住居専用地域	9,855	40	3,942	80	7,884	12
第三小学校	第一種低層住居専用地域	11,371	60	6,823	100	11,371	12
第四小学校	第一種低層住居専用地域	13,045	50	6,523	80	10,436	12
第五小学校	第一種中高層住居専用地域	9,692	70	6,784	180	17,445	15
大野田小学校	第一種住居地域	15,052	70	10,536	200	30,104	23
（大野田小学校体育館）							
境南小学校	第一種中高層住居専用地域	14,203	80	11,363	200	28,406	23
	第二種中高層住居専用地域						
本宿小学校	第一種低層住居専用地域	11,518	50	5,759	80	9,215	12
千川小学校	第一種住居地域	8,853	80	7,082	200	17,705	23
井之頭小学校	第一種低層住居専用地域	10,184	70	7,129	100	10,184	12
関前南小学校	第一種低層住居専用地域	14,778	50	7,389	80	11,823	12
桜野小学校	第一種中高層住居専用地域	12,821	70	8,975	200	25,642	20
第一中学校	第一種中高層住居専用地域	15,481	80	12,385	200	30,963	17
（第一中学校音楽室棟/既存改修）							
統合新校（第二中・六中学校）	第一種中高層住居専用地域	22,040	70	15,428	200	44,079	15
第三中学校	第一種中高層住居専用地域	13,078	70	9,155	200	26,157	15
	第二種中高層住居専用地域						
第四中学校	第一種住居地域	19,996	80	15,997	200	39,992	23
第五中学校	第一種低層住居専用地域	17,433	52.69	10,619	96.19	19,385	12
	第一種中高層住居専用地域	2,720					

※1 令和８年度予算参考資料の数字による。ただし校舎敷地から隔地にある敷地面積は除く。（第三小学校、千川小学校、第三中学校）
統合新校*（第二中・第六中学校）は第二中学校と旧桜堤小学校の敷地面積を合算した数値による。

※2 高さ制限*（m）が12mの場合は、建築基準法第55条第2項に基づく特定行政庁*の認定が必要である。

※3 改築*対象外（大野田小学校、千川小学校）、改築*済み（第一中学校、第五中学校）、改築*工事中（第五小学校、井之頭小学校）の学校の面積は実績による。

必要施設規模				計算上の余裕面積（㎡）		課題解決		学校名
延床面積*（㎡） *軽微な付属屋（自転車置場等）は除く	想定建築面積* （延床面積*/想定階数）（㎡）	想定階数（地上／地下）	校庭等建物以外の面積（㎡）	延床面積* 許容延床面積*－必要延床面積*	建築面積* 敷地面積－想定建築面積*－建物以外の必要面積	想定される方法	難易度	
8,156	2,719	3/0	6,512	2,859 （敷地が不整形）	1,360	④（必要により）		一小
9,940	3,313	3/1	6,445	-2,056 （高低差がある、敷地が不整形）	96	①②③④⑤⑥	大	二小
8,458	2,819	3/0	7,092	2,913	1,459			三小
8,053	2,684	3/0	7,367	2,383	2,994			四小
10,285 ※3	4,361	4/0						五小
12,622 ※3	3,895	5/1						大野田小
1,215	1,215	1/0						大野田小
10,521	2,630	4/0	7,231	17,885 （高低差がある、敷地が不整形）	4,342	④（必要により）		境南小
7,991	2,664	3/0	7,140	1,224	1,715			本宿小
10,091 ※3	3,564	4/1						千川小
10,470 ※3	3,893	4/1						井之頭小
8,058	2,686	3/0	7,870	3,765	4,223			関前南小
10,974	2,744	4/0	7,022	14,668	3,055			桜野小
9,517 ※3	4,266	4/0						一中
339	211	1/1						
9,931	2,483	4/0	11,598	34,148	7,959			二・六中
6,139	2,046	3/0	9,652	20,018	1,380			三中
7,931	2,644	3/0	10,983	32,061	6,369			四中
9,202 ※3	5,195	3/0						五中

① 用途地域*を変更する	大
② 地区計画*を導入する	大
③ 学区域を変更する	大
④ 隣地等、敷地を拡張する	大
⑤ 一部機能を校外設置する	大
⑥ 教育機能は確保の上、施設規模を見直す	大

第５章 学校施設の維持管理・整備スケジュールと事業費

1 学校施設の維持管理の方針と劣化状況

(1) ファシリティマネジメント*に基づく計画、維持管理

本市では、ファシリティマネジメント*の考え方に基づき、公共施設の維持管理について、平成17(2005)年度より予防保全*（劣化保全・改良保全）を実施し、さらに将来的な整備・更新を計画的かつ着実に行うため、平成28(2016)年度に『武蔵野市公共施設等総合管理計画*』（以下「総合管理計画」という）を策定しました。

同計画で示されるとおり、一般的なコンクリートの供用期間*が65年とされていること、コンクリートの中性化*進度から推計すると60年程度で鉄筋の腐食が始まるとされていること、日本建築学会発行『建築物の耐久計画に関する考え方』における目標耐用年数が60年であること、および施設の機能的限界も勘案し、学校施設は築後60年での更新を基本とします。

第二期計画は、総合管理計画の個別施設計画*として、その目的である長期的な健全財政に向けた公共施設等の維持・更新および安全性や利便性に優れた公共施設等の再整備に寄与する計画とする必要があります。

具体的には、総合管理計画*の基本方針および類型別方針に沿ったうえで、全市的な教育機能の配置、教育内容の質の確保および向上の視点とともに、複数の学校による学校施設の共同利用および地域の実情にあわせた多機能化*・複合化*を検討する必要があります。

また、更新に至るまでの施設および更新後の施設、いずれについても、予防保全*の考え方に基づき、健全な状態を維持する必要があります。

(2) 学校施設の機能・性能の維持・向上

時代の変化に合わせて、本市が必要とする学校施設の機能・性能を満たす機能的更新は、長寿命化改修*だけではいずれ困難になります。また、改築*の対象となっている本市の学校はすでに全校が長寿命化改修*の目安となる築後45年程度（文部科学省『長寿命化改修*の手引き』より）を超え、築50年を経過しています。このため、財政的効果も勘案したうえで、第一期計画と同様に、さらなる長寿命化改修*ではなく、築後60年を目安に改築*をします。

【図表21 保全部位（建物の根幹となる部位・機器）】

建築 ： 屋根、屋上、外壁、軒裏、バルコニー、外部建具

電気 ： 低圧受電盤、受配電盤、変圧器、高圧遮断機、負荷開閉器、電力コンデンサー、高圧ケーブル、蓄電池、整流器、動力制御盤、発電設備、分電盤

空調 ： 冷温水発生器、ボイラー、冷凍機、冷却塔、空調機、排送風機、タンク、空調ポ ンプ、空調配管

衛生 ： 給水管、給湯管、汚水・排水管、通気管、消火管、ガス配管、貯湯槽、飲料用水槽、雑用水用水槽、オイルタンク、給水ポンプ、揚水ポンプ、排水ポンプ、給湯ポンプ、給油ポンプ

防災 ：自動火災報知設備、防火扉・シャッター、非常用放送、屋内消火栓、スプリンクラー

施設の維持管理について、本市は予防保全*の考え方に沿って劣化・改良保全整備を実施しています。具体的には、営繕担当部署が施設ごとに原則毎年すべての保全部位を調査し、その結果をもとに劣化保全と改良保全を合わせて行っています。この取組は第一期基本計画*から継続して実施しているものであり、今後も着実に推進します。

また、令和4(2022)年1月には、これまでの劣化・改良保全整備に加え、快適性向上のための内装改修や定期的な更新が必要な部位の改修も含めた『保全・改修計画* 』を策定しました。第二期計画は同計画と連携しながら、より計画的な維持管理を推進します。

【図表22 老朽化対策の比較】

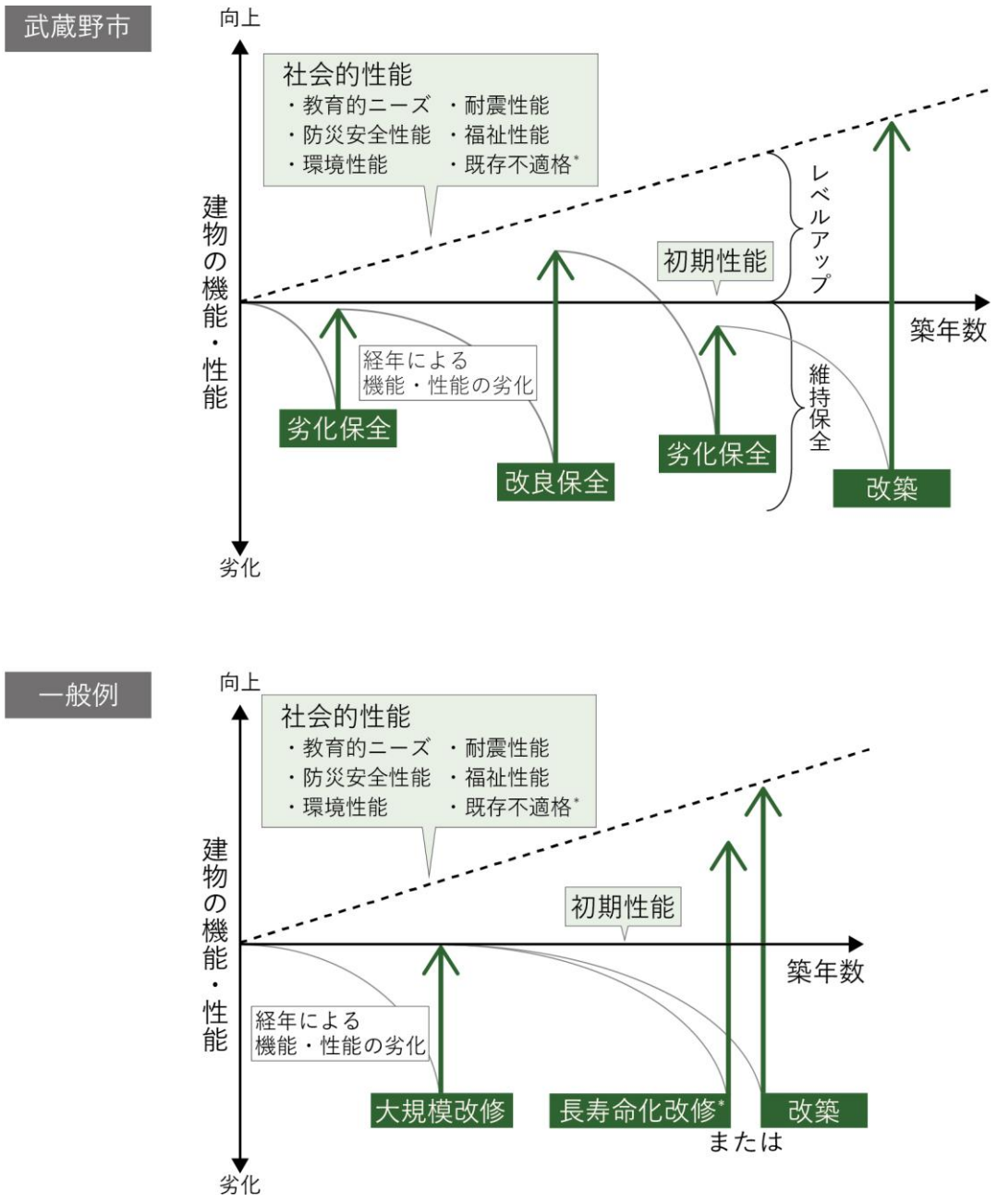

【図表23 改築*と長寿命化改修*の比較】

視点	改築*（60年使用）	長寿命化改修*（80年使用）
時代の変化への対応（機能的更新）	容易	困難【図表25】
工事の期間	長い（約３年）	長い（長期休業日と学期中）
廃棄物	多い	少ない
長期的費用	差異なし【図表24】	

【図表24 長期的費用比較（2020～2119 年度、100 年間）】

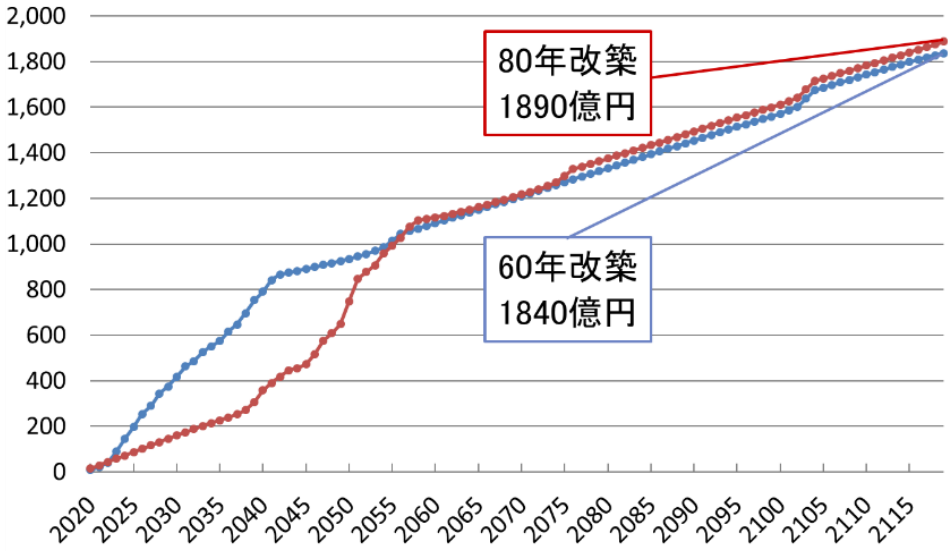

上記図表は、第一期計画策定時（令和２年３月時点）において、本市の方針「築後60年で改築*」と、文部科学省が参考例として示す「築後40年目に長寿命化改修*を行い、築後80年で改築*」の場合について、学校施設にかかる投資的経費*の累計額を比較したものであり、両者の長期的なコストに大きな差異は見られないことが確認できます。ただし、本試算は物価上昇を加味したものではなく、今後の建設コストの動向によっては費用に差が生じる可能性があることに留意が必要です。

【図表25 長寿命化改修*では困難な機能的更新（例）】

教育効果	柱や構造壁の位置を変えることができないため、ニーズに応じた諸室の変更ができない
ゾーニング*	諸室の配置を変えることが難しいため、非効率な配置を是正できないほか、管理区分を明確に分けることができない
バリアフリー*	エレベーター設置等、現在必要な機能を満たすことができない場合がある
法適合	防火区画*等、既存不適格*の改善が難しい
防災機能	複合災害リスクが増大する中、地域の避難拠点となる学校施設において、防災機能の強化と防災施設の強靭化が強く求められる

(3) 劣化状況の調査方法及び調査結果

ア　調査方法

劣化状況については、文部科学省『学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書』を基本とし、建物情報に加え、本市独自の情報も収集・整理し、総合的に評価することとします。各種情報のうち、経年により変化するものについては、新たに調査を実施するか、過去の調査データを現時点の状況に修正して活用します。

具体的には、旧耐震基準*の建物については、平成12（2000）～13（2001）年度及び18（2006）年度に実施した耐震診断結果に基づく中性化深さ*の実測値から現時点の中性化深さ*を算出し、その結果がかぶり厚さ*を超える建物については、鉄筋腐食調査*を実施することとします。また、鉄骨造の建物については、健全度*調査を実施します。

改築*期が到来していない新耐震基準*の建物のうち、建築基準法に基づく検査済証を取得している建物は、建築基準関係規定に適合していることから、改めての調査は不要とします。一方、検査済証が確認できなかった建物については、コア抜き*調査を実施し、コンクリートの圧縮強度*及び中性化の進行状況を確認し、健全度*を評価します。

【図表26 劣化状況調査の枠組み】

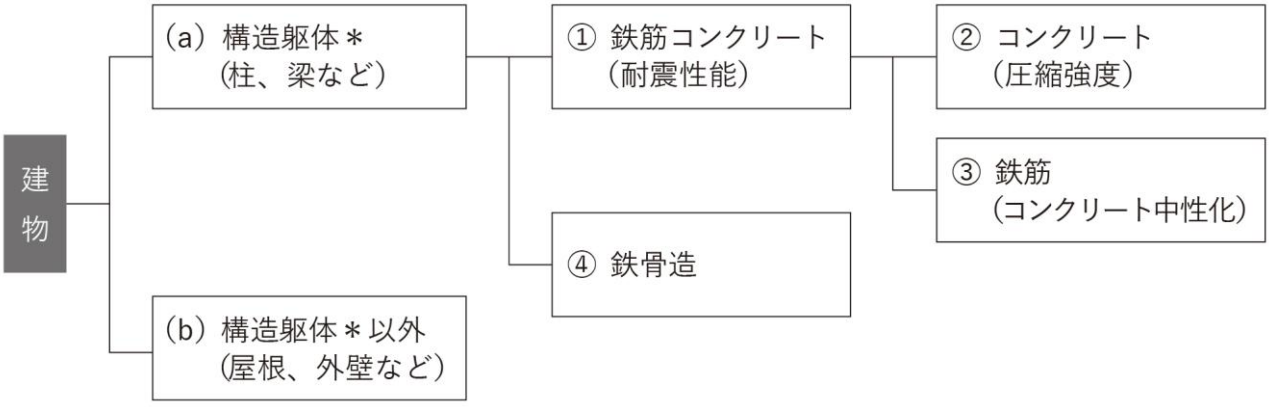

イ　調査結果

(a) 構造躯体*

①　耐震性能

旧耐震基準*（～昭和56(1981)年５月31日）で建築された学校で耐震性を満たしていない建物は、耐震補強工事を実施し必要な耐震性を確保しています。

②　コンクリートの圧縮強度*

第一期計画では、文部科学省『学校施設の長寿命化改修*の手引き』において、コンクリートの強度不足により長寿命化改修*に適さないとされる強度（13.5N/㎟以下）は、ほとんどの建物で上回っていました。第一小学校屋内運動場*では、コンクリートの圧縮強度*が13.5N/㎟を下回る結果となりましたが、平成13(2001)年度に実施した耐震診断結果報告書より１階のＩｓ値（構造耐震判定指標）*が大きいこと、柱にかかる力が小さいことから、第三者機関の評定を受けた上で耐震補強工事を実施しており、改築*が必要になるような安全上の問題はないと判断しています。

また、設計基準強度（Ｆｃ値）*比が75％未満の学校においては、『2001年改訂版既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準改修設計指針同解説』を参考に、改築*順を考慮しました。

③　コンクリートの中性化*の深さ

鉄筋を強アルカリ性により腐食から保護する役割を持つコンクリートは、経年により二酸化炭素等の侵入によって中性化*が進行します。

第一期計画では、5校の校舎棟において、鉄筋のコンクリートかぶり厚さ*を超える中性化*が確認されたため、それらの建物について、柱及び梁のコンクリートの一部を破壊して目視調査を行い、鉄筋に施工後の腐食がなく、構造上問題がないことを確認しました。第二期計画では、これらの建物について再度、同様の調査を実施した結果、引き続き鉄筋に施工後の腐食は確認されず、構造上の問題がないことを確認しました。

なお、中性化の進行によって、コンクリートの圧縮強度*が直接低下することはありません。

④　鉄骨の劣化状況

鉄骨造の建物については、第一期計画における健全度*調査および第二期計画までに実施した法定点検の結果、構造耐力上問題になる劣化は確認されませんでした。

(b) 構造躯体*以外

「屋根・屋上」、「外壁」、「内部仕上」、「電気設備」、「機械設備」の５つの部位について、営繕担当部署で実施した調査結果をもとに、文部科学省の『学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書』を活用し健全度*を算定しています。

調査では過去の改修履歴の確認を行うとともに、意匠*の内外仕上げ材料調査や外観調査および設備の外観調査を行い、各部位について「Ａ：概ね良好、または20年未満」、「Ｂ：部分的に劣化(安全上、機能上問題なし)、または20～40年経過」、「Ｃ：広範囲に劣化(安全上、機能上、不具合発生の兆し)、または40年以上経過」、「Ｄ：早急に対応する必要がある」の４段階で評価を行っています。

第一期計画では、「Ｄ：早急に対応する必要がある」に該当する劣化は確認されませんでしたが、その後の調査の結果、一部の学校において電気設備や排水設備の耐用年数超過による劣化の進行が認められたため、改築*までの残存期間を考慮し、必要な改修工事を実施しました。

【図表27 劣化状況調査結果（旧耐震基準*建物）】

学校名	棟名	建築年度	築年数（2026年時点）	耐震補強		
				第三者による認定取得状況	補強後のIs値*：0.75以上（0.6×1.25倍）	補強状況
第一小学校	校舎	1968	58	○	○	済
	体育館	1969	57	○	○	済
第二小学校	校舎	1967	59	○	○	済
	体育館	1967	59	○	○	済
第三小学校	校舎	1969	57	○	○	済
	北校舎	1974	52	○	○	済
	体育館	1968	58	○	○	済
第四小学校	北校舎	1972	54	○	○	済
	南校舎	1978	48	○	○	済
	体育館	1968	58	○	○	済
大野田小学校	体育館	1979	47	○	○	不要
境南小学校	東校舎	1971	55	○	○	済
	西校舎	1975	51	○	○	済
	体育館	1976	50	○	○	済
	調理室	1975	51	○	○	不要
本宿小学校	校舎	1978	48	○	○	済
	体育館	1978	48	○	○	済
	調理室	1978	48	○	○	済
関前南小学校	校舎	1971	55	○	○	済
	体育館	1971	55	○	○	済
桜野小学校	校舎	1977	49	○	○	済
第二中学校	校舎	1967	59	○	○	済
第三中学校	校舎	1971	55	○	○	済
第四中学校	校舎	1974	52	○	○	済
第六中学校	西校舎	1971	55	○	○	済
	東校舎	1980	46	○	○	不要
	体育館	1972	54	○	○	済

コンクリート強度				中性化*・保全状況			鉄筋	鉄骨	躯体*以外の劣化状況※２				
設計基準強度(Fc値)*(N/㎟)	コア抜き*CON強度(N/㎟)	コア抜き*CON強度/Fc値*比(%)	圧縮強度*	かぶり厚さ*(㎜)	診断時中性化*深さ(㎜)	2026年推定中性化*深さ(㎜)	腐食	健全度*※１※５	屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備
18.0	15.1	83.9	○	42.5	53.3	65.8	なし※４	-	A	B	B	B	B
18.0	11.3	62.8	×※３	49.9	3.6	4.8	-	B	B	B	B	B	B
18.0	14.1	78.3	○	42.5	62.0	76.3	なし※４	-	A	B	B	C	C
18.0	26.3	146.1	○	49.9	21.7	28.6	-	A	B	B	B	C	A
18.0	17.9	99.4	○	50.0	57.1	70.9	なし※４	-	A	A	B	A	A
21.0	21.2	101.0	○	50.0	11.8	16.4	-	-	A	B	C	C	B
18.0	13.5	75.0	○	49.9	5.0	6.6	-	C	A	A	A	C	B
21.0	21.7	103.3	○	50.0	19.8	25.0	-	-	B	C	B	B	B
21.0	24.5	116.7	○	54.5	7.5	10.8	-	-	A	B	C	B	B
18.0	32.8	182.2	○	49.9	10.5	13.9	-	C	A	A	A	C	C
21.0	31.2	148.6	○	49.9	20.1	29.4	-	A	A	A	C	C	B
21.0	19.1	91.0	○	53.5	43.1	58.4	なし※４	-	A	A	B	A	A
21.0	15.4	73.3	○	59.5	16.5	23.1	-	-	B	B	A	B	A
21.0	25.1	119.5	○	49.9	10.5	14.8	-	A	B	A	C	B	C
21.0	22.9	109.0	○	49.9	18.8	26.3	-	-	B	A	A	C	C
21.0	19.6	93.3	○	52.0	5.7	8.2	-	-	A	B	A	B	A
21.0	23.0	109.5	○	49.9	27.5	39.7	-	A	A	B	C	B	C
21.0	22.0	104.8	○	49.9	—	—	-	-	A	B	A	B	C
18.0	16.7	92.8	○	46.5	11.2	15.2	-	-	A	B	B	B	B
18.0	21.9	121.7	○	49.9	4.3	5.8	-	C	A	B	B	B	C
21.0	36.9	175.7	○	48.0	9.0	12.9	-	-	B	A	B	B	B
18.0	18.0	100.0	○	53.0	38.6	47.5	-	-	A	B	A	B	C
18.0	13.7	76.1	○	47.5	14.6	20.1	-	-	A	B	A	C	B
21.0	20.6	98.1	○	57.0	7.0	9.9	-	-	A	A	A	B	B
21.0	13.6	64.8	○	42.5	20.1	25.2	-	-	C	B	B	B	C
21.0	25.9	123.3	○	41.5	19.8	29.3	-	-	A	B	B	B	B
21.0	13.8	65.7	○	49.9	34.4	46.9	-	A	B	A	B	C	C

※１　鉄骨造の健全度*（2019年実施）　A：概ね良好 / B：部分的な劣化 / C：複数箇所に劣化

※２　躯体*以外の劣化状況（2026年実施）
A：概ね良好、または20年未満 / B：部分的に劣化（安全上、機能上問題なし）、または20～40年経過 / C：広範囲に劣化（安全上、機能上、不具合発生の兆し）、または40年以上経過 /D：早急に対応する必要がある

※３　第一小体育館のコンクリート圧縮強度*については、改築*が必要となるような安全上の問題はありません。詳細は59ページ「(a)②コンクリートの圧縮強度*」を参照。

※４　中性化調査（2026年実施）

※５　建築基準法１２条２項に基づく定期点検（2023年、2024年実施）による報告

【図表28 劣化状況調査結果（新耐震基準*建物）】

学校名	棟名	建築年	築年数（2026年時点）	耐震性	コンクリートの圧縮強度*	2026年推定中性化*深さ（㎜）	鉄筋	鉄骨	躯体*以外の劣化状況 ※3				
							腐食	健全度* ※2 ※4	屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備
第三小学校	第二体育館	1987	39	○	○	23.1	○	-	A	A	B	B	B
大野田小学校	校舎	2004	22	○	○	17.4	○	A	A	A	A	A	A
千川小学校	校舎	1996	30	○	○	20.3	○	-	A	B	B	B	B
	体育館	1996	30	○	○	20.3	○	-	A	B	B	B	B
	学童クラブ*	1996	30	○	○	20.3	○	-	A	B	B	B	B
桜野小学校	北校舎	2010	16	○	○	14.8	○	-	A	A	A	A	A
	西校舎	2014	12	○	○	11.7	○	-	A	A	A	A	A
	体育館	2001	25	○	○	18.5	○	-	B	B	B	B	B
第一中学校	音楽室	1988	38	○	○	22.8	○	-	A	A	A	A	A
第二中学校	東校舎増築	1992	34	○	○	21.6	○	-	A	A	B	B	B
	体育館	1984	42	○	○	24.0	○	-	A	A	B	B	B
第三中学校	体育館	1982	44	○	○	24.5	○ ※1	-	A	A	A	B	B
第四中学校	体育館	1992	34	○	○	21.6	○	A	B	B	B	B	B
	特別支援学級*	1991	35	○	○	22.2	○	-	A	B	B	B	B

※１　建築基準法における検査済証が確認できなかったため、中性化調査（2026年）を実施

※２　鉄骨造の健全度*（2019年実施）　　A：概ね良好 / B：部分的な劣化 / C：複数箇所に劣化

※３　躯体*以外の劣化状況（2026年実施）
A：概ね良好、または20年未満 / B：部分的に劣化（安全上、機能上問題なし）、または20～40年経過 / C：広範囲に劣化（安全上、機能上、不具合発生の兆し）、または40年以上経過/D：早急に対応する必要がある

※４　建築基準法１２条２項に基づく定期点検（2023年、2024年実施）による報告

2 整備スケジュール

(1) 改築*順序の基本的な考え方

改築*順序は、施設の建築年数を基本に、必要に応じて施設の劣化状況なども総合的に考慮して決定します。施工は同年度に最大2校、竣工・引き渡しは各年度に1校となるよう年度調整を行います。

(2) 具体的な改築*順序

ア　第一期計画の振り返り

第一期計画において改築*を検討すべき項目があった学校は、境南小学校、井之頭小学校及び第六中学校の3校であり、いずれもコンクリートの圧縮強度*がFc値*の75％未満の校舎を有する学校として、第1グループに位置付けられました。第一中学校及び第五中学校の改築*に当たっては、同じ児童・生徒が連続して仮設校舎で学校生活を送ることがないよう、中学校を先に改築*することとしました。また、第五小学校及び井之頭小学校については、校地が狭く、仮設校舎の設置が困難であることから、第五小学校は第五中学校内に設置した仮設校舎を、井之頭小学校は第一中学校内に設置した仮設校舎を活用することとしました。第1グループに位置付けられた学校のうち、残る第六中学校、第二中学校、第二小学校及び境南小学校については、改築*事業は未着手となっています。

イ　グループ分けの見直し

第１グループ

第一期計画で計画どおり実施した第一中学校・第五中学校・第五小学校・井之頭小学校の4校については、第二期計画においても引き続き第１グループに位置づけ、改築*事業を着実に進めます。

第２グループ

第一期計画の第１グループ後半（第二中学校・第六中学校・第二小学校・境南小学校）に加え、築年数の古い第一小学校及び北町調理場の閉鎖と関連する大野田小学校（体育館・調理室）を追加します。第二中学校・第六中学校については改築*後60年以上活用される施設の長期的視点に立ち、豊かな教育環境を安定して維持するために必要な適正規模*（12～18学級）の実現を図る観点から、両校を再編*のうえ改築*を行います。

第３グループ（新設）

第一期計画の第２グループのうち、第三小学校・第四小学校・関前南小学校・本宿小学校・桜野小学校・第三中学校・第四中学校の7校を第３グループとして新たに位置づけ、今後の児童数・生徒数の動向を確認のうえ、計画改定時に改築*順序を決定します。

【図表29 改築*グループ】

	第一期計画	第二期計画
第1グループ	第二小学校、第五小学校、境南小学校、 井之頭小学校、第一中学校、 第二中学校、第五中学校、第六中学校	第五小学校、井之頭小学校、 第一中学校、第五中学校
第2グループ	第一小学校、第三小学校、第四小学校、 大野田小学校（体育館・調理室） 本宿小学校、関前南小学校、桜野小学校、 第三中学校、第四中学校	第一小学校、第二小学校、境南小学校、 大野田小学校（体育館・調理室）、 統合新校*（第二中・第六中学校）
第3グループ	-	第三小学校、第四小学校、関前南小学校、 本宿小学校、桜野小学校、 第三中学校、第四中学校

【図表30 改築*年次案】

第一期計画		6年目	7年目	8年目											
第二期計画		計画策定		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目			
第三期計画										計画策定		1年目	2年目	3年目	4年目
年度		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20
		2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038
第1グループ	第五中学校			実施設計	外構工事等	外構工事等									
	第一中学校				実施設計	外構工事等	外構工事等								
	第五小学校	実施設計解体工事	改築工事	改築工事											
	井之頭小学校	実施設計	実施設計解体工事	改築工事	改築工事										
第2グループ	統合新校（第二中・第六中）			基本構想	基本計画	基本設計	実施設計	実施設計	改築工事	改築工事	外構工事等	外構工事等			
	境南小学校					基本計画	基本設計	実施設計	実施設計解体工事	改築工事	改築工事	外構工事等	外構工事等		
	第二小学校						基本計画	基本設計	実施設計	実施設計解体工事	改築工事	改築工事			
	第一小学校							基本計画	基本設計	実施設計	実施設計解体工事	改築工事	改築工事	外構工事等	外構工事等
	大野田小学校（体育館・調理室）								基本計画	基本設計	実施設計	実施設計解体工事	改築工事		

※入札不調や社会情勢の変化等により、今後変更となる場合がある。

３ 事業費について

学校改築*にかかる事業費については、社会情勢の推移、物価の変動、および計画の具体化に伴う諸条件の精緻化を踏まえ、逐次見直しを行っています。これまでの積算および見直しの経緯は以下のとおりです。

ア　第一期計画における事業費（743億円）【令和2年】

第一期計画における事業費は、個別の改築*事業に着手していなかったことから、「平成31年度東京都標準建物予算単価」を基軸とし、過去の実績値および業者見積金額を勘案して積算しました。

イ　第2期公共施設等総合管理計画*における見直し（932億円）【令和3年】

令和3年に策定した第2期公共施設等総合管理計画*においては、第一中学校および第五中学校の改築*事業着手を機に、第一期計画策定後の動向を反映するため、近年の都内における学校改築*工事の事例を参考に単価等の見直しを実施しました。その結果、事業費は932億円となりました。

ウ　第二期計画における事業費（1,294億円）【令和8年】

第二期計画においては、建設費が大幅に高騰している状況を反映させるとともに、諸室面積基準の見直し及び最新の児童・生徒推計による必要施設規模（床面積）の適正化を図るとともに、第二中学校および第六中学校の再編*計画を反映した結果、事業費は1,294億円となりました。なお、この金額には、第一中学校、第五中学校、第五小学校および井之頭小学校の改築*工事実績（今後の工事見込み費用を含む）約358億円が含まれています。

【図表31 事業費の推移】

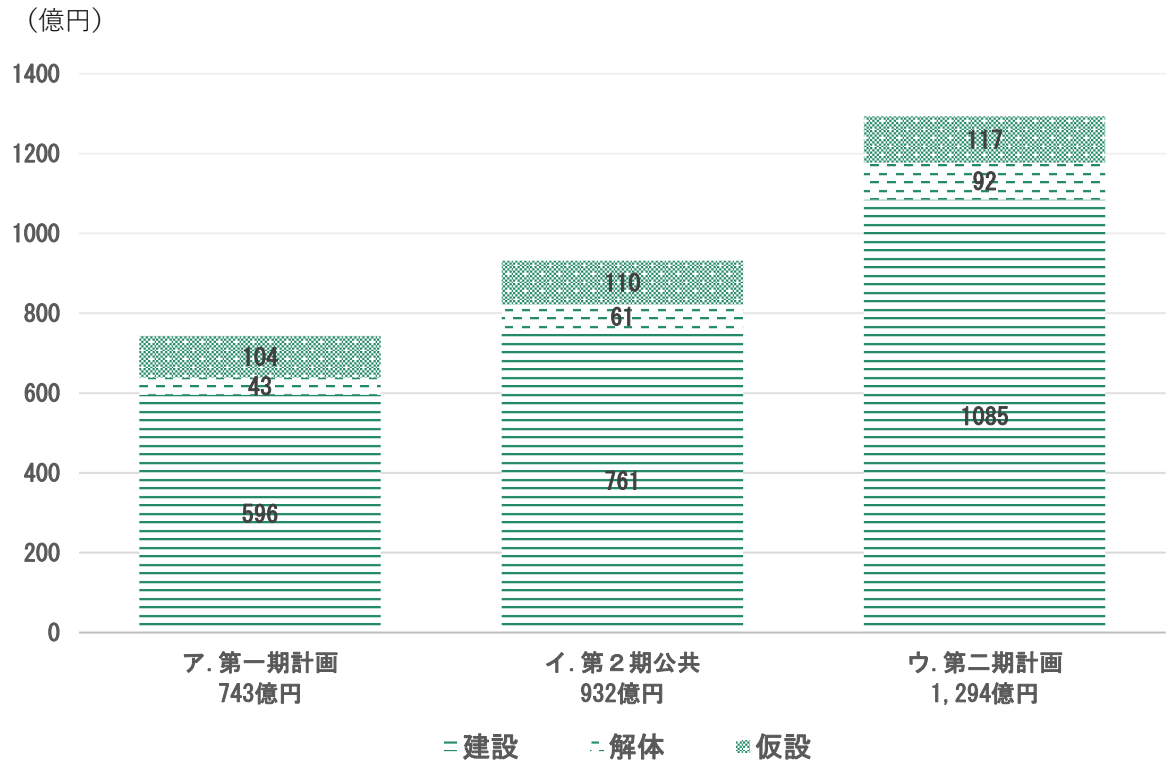

第６章 整備の進め方

1 推進体制

(1) 改築*懇談会の設置

学校の改築*にあたっては、改築*する学校、保護者、関係者、地域住民、教育委員会等による改築*懇談会を設置します。

基本構想、基本計画*の策定にあたっては、改築*懇談会で意見を聞きながら検討を行います。

(2) 庁内体制

庁内における準備・検討を行うための体制を、教育委員会内に構築します。

学校施設を所管する教育企画課を中心に、教育委員会内での横断的な連携を図るとともに、学校が公共施設として持つ役割を鑑み、市長部局と調整を行います。特に複合化*・多機能化*については公共施設等マネジメント庁内推進本部*で調整し、各校の仕様等については公共施設整備連絡調整会議で調整を行います。

また、施設を適切に維持・管理するため、公共施設マネジメントを所管する部署や施設の『保全・改修計画*』を所管する営繕担当部署とも十分な連携を図ります。

2 計画的な整備の実施

(1) 改築*の手順

ア 基本構想

学校施設整備基本計画*、各学校の校地の条件、独自性および地域性等を踏まえ、改築*にあたっての考え方を整理します。

イ 基本計画

学校施設整備基本計画*や基本構想*をもとに、設計の前提となる新たな学校施設の全体像を示します。特に、配置計画は、周辺への影響、学校使用における動線等を検討のうえ、改築*懇談会や近隣住民の意見を聞き、決定する必要があります。

整備の事業手法については、武蔵野市の「公民連携に関する運用ガイドライン*」に基づき、手法を検討します。このガイドラインでは、学校改築*事業は、優先的検討規定の対象であるため、工期短縮と民間ノウハウの活用が期待できるDB（設計・施工）方式*を優先検討します。ただし、市場調査の結果、複数事業者の参画が見込めない場合は、設計と施工を分離した従来方式を採用します。

【実施内容（例）】

・ 児童・生徒数の想定
・ 予定室数および予定規模
・ 施設配置図およびイメージ図
・ 整備の事業手法の検討

ウ　基本設計*

基本計画*をもとに、校地の条件などを建築基準法等の関係法令に照らし合わせ、平面、立面などの基本設計*図を作成するとともに、改築*に係る概算金額を積算します。

【実施内容（例）】

・ 基本設計*図書、基本設計*説明書の作成
・ 配置図、各階平面図、立面図、断面図の作成
・ 意匠*、構造、電気設備、空気調和設備、衛生設備、外構、備品等の各図面の作成

エ　実施設計

基本設計*図書をもとに、詳細な設計を行うとともに、工事の契約および実施に向け、詳細な仕様および整備費用を決定します。

【実施内容（例）】

・ 実施設計*図書の作成
・ 各工事仕様書の作成
・ 工事費積算書の作成
・ 計画通知*
・ 工事契約関連資料作成

オ　工事

実施設計*図書に基づき、工事を実施します。施工にあたっては、児童・生徒の安全確保と教育活動への影響を最小限に抑える計画を策定し、近隣住民への配慮を徹底しながら円滑な工事推進を図ります。

【実施内容（例）】

・ 各工事の施工に伴う監理、品質管理および工程管理
・ 児童・生徒および周辺環境の安全対策
・ 近隣対策（騒音・振動への配慮等）
・ 竣工検査、引き渡し

(2) 工程と期間

第一期計画では、学校改築*に必要な期間を１校あたり全体で５年程度としていましたが、これまで進めてきた４校の実績を踏まえ、１校あたり全体で６年から８年程度を見込むこととします。

【図表32 改築*事業期間（見直し後）】

	0年目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目～
	基本構想＊1	基本計画*	基本設計*	実施設計*	入札契約手続			
仮設校舎有				仮設校舎建設	解体工事	新校舎建設工事		仮設校舎等解体外構工事等＊2
仮設校舎無					解体工事	新校舎建設工事		外構工事＊3

＊1　再編*等、特に学校関係者・周辺住民等と協議が必要な場合
＊2　仮設校舎の解体が必要な場合、解体後に外構工事等が必要（2年程度）
＊3　新校舎建設工事が外構工事を含めて、2年で完了しない可能性があり、外構工事の期間として半年程度を見込むことも必要。本体工事完了時に新校舎へ児童・生徒の引越を完了させ、授業は開始する

３ 整備後の評価と次校整備への反映、第二期計画の見直し

改築*後の学校については、点検・評価を行い、その結果を以後の改築*計画に随時反映させていきます。そのうえで、長期間にわたる学校施設の整備を計画的かつ継続的に進めるため、令和25（2043）年度までの24年間を3期に分けて計画を進めます。第一期計画は、令和2（2020）年度から令和9（2027）年度までの8年間としています。第二期計画は、第一期計画から継続する形で、令和9（2027）年度から令和17（2035）年度末までの9年間としています。これは、計画期間の最終年度を次期計画と重複させることにより、社会情勢や教育環境などの変化に柔軟に対応しながら、切れ目なく学校施設の整備を進めるためです。第二期計画についても、各学校の改築*に要する期間、児童・生徒数推計の実施時期、教育内容の変化、社会情勢の変化、建築技術の進展、本市の財政状況の変化など、さまざまな変動を考慮し、最後の1年間を次期計画と重複させることとしています。このため、令和15（2033）～16（2034）年度の２か年で次期計画の策定を行います。見直しに当たっては、改築*校の点検・評価や学校へのヒアリング結果をはじめ、教育環境の変化、最新の児童・生徒数の推計値、学校施設に求められる機能・役割、技術の進歩など、最新の情報を反映していきます。

【図表33第二期計画の実施サイクル】

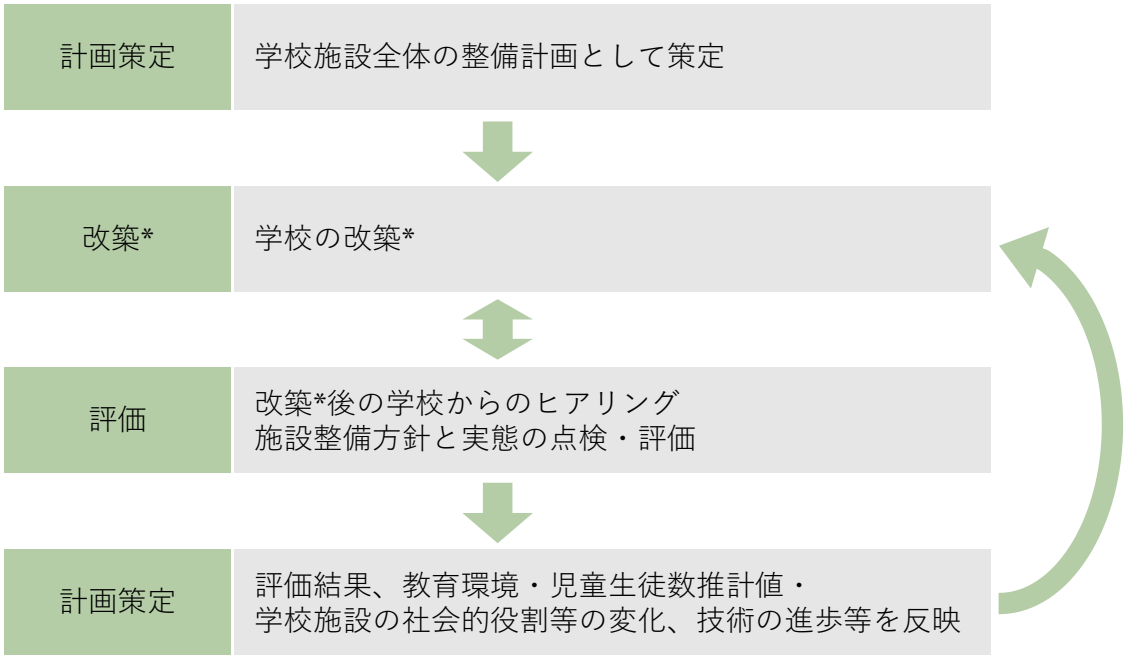



総括・まとめ

第二期計画の策定では、「未来における教育を見据えた校舎のあり方」や「全市的な視点から見た中学校の適正な数」を主要な論点としました。以下に第二期計画のまとめとして全体ビジョン（総括）を示します。

1 未来の教育を見据えた校舎のあり方と基本理念の具現化

これからの学校施設整備にあたっては、基本理念「子どもたちにとって『明日また行きたい』と思える学校」の創造を目指すこととしました。将来の予測が困難な社会において、子どもたちがこれからの時代を生きる力の基礎を培うことが義務教育の使命であると考えます。主体的に学び、自ら考え、そして判断する力、学ぶ意欲、こうしたものを含めた確かな学力を身に付けること、人を思いやる心、感動する心、道徳心や社会性を含めた豊かな人間性を培うこと、そしてこれからの時代をよりよく生きるための精神面を含めた健康や体力を育成できる場が学校です。この基本理念は、文部科学省が提唱する「新しい時代の学び舎」の理念、および第四期武蔵野市学校教育計画が掲げる場づくりの方針と合致するものです。

今後の学校改築*においては、これまでの改築*校の実績と知見を活かし、基本方針「校舎全体をゆるやかにつなぐ学びの空間整備」を進め、特に、学校図書館*と多目的室からなる開放的なラーニング・コモンズ*を中心に配置し、各教室を連続的につなぐことで、教科等横断的な学習や主体的・対話的で深い学び*、個別最適な学び*・協働的な学びを促す多様な教育空間を実現します。

こうした基本理念を具現化するためには、施設の整備だけでなく、子どもたちが多様な人や考えに出会い、互いに関わり合いながら学びを深めることのできる環境を一体的に考えていくことが必要です。一定の学校規模を確保することは、子どもたちの豊かな学びと成長を支え、持続可能で質の高い教育環境を実現するうえで重要です。

2 全市的な視点から見た中学校の適正な数

改築*後60年以上活用される学校施設の長期的視点に立ち、上記のような豊かな教育環境を安定して維持するため、本市の小中学校の適正規模*は１校12～18学級とします。この適正規模*は、国が法令で定める小中学校の標準規模（１校12～18学級）を参考にしつつ、子どもたちの多様な学びの実現と、教職員のきめ細かな指導体制の確保を目指したものです。

子どもたちの多様な人との関わりは、互いの考えや価値観に触れ、学びを深める機会となるほか、学校行事の活性化や部活動の選択肢の確保にも繋がります。また、子ども一人ひとりの特性や人間関係、支援の必要性など、さまざまな事情に応じた学級編成を行いやすくなり、一人ひとりの学びと成長を支える環境の充実が期待できます。

さらに、教職員の配置や学校運営においても、適正規模*を確保することで、教員同士がそれぞれの専門性や経験を活かして切磋琢磨し、教材研究や研修の機会を確保しやすくなります。特に中学校では、全教科が教科担任制となるため、専門性を有する教員を配置しやすくなることで、教科指導の安定性や専門性の確保にも繋がります。学校運営の観点では、校務分掌を適切に分担し、教職員一人ひとりに過度な負担が集中しにくい体制を整えることができます。多様な子どもたちの教育や支援のニーズに応えるためにも、教員それぞれの強みを生かし、多面的な視点から子どもたちを理解し、教育や支援できる体制が重要です。

また全市的な視点から見た中学校の適正な数については、20年後の中学校生徒数を適正規模*（1校12～18学級）で単純に割ると、市内の中学校数は３～４校程度になります。ただし、適正規模*を外れる中学校に対する具体的な方策については、地域の実態等も含め、個別の学校ごとに検討する必要があります。

第二期計画期間中に改築*を迎える第二中学校および第六中学校について、上記のビジョンを踏まえ、適正規模*を実現するさまざまな具体的方策が考えられますが、両校を再編*し「統合新校*」を設置することが、子どもたちにとって豊かな学びの環境を実現する方策として望ましいと判断しました。

３ 変動要素の考慮と次期計画への展望

次期（第三期）計画の策定にあたっては、改築*校の点検・評価、学校へのヒアリング結果をはじめ、児童・生徒数推計、教育内容の変化、社会情勢や建築技術の革新、財政状況の推移など、さまざまな変動要素を柔軟に捉え、最新の情報を踏まえて策定していく必要があります。その上で、次期（第三期）計画期間中に改築*を予定する学校についても、適正規模*の実現のため、最上位計画である第七期長期計画での議論を踏まえ、その地域の実情に即した具体的な方策を検討していく必要があります。

なお、今後の学校改築*においては、施設一体型小中一貫校である「義務教育学校*」の設置も適正規模*実現の方策として考えられますので、本市の小中一貫校に関するこれまでの検討経緯や第二期学校施設整備基本計画*策定審議会において出された意見を第七期長期計画の策定委員会に報告します。

参考資料

【資料１】武蔵野市教育委員会の所管する計画の策定に関する審議会設置条例

令和5年3月22日条例第14号

改正

令和６年３月15日条例第４号

令和７年３月17日条例第24号

武蔵野市教育委員会の所管する計画の策定に関する審議会設置条例

（設置）

第１条　武蔵野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所管する計画の策定に関し必要な事項について調査及び審議を行うため、武蔵野市教育委員会の所管する計画の策定に関する審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（計画の策定）

第２条　教育委員会は、教育に関する施策の基本的な方向性を示すため、次に掲げる計画を策定する。

（１）　武蔵野市学校教育計画

（２）　武蔵野市学校施設整備基本計画*

（３）　武蔵野市生涯学習計画

（４）　武蔵野市スポーツ推進計画

（５）　武蔵野市図書館基本計画*

２　前項各号の計画（以下「各計画」という。）の総体を、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第２項に規定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画として位置付ける。

（所掌事項）

第３条　審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議し、その結果を教育委員会に答申する。

（１）　各計画の策定に関する事項

（２）　前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

（組織）

第４条　審議会は、第２条第１項の規定により策定する計画ごとに設置するものとし、教育委員会が当該計画の内容に応じて委嘱し、又は任命する委員15人以内をもって組織する。

２　審議会の委員の任期は、前項の規定による委嘱又は任命の日から前条の規定による答申の日までとする。

（守秘義務）

第５条　審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（報酬）
第６条　審議会の委員の報酬及び費用弁償は、武蔵野市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和36年２月武蔵野市条例第７号）に定めるところによる。
（計画の点検及び評価）
第７条　各計画の点検及び評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第１項の規定に基づき教育委員会が行う点検及び評価をもって実施するものとする。
（委任）
第８条　この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。
付　則
（施行期日）
１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。
（武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）
２　武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
付　則（令和６年３月15日条例第４号抄）
（施行期日）
１　この条例は、令和６年４月１日から施行する。
付　則（令和７年３月17日条例第24号）
この条例は、令和７年４月１日から施行する。

【資料２】武蔵野市教育委員会の所管する計画の策定に関する審議会設置条例施行規則

令和５年４月６日教育委員会規則第８号

改正

令和６年３月４日（教）規則第１号

武蔵野市教育委員会の所管する計画の策定に関する審議会設置条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、武蔵野市教育委員会の所管する計画の策定に関する審議会設置条例（令和５年３月武蔵野市条例第14号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第２条　この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（組織）

第３条　審議会の委員は、次に掲げる者をもって組織し、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

（１）　学識経験のある者

（２）　武蔵野市立小学校又は中学校の校長

（３）　計画ごとに別表に掲げる者

（４）　公募による市民

（５）　市の職員

（６）　前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

２　別表に規定する武蔵野市図書館協議会委員のうち公募による市民である者は、前項第４号の公募による市民とみなす。

（会長及び副会長）

第４条　審議会に会長及び副会長１人を置く。

２　会長は委員の互選によりこれを定め、副会長は委員の中から会長が指名する。

３　会長は、会務を総括し、審議会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　審議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集する。ただし、会長及び副会長がともに選任されていないとき又は事故があるとき若しくは欠けているときの会議は、教育長が招集する。

２　会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

３　会議は、公開とする。ただし、個人の秘密の保護、正当な利益の保護等のため審議会が必要と認めるときは、これを公開しないことができる。

４　審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

５　審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

６　条例第５条の規定は、前項の規定により出席を求められた者について準用する。この場合において、同条中「委員」とあるのは「会議に出席を求められた者」と読み替えるものとする。

（点検及び評価）

第６条　各計画の策定にあたっては、条例第７条の規定により実施する各計画の点検及び評価の結果を反映するものとする。

（庶務）

第７条　審議会の庶務は、各計画を所管する課において処理する。

（委任）

第８条　この規則に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、教育長が別に定める。

付　則

この規則は、公布の日から施行する。

付　則（令和６年３月４日（教）規則第１号）

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

この規則は、令和７年４月14日から施行する。

別表（第３条関係）

計画名	関係者
武蔵野市学校教育計画	武蔵野市立小中学校ＰＴＡ連絡協議会を代表する者
	武蔵野市開かれた学校づくり協議会委員
	武蔵野市青少年問題協議会地区委員会委員長会議を代表する者
武蔵野市学校施設整備基本計画*	武蔵野市立小中学校ＰＴＡ連絡協議会を代表する者
	武蔵野市開かれた学校づくり協議会委員
	武蔵野市青少年問題協議会地区委員会委員長会議を代表する者
武蔵野市生涯学習計画	武蔵野市社会教育委員（第３条第２号の委員を除く。）
	公益財団法人武蔵野文化生涯学習事業団の職員
武蔵野市スポーツ推進計画	一般社団法人武蔵野市スポーツ協会を代表する者
	武蔵野市スポーツ推進委員協議会を代表する者
	公益財団法人武蔵野文化生涯学習事業団の職員
	障害者スポーツの振興に取り組む団体の関係者
	武蔵野市内におけるスポーツに関係する団体の関係者
武蔵野市図書館基本計画*	武蔵野市図書館協議会委員（第３条第２号の委員を除く。）

【資料３】第二期武蔵野市学校施設整備基本計画*策定審議会委員名簿・事務局名簿

委員名簿

氏名	職名等	区分
福本　みちよ ◎	東京学芸大学大学院教育学研究科教授	学識経験者
垣野　義典 ○	東京理科大学創域理工学部建築学科教授	
谷川　拓也	第一小学校校長	学校関係者
喜連　寛武	第四中学校校長	
木村　大祐	境南小学校PTA会長	PTA代表
小島　まどか	第六中学校PTA会長	
村雲　祐一	第二中学校開かれた学校づくり協議会	地域
足立　惠子	第三中学校開かれた学校づくり協議会	
澤木　宗人	青少年問題協議会境南地区委員会　委員長	
安島　知江	吉祥寺北町在住	公募市民
吉清　雅英　※１	総合政策部長	行政
樋爪　泰平　※２		
樋爪　泰平　※１	財務部長	
齋藤　淳一　※２		
真柳　雄飛	教育部長	

・委員の任期は令和７年７月から令和８年12月まで
・◎は会長、○は副会長

※１　令和８（2026）年３月まで
※２　令和８（2026）年４月から

事務局

所属	氏名
教育部教育企画課長	牛込　秀明　※１
	月原　一浩　※２
教育部教育企画課学校施設計画担当課長	村越　祐介
教育部教育企画課学校施設担当課長	田中丸　善史
教育部教育企画課学校改築*係主査	鈴木　雄介　※３
教育部教育企画課学校改築*係主任	岩野　杏　　※４
教育部指導課長	荒井　友香　※１
	杉谷　努　　※２
教育部教育支援課長	祐成　将晴
教育部教育支援課教育相談支援担当課長	志賀　直樹

・所属は令和７年７月から

※１　令和８（2026）年３月まで
※２　令和８（2026）年４月から
※３　令和８（2026）年８月まで
※４　令和８（2026）年８月から

【資料４】武蔵野市教育委員会からの諮問文

7武教企第206号
令和７年７月17日

第二期武蔵野市学校施設整備基本計画*策定審議会　会長 殿

武蔵野市教育委員会
教育長 吉 原　 健

第二期武蔵野市学校施設整備基本計画*の策定について

武蔵野市教育委員会の所管する計画の策定に関する審議会設置条例第３条の規定に基づき、下記事項について諮問します。

記

１　諮問事項
　第二期武蔵野市学校施設整備基本計画*の策定について

２　諮問理由
将来の予測が困難な時代を背景として、個人の価値観の多様化、デジタル社会の進展等により、子どもたちや学校教育を取り巻く状況が急速に変化しています。また、本市においては、公共施設が更新期を迎えると同時に、物価高騰をはじめとした社会情勢の変化への対応も求められています。
このような状況の中、本市においては、令和２年３月に策定した学校施設整備基本計画*に基づき、第五中学校、第一中学校、第五小学校、井之頭小学校の改築*に取り組んできました。
本審議会においては、子どもの学びを第一に、全市的な視点から中学校の適正な数や未来における教育を見据えた校舎のあり方について、建築面や財政面など様々な観点も含めて検討し、本市の今後の学校改築*計画について、審議くださいますようお願いします。

【資料５】令和７（2025）年度第二期武蔵野市学校施設整備基本計画*策定審議会
開催状況

	開催日	主な内容
第１回	令和７（2025）年 ７月17日(木)	(1)　会長、副会長選出 (2)　教育長諮問 (3)　審議会の運営、役割、策定の進め方等について ・現行の武蔵野市学校施設整備基本計画* (4)　武蔵野市の現状説明について ・児童生徒数 ・進学率 ・改築*工事の実績 ・直近改築*校のコンセプト ・令和６（2024）年度実施の意見聴取紹介 (5)　未来における教育を見据えた校舎のあり方について ・学識経験者からの説明 ・意見交換
第２回	９月18日(木)	(1)　第１回審議会振り返り・学校見学報告 (2)　学校教育計画を踏まえた学校施設整備基本計画*の方向性説明 (3)　各種参考資料について（追加分） (4)　未来の学校施設のあり方について（委員による議論） ・武蔵野市の小中学校の適正規模*について （「中学生の学び・人間関係」「教職員の職場改善の必要性」 等） ・学校建築の観点で望まれる校舎について ・必要な敷地条件と財政について
第３回	11月６日(木)	(1)　第２回審議会振り返り (2)　人口推計に基づく児童・生徒数、学級数の推計について (3)　未来の学校施設のあり方について（委員による議論） ・武蔵野市の小中学校の適正規模について ・学校建築の観点で望まれる校舎について
第４回	令和８（2026）年 １月19日(月)	(1)　第３回審議会振り返り (2)　未来の学校施設のあり方について（委員による議論） ・適正規模*を下回る中学校に対する方策について
第５回	２月25日(水)	(1)　第４回審議会振り返り (2)　第二期武蔵野市学校施設整備基本計画*中間まとめ(案)について (3)　未来の学校施設のあり方について（委員による議論） ・適正規模を下回る中学校に対する方策ついて

【資料６】令和８（2026）年度第二期武蔵野市学校施設整備基本計画*策定審議会
開催状況

	開催日	主な内容
第６回	４月28日（火）	(1)　第５回までの審議会振り返り (2)　第二期武蔵野市学校施設整備基本計画*中間まとめについて ・中間まとめ説明会質疑応答一覧 ・パブリックコメント ・児童生徒アンケート (3)　未来を見据えた校舎のあり方について ・学校施設整備にあたっての考え方
第７回	６月30日(火)	(1)　第６回までの審議会振り返り (2)　未来を見据えた校舎のあり方について ・学校施設整備にあたっての考え方
第８回	８月24日(月)	(1)　第７回までの審議会振り返り (2)　未来を見据えた校舎のあり方について ・学校施設整備にあたっての考え方（前回審議会から継続） ・計画・設計の具体的事項 ・整備スケジュールと費用の見通し ・整備の進め方
第９回	10月５日(月)	(1)　第８回までの審議会振り返り (2)　第二期学校施設整備基本計画*答申案について
	11月12日（木）～ 12月２日（水）	・答申（案）に対するパブリックコメント募集
第10回	12月21日(月)	・答申

【資料７】主要論点に関する審議

１　審議事項

第二期計画を策定するための審議会は令和７（2025）年７月に設置されました（設置期間：令和８（2026）年12月まで）。審議会では、教育委員会からの諮問を踏まえ、令和７（2025）年度は主要論点として、子どもの学びを第一に「全市的な視点から見た中学校の適正な数」と「未来における教育を見据えた校舎のあり方」について、審議を進めました（全５回）。

【主要論点】
①全市的な視点から見た中学校の適正な数
②未来における教育を見据えた校舎のあり方



２　審議状況（令和７年度）

(1)本市の現状について（第１回審議会）

審議会として本市の現状を把握する必要があるため、第１回審議会では事務局から、市立小中学校の児童数・生徒数の推移、私立国立小中学校進学率、築年数、最新の改築*校である第五中学校のコンセプト、令和６（2024）年度から実施している未来の学校づくりに向けた意見聴取結果、学校改築*にかかる期間・コスト等の説明がありました。

(2)国内外の取組等について（第１回審議会）

学識経験者である会長から、諸外国の取組、国の動向の紹介がありました。これからの学校教育の姿を考えるための観点として、①子どもの新たな学び②教職員の協働体制③多様なアクターとの連携という３つの観点の提案がありました。

同じく学識経験者である副会長から、建築面における最新の学校づくりの考え方や他自治体の最新の学校建築の紹介があり、子どもたちの生活動線上に図書や教材を配置するなど、校舎全体に学びの機会が散りばめられた校舎について説明がありました。また、PLACE to Prepare for life～学校は社会に出る準備の場所である～という設計の基盤となる考え方について説明がありました。

(3)第四期武蔵野市学校教育計画について（第２回審議会）

学校改築*の検討にあたって、本市の学校教育計画を踏まえることが必要であるため、委員である教育部長から、令和７（2025）年度からスタートした第四期武蔵野市学校教育計画について説明がありました。同計画は、教育理念「自他の幸せと豊かな社会を実現する未来の創り手を育む」とその実現のため、方針１「学校での子どもの育ちや学びを支える基盤をつくる」、方針２「自らの人生を切り拓く自信と意欲を育む」、方針３「多様性を生かし、社会を形成する力を培う」を掲げています。

(4)未来における教育を見据えた校舎のあり方について（学校見学会、第２～３回審議会）

審議会では、９月12日に本市で最も新しい改築*校である第五中学校と、平成16年に改築*をした大野田小学校の見学会を実施しました。第五中学校については、改築*して半年という非常に新しい学校でした。両校の校長、副校長と意見交換を行い、校舎の良いところと実際使ってみてわかった課題等を聞きました。

第２回審議会においては、第四期武蔵野市学校教育計画の教育理念についての説明も踏まえて、未来における教育を見据えた校舎のあり方について審議を重ねました。

審議会としては、下記の内容を提案し、令和８（2026）年度にさらに審議を深めていきます。

【校舎のあり方に関する審議会からの提案】
○時代に応じて求められる教育活動に対応できるフレキシブル*な校舎が必要である。
○学校は地域の核。さまざまな機能、付加価値のある校舎が必要である。
○学校は災害時の避難所にもなるので、さまざまな状況を想定してつくる必要がある。
○子どもは荷物が多いので収納スペースを充実させる必要がある。

(5)市立中学校の敷地状況・市の財政状況について（第２回審議会）

今回審議の中心となる中学校の適正な数について、現状の中学校の敷地状況を確認するため、事務局から各中学校の敷地面積・許容建築面積*・許容延床面積*・立地特性の説明がありました。

また、市の直近の財政状況について、委員である財務部長から説明がありました。その中では、今後、学校改築*が進んでいく中で、市の貯金（基金*）が減り、市の借金（市債*）が増加していくとの説明がされました。

(6)小中学校の適正規模*について（第２～３回審議会）

第１回、第２回審議会と学校見学会を踏まえて、今後の学校改築*を考えていくにあたり、本市にとって最善な学校規模について審議をしました。武蔵野市学校施設整備基本方針（平成27（2015）年度策定）では、小中学校の適正規模を１校７学級以上と定めていますが、この間、学習指導要領*改訂等もあり、教育活動において多様な人材との関わりが求められる中で、学級数が少ないことにより、生徒同士・生徒と教員との人間関係に配慮したクラス編制や教育活動がしにくいこと、クラス同士、生徒同士、教員同士が切磋琢磨する教育活動がしにくいなどの課題があることも踏まえて、20年以上先を見据えて、子どもの学びを第一に審議を重ねました。

【適正規模*に関する審議のまとめ】
審議会としては、小中学校の適正規模については「１校12～18学級」とすることにまとまりました。（小学校：１学年２～３学級、中学校：１学年４～６学級）

審議会で出された主な意見は下記のとおりです。

①教育面

≪子どもの学び≫

・多様な人との関わりの機会が多い方が、学びも発展しやすく、行事の活気も出やすい。
・適正規模*の学校だからこそ、できることがあるのではないか。
・人間関係に配慮した学級編制もできるよう学級数は多い方がよい。
・特別な配慮を要する子や教室に入れない子が落ち着いて過ごせる場所の確保など、柔軟に対応できる教育環境づくりが必要である。
・地域との連携のため開かれた学校がよいが、防犯対策も必要で、そのバランスが重要。

≪教員の指導体制≫

・教員は学級数に応じて配置される。教員が互いに切磋琢磨、フォローしつつ、教材研究の時間や研修機会も得やすいよう、学級数(教員数)は多い方がよい。
・教員が能力を発揮するためには働きやすい学校である必要がある。そのためには、コミュニケーションが取りやすく、リラックスしやすい空間づくりが大切である。
・中学校の先生にも多様性があった方がよい。
・講師が教えているだけでよいのかと感じていた。中学校はある程度の学級数（教員数）が必要。

②建築面

≪改築*中≫

・改築*中に仮設校舎で過ごす期間は、校庭が狭くなるなどの制約が生じることから、可能な限り短くすべきである。

③財政面

・物価高騰も考慮し、よい学校をつくることと持続可能な財政運営の両立を考える必要がある。
・選択と集中の投資で、魅力のある学校づくりを進めたい。

【参考】国（文部科学省）の標準

小学校・中学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。 ＜根拠：学校教育法施行規則＞

(7)適正規模を下回る中学校に対する方策について（第４～５回審議会）

第３回審議会で審議会としてまとめた適正規模*（１校12～18学級）で20年後の中学校生徒数を単純に割ると、武蔵野市における中学校の数は３～４校となります。ただし、地域の実態等も含めて検討する必要があるため、審議会では(6)の適正規模を下回る中学校に対する方策について、第二期計画期間中に改築*予定の第二中学校、第六中学校を対象として、各委員が方策を提案したうえで、それぞれのメリット・デメリットを審議しました。委員から提案された方策は下記の３案になります。

【第二中・第六中の改築*について審議会で出された方策案】

案①　第二中・第六中を再編*し統合新校*を設置する。

案②　小規模であっても現状を維持してそれぞれ改築*する。

案③　義務教育学校*（施設一体型小中一貫校）を設置する。

第４回・第５回審議会において、上記３案のメリット・デメリットをまとめた意見集約表に基づき、各方策の課題と解決策などについて審議を行いました。

なお、義務教育学校*（施設一体型小中一貫校）については、事務局よりこれまでの検討結果として、武蔵野市第六期長期計画・第二次調整計画においては実施しないことになっているとの説明がありました。審議会として義務教育学校*（施設一体型小中一貫校）の設置を提案する場合には、第七期長期計画策定の中での審議が必要となることに留意して審議を進めました。

【方策に関する審議のまとめ】
審議会としては、「第二中・第六中を再編*し統合新校*を設置する」ことが望ましい。

≪各委員の意見集約表≫

	再編*	小規模存続*	義務教育学校*の設置 （施設一体型小中一貫校）
メリット	・生徒が多様な人間関係を学べる。教員数も多くなり、様々な対応が可能となる。 ・適正規模*を実現し、多様な教育活動や教員の専門性向上につながる。 ・建替え時に、既存校の敷地利用により、仮設校舎期間がゼロになる。 ・財政面のメリットが大きい。再編*で生じた財源をハード面・ソフト面に充当できる。 ・旧桜堤小学校敷地は、桜堤調理場や浄水場が近接し、地域防災の拠点になり得る。また坂道が少なく避難しやすい。	・一人一人が活躍する場を提供しやすい。 ・生徒や地域のコミュニティへの影響が少ない。 ・小規模校ならではの良さや、その年ごとの学校の特色を維持できる。 ・学区域はそのままとなることから、通学距離は変わらない。	・９年間を通して、系統的な教育活動ができる。 ・魅力的な付加価値のある学校にできる可能性がある。 ・新規の学校ということで前向きな印象を出しやすい。 ・（小学校と中学校を集約した施設にすることで）財政面のメリットがある。 ・境南小を義務教育学校*にできると、境南町エリアに中学生がいることで災害時に心強い。 ・学校全体（小学生・中学生）で規模をキープすることができる。
デメリット	・学区域が広がることから、通学距離が長くなる生徒が出る。 ・学校がなくなることへの心理的な抵抗感が生じる。 ・学校施設の集約に伴い、災害時の避難所が減少する。 ・大規模校だと生徒の自主性・自立性が育ちにくいのではないか。	・建替えの時に仮設校舎が必要になり、使用できる校庭のスペースも狭まる。 ・財政面での影響が大きい。将来的に市独自の施策・サービスを縮小せざるを得ない可能性も高まる。 ・適正規模を下回る。	・十分な敷地面積を確保できない。新設に伴う心理的な抵抗感が生じる。 ・中高一貫校の人気が高い中、ニーズが少ないのではないか。 ・再度このテーマを議論することは第二期計画のタイムテーブルと合わないため、改築*スケジュールが遅れることになる。 ・境南小に義務教育学校*を設置するには敷地面積が足りない。
対策	・通学距離が遠くなることについて、自転車通学を認めたり、学区域の弾力化を図ることで対応できる。 ・避難所が減少するが、新設校の防災機能を強化し、防災拠点とすることで対応できる。 ・大規模校でも小規模校でも生徒の主体性に大きな差はない。	・運動会や修学旅行などは、複数校で合同実施にすればよい。	

【その他の意見】
・地域や関係者への丁寧な説明が必要である。
・教育にもっと投資すべき。財政については、教育以外の分野を含め、市全体として無駄の削減が必要である。
・建設費が高騰しているため、建設費削減の方策を検討する必要がある。
・第二中のような学級数の多い学校と第六中のような学級数が少ない学校を比較する必要がある。
・小中学生からの意見を取ってはどうか。

【義務教育学校*（施設一体型小中一貫校）設置案】
・境南小敷地に、境南小と境南小卒業の中学生を対象とした学校
※第４回審議会にて境南小敷地への義務教育学校*設置は困難との説明あり
・第六中敷地に、第六中と第二小を対象とした学校
・第二中・旧桜堤小敷地に、第二中と桜野小を対象とした学校

審議会で出た意見は下記のとおりです。

⑴再編*
≪特徴≫
・多様な教育活動や教員の専門性向上が実現しやすい。
・生徒が多様な人間関係を学べる。教員数も多くなり、様々な対応が可能となる。
・今後生徒数が減ることが想定されているため、子どもの学び、教員の指導体制の観点から、一定規模以上の学校であることが望ましい。そのために、学校を再編*する選択肢が最善の策であると思う。
・中学校の生徒数・学級数が少ないと、十分な常勤教員が配置されず、足りない部分は非常勤講師等を配置する必要が生じる。この場合、講師は学校が探すことになるが、昨今講師確保が非常に難しく、十分な指導体制が構築できていない学校もある。再編*により適正規模*の学
校となることで全教科で常勤教員が確保される。
・人手不足を補うため、講師が複数の学校を掛け持ちするという案も出たが、それぞれの学校で生徒や学校の特性があり、講師への負担が大きい。
・適正規模の学校の方がより学習環境を充実させやすい。また常勤教員が多く配置され、教員が様々なアイディアを生み出すことで、より良い学習環境が準備され、子どもの学びにつながる。
・学級数が多いと、生徒が人間関係で困った場合に、クラス編成で配慮が可能となる。
・旧桜堤小学校敷地は、桜堤調理場や浄水場が近接し、地域防災の拠点になり得る。

・第二中学校周辺は坂道も多く、車いす利用者が避難しづらいが、旧桜堤小敷地も含め改築*すると解消される。
・学校改築*工事には３年間かかるが、再編*により仮設校舎の期間をゼロにできるため、子どもへの精神面の負担軽減、財政面でメリットがある。
・教育の充実のために適正規模*を満たせる再編*がよい。それに伴うデメリットは対策を検討すべき。
・再編*によりおおよそ50億円コストを削減できる。この財源の一部をソフト面の事業に充当可能。

≪課題≫
・現状、不登校生徒が多い、市立への進学率が低い、友人との人間関係が悪い、内申点が取りづらいなどの課題があると感じている。再編*することでこれらの課題が解決するのか疑問である。
・内申点の付け方には基準があるため、取りやすさが学校によって異なることはない。
・避難所が減少するが、新設校の防災機能を強化し、防災拠点とすることで対応できる。
・通学距離が長くなる生徒がいるが、自転車通学を認めたり、学区域の弾力化を図ることで対応可能。
・再編*はやめてほしい。第二中・第六中はそれぞれ良さがあり、その年の子どもたちの色もある。
・第二中学校と第六中学校を再編*すると、子どもたちへの精神的な負担が大きい。

(2)小規模存続*
≪特徴≫
・生徒や地域コミュニティへの影響が少ないため現状維持でよい。
・再編*を行わない場合、20年後は各中学校の学級数は２～３であり、現在の第六中学校と同規模であり、特に問題はないと感じる。
・小規模校ならではの良さや、その年ごとの学校の特色を維持できる。
・学区域はそのままとなることから、通学距離は変わらない。

≪課題≫
・第六中学校を今の敷地で建て替える場合、仮設校舎を建てると校庭が狭くなり、体育や部活動が十分に実施できない。
・非常勤講師を複数校兼務させる事例もあるが、講師への負担が大きく、なかなか人が見つからない。

(3)義務教育学校*（施設一体型小中一貫校）の設置

≪特徴≫

・廃校や吸収合併*の印象より新規の学校とすることで、前向きな印象に感じられる。
・魅力的な付加価値のある学校にできる可能性がある。
・（小学校と中学校を集約した施設にすることで）財政面のメリットがある。
・境南町には中学校がないため、災害時に中学生がいない状況が起こりうるが、境南小学校が義務教育学校*になると解消される。

≪課題≫

・小学生の活躍の場が少なくなる。
・中高一貫校の人気が高まっている中、ニーズが少ない。
・義務教育学校*については、武蔵野市第六期長期計画において検討され、設置しないと決まった。この方針を変更する場合、次期（第七期）長期計画策定時に議論する必要があり、学校改築*のスケジュールが遅れる。
・境南小学校を義務教育学校*とする場合、小学校、中学校で仕様が異なることや授業編成、安全面から体育館は２つ設けたり、校庭も一定の広さを確保することが求められることから、現敷地に義務教育学校*を建設することは非常に困難である。

(4)その他

（委員意見）

・子どもからの意見聴取もしてほしい。
・再編*ありきで進んでいると思っている地域住民もいる。

(5)会長からの申し送り事項

・第二中、第六中の保護者、地域等の関係者には丁寧に説明すること。
・本審議会で、義務教育学校*の設置について意見が出たことについて、武蔵野市第七期長期計画の策定の際に報告すること。
・令和８（2026）年度の本審議会では、未来における教育を見据えた校舎のあり方について、より審議を深めること。

【中間まとめパブリックコメント】

・令和８年３月15日から４月４日まで中間まとめに対するパブリックコメントを実施。79名から意見提出がありました

【児童・生徒アンケート】

・令和８年３月６日から４月４日まで市立小中学校18校の小中学生（小学４年生～中学３年生）を対象にアンケートを実施し、1,259名から回答がありました。

３　審議状況（令和８年度）

(1)中間まとめに対するパブリックコメントへの審議会対応方針について（第６回審議会）

令和８年３月審議会より「中間まとめ」が公表されました。また、「中間まとめ」に対するパブリックコメントを募集し、79件のご意見が提出されました。

第６回審議会では、「パブリックコメントへの対応方針」について、各委員による審議が行われました。

意見	審議会としての対応方針
今後、生徒数が減少していくことへの対応が必要。	審議会としてまとめた適正規模を確保することにより、多様な人間関係を学べる。また、教員が多くなることで学校事務を分担でき、教員の充実した指導体制を確保できる。
教員を確保し指導体制を整えることが重要である。	
多様な人間関係を経験する必要がある。	
通学距離が遠くなることで生徒に負担がかかる。	自転車通学を認めることや学区域の弾力化などの対応が考えられる。
審議会としてまとめた適正規模*に満たない学校の方がきめ細かい指導ができる。	教員の数は学級数に応じて配置されるため、審議会としてまとめた適正規模の学校ではきめ細かい指導ができる。
第二中、第六中を再編*すると、第六中エリアの地域活動拠点及び避難所がなくなる。	学校が減ることについての地域への丁寧な説明が必要である。また、避難所の計画についても検討が必要である。
１学級当たりの人数を減らしてほしい。	１学級当たりの人数は国及び東京都教育委員会が定める事項のため、市の権限では対応が困難である。
未来の教育を見据えた校舎についてもっと議論すべき。	令和８年度の審議会で審議する。

(2)実績を踏まえた学校施設整備にあたっての考え方（第６回審議会）

現行の計画に基づき建替えを進めてきた４校（第一中、第五中、第五小、井之頭小）の実績を踏まえた学校施設整備の考え方について、事務局から説明がありました。

従来型の学び（「教える-教わる」の一方通行、知識習得重視といった「教えるための教室環境」）から新しい学び（自主的に学び方・学ぶ場を選ぶ、多様な学習方法が混在といった「学ぶための教室環境」）に授業形態の変化に合わせた学校施設整備について確認を行いました。

(3)未来を見据えた校舎のあり方（第７回審議会）

次期計画の骨子となる基本理念や基本方針、および必要な機能について審議しました。

【基本理念】子どもたちにとって「明日また行きたい」と思える学校

子どもたちが毎日楽しみに登校し、子どもたちにとって「明日また行きたい」と思える学校の創造を目指すとした基本理念について審議しました。

【基本方針】校舎全体をゆるやかにつなぐ学びの空間整備

開放的なラーニング・コモンズ*を中心に配置し、さらに多様な空間を連続的に配置して校舎全体をゆるやかにつなぐという基本方針について審議しました。あわせて、「安心できる居場所」「災害時の避難所」「クールダウンスペース*」「学校と地域のつながり」といった機能のあり方についても検討しました。

（主な委員意見）
・子どもたちが落ち着けるような空間整備の視点がもっとあるといい。
・学校は、子どもたちが地域のさまざまな大人と出会い、社会とのつながりを感じられる場であってほしい。
・災害発生時には荒天時であっても機能対応できる環境が望ましい。避難所の利用計画は、時間の経過とともに利用形態に合わせ柔軟に変更可能な施設設計とする必要がある。

(4)未来を見据えた校舎のあり方（第８回審議会）
計画・設計の具体的事項や、各学校機能のあり方について審議を行いました。
・学校プールについて
自校設置、拠点校設置、民間委託についてそれぞれのメリット・デメリットについて意見が出ました。委員である校長からは現場で抱える課題や現行運用の説明もありました。
・特別な教育的支援を必要とする児童・生徒のための環境整備について
教室に入りづらい子どもが安心して過ごせる場所の確保が重要といった審議がされました。
・小学校給食について
食育のためにも自校調理を原則とすることが望ましいとなりました。
・計画・設計の具体的事項について
これからの学びや多様な子どもたちに対応する空間（オープンスペース*、学年コモンズ*など）を確保することがまとまり、必要な機能を確保しながらも、施設全体の面積を適正化についても見直しをかけることとなりました。

(5)答申案（第９回審議会）
・第二期学校施設整備基本計画*答申案の主要論点について
これまでの審議を審議会ダイジェスト資料を使って振り返り、中でも特に重要である主要論点に対して審議会としてまとめてきた方向性について改めて全委員から意見を出しました。

（主な委員意見）
・学校施設整備は市の公共施設整備の中でも、市の財政に与える影響が大きいが、未来の学校教育に必要なものに投資する姿勢を審議会で共有しながら進めてきた。この二期計画においては改築*校の面積の基本となる基準面積について見直しが行われ、一期計画にはなかったクールダウンスペース*や校内別室*についての記述が追加されている点なども含めて、一中・五中での実績を踏まえ、この審議会においては一貫して「子どもの教育を第一に」という観点で行われてきた。そのような審議を重ねて導かれた「小中学校の適正規模*を１校12～18学級とする」ことや「第二中・第六中を再編*し統合新校*を設置する」という方向性についても改めて支持をする。
・防災やクールダウンスペース*、不登校への対策など様々な観点で審議が進められた。教員の働きやすい環境を作ることが子どもの学びにつながる。
・防災の観点から避難所についても本審議会ではよく議論できた。
・第一中や第五中改築*してみてわかったことを活かして今後も改築*を続けてほしい。統合はやむを得ないと思うが、再開発等で急な人口増加があったときの対応や統合後の学級数の見通しについては引き続き検討が必要。
・再編*することで学校がなくなってしまうことは寂しい部分もある一方、仕方ないと思わざるを得ない部分もある。子どもから「なぜ統合しなければならないのか」という声が上がっている。通学路の安全対策などはしっかりやっていく必要がある。小規模校が大変なのは見てきているが、学校は地域に支えてもらっている。
・計画策定に初めて関わったが、計画を作る難しさを感じた。行政職員の知識量と差を感じる。職員も入れ替わってしまうので、大きなプロジェクトには一気通貫で担当する体制が必要だと思う。
・これまでの審議では、十分に踏み込んだ熟議ができていないと感じる。学校施設については、教育委員会だけでなく市全体の公共施設のあり方を踏まえてで検討すべきだと思う。コスト重視で深い議論が十分にできていなかったのではないか。自分としては義務教育学校*が必要だと思う。第一中学校・第五中学校の改築*によって、実際にどのような変化があったのかを知りたい。
・既存校でもラーニングコモンズのようなスペースは、学年や性別を越えた生徒同士の交流に繋がっている。審議会でまとめた適正規模については、教員配置や学校運営、学校行事の活性化の観点から審議会で示した適正規模*は妥当だと思う。
・子どもの学びを第一に審議が進められたと思う。学級数が一定規模あることで、１つの学年の中にも生徒、教員それぞれの関りにバリュエーションが増えて色々な関わり合いができる。教員同士の会議や校務分掌を分担しやすくなり、教員の働き方にもよい影響がある。働く場として、教職員の観点から職員室、更衣室、休憩室についても審議が進められた。

・未来を見据えた審議が進められ、コスト面だけではなく、さまざまな観点から方向性が示されたと認識しており、再編*について最終的に支持している。プールの活用についても様々な方策から個別校で最適な形が取れると良いと思う。通学距離や自転車通学の扱いなど、通学の安全面には十分配慮する必要がある。市民に分かりやすく伝えるため、答申案全体の構成や説明の流れにも工夫が必要だと考える。
・審議会でまとめた１校12～18学級という適正規模については、多様な人との関わり、部活動、教員の切磋琢磨・協力体制、校務分掌、クラス替えによる交流の増加などから妥当だったと思う。統合新校*についても調理場や浄水場に近く規模の大きな避難所を設置できるアドバンテージがあり、仮設校舎を作らないメリットもある。小規模校にも、一人ひとりを把握しやすいのどの良さはあるが、教職員の負担にも目を向け、チーム学校*として多様な子どもに対して多様な教師がいる環境で力を発揮できる環境を整えることが重要だと考える。

・審議会では様々な立場の人が同じ舞台で審議を重ねてきたこと自体が、今回の審議会の大きな財産となった。武蔵野市の人口規模は、大規模自治体と小規模自治体の要素が混在しており、とても難しい自治体だと思う。学校の中では、先生と子どもだけではなく、子ども同士や先輩・後輩、地域の大人など、さまざまな人同士が交じり合うことが大切になる。これからの学校施設には、そうした関わりが生まれる空間が求められる。その中で未来を見据えた学校施設の審議がしっかりなされたと思う。
・学校経営の視点から、50年、60年先を見通す難しさを感じている。子どもの変化は速く、施設が追いついていけない部分もある。これからの教育はスーパーマンのような先生に頼る形では成り立たたず、教員同士が協力し、教科・スキルを活かしたチーム体制を確立することや、地域・保護者との連携によるチーム学校*として支えることが重要。今回の審議会では、教員の働き方やクールダウンスペース*などの新しい視点を答申に盛り込むことができた点は、今後につながる成果だと思う。
・学校プールについて
第８回審議会から継続審議となっていました。委員から様々な方策をについての意見が出されましたが、どの方法もメリット・デメリットがあり、近隣にプール資源があるかなど各学校の立地条件によって状況が変わることから、答申案の記載は「学校プールについては、自校設置のほか、市営プール・民間プール・複数校での共同利用など、各校の実情に応じて計画立案の際に検討します。なお屋外にプールを設置する場合は、シェード設置などにより酷暑対策を図ります。」とまとまりました。
・答申案各章の更新内容確認について
これまでの審議会における審議を踏まえて第１章から第６章と参考資料の記載の更新された箇所について確認を行いました。

【資料８】地域への周知説明と意見聴取の取り組み

（１）審議会の開催に合わせてリーフレット発行（添付資料参照）

小中学校保護者、未就学児保護者（保育園、幼稚園）、コミュニティセンターに配布。

・Vol.１　令和６（2024）年12月発行
・Vol.２　令和７（2025）年３月発行
・Vol.３　令和７（2025）年７月発行
・Vol.４　令和７（2025）年10月発行
・Vol.５　令和７（2025）年12月発行
・Vol.６　令和８（2026）年２月発行
・Vol.７　令和８（2026）年３月発行
・Vol.８　令和８（2026）年６月発行
・Vol.９　令和８（2026）年８月発行
・Vol.10　令和８（2026）年９月発行
・Vol.11　令和８（2026）年11月発行



（２）ワークショップ*の開催

①保護者・地域・教職員対象（全６回）　令和６（2024）年７月～８月　参加者　115名

②中学校生徒会対象（全６回）令和６（2024）年12月～令和７（2025）年３月　参加者　34名

③PTA会長対象　令和７（2025）年１月　参加者　23名





（３）審議経過説明会の開催

①第２回審議会までの審議経過説明会（市立中学校６校で開催）

・令和７（2025）年10月27日（月）午前10時から11時30分まで　…第一中学校　参加者　10名
・令和７（2025）年10月28日（火）午後４時から５時30分まで　…第二中学校　参加者　13名
・令和７（2025）年10月29日（水）午後３時30分から５時まで　…第三中学校　参加者　５名
・令和７（2025）年10月30日（木）午前10時から11時30分まで　…第四中学校　参加者　４名
・令和７（2025）年10月30日（木）午後３時30分から５時まで　…第五中学校　参加者　16名
・令和７（2025）年10月31日（金）午後３時30分から５時まで　…第六中学校　参加者　５名



② 第３回審議会までの審議経過説明会（３駅圏で開催）

・令和８（2026）年１月６日（火）午後６時30分から８時まで　…芸能劇場　参加者 18名
・令和８（2026）年１月８日（木）午後６時30分から８時まで　…商工会館　参加者 31名
・令和８（2026）年１月９日（金）午後６時30分から８時まで　…スイングホール 参加者 28名

③ 中間まとめに関する説明会（３駅圏で開催）

・令和８（2026）年３月10日（火）午後６時30分から８時まで…芸能劇場参加者 20名
・令和８（2026）年３月12日（木）午後６時30分から８時まで …スイングホール参加者 27名
・令和８（2026）年３月15日（日）午前10時から11時30分まで…商工会館　参加者 14名
・令和８（2026）年３月28日（土）午前10時から11時30分まで…スイングホール参加者 30名

④ 第７回審議会までの審議経過説明会

・令和８（2026）年７月１日（水）午後６時から８時まで　　…第六中学校参加者 26名
・令和８（2026）年７月２日（木）午後６時30分から８時まで　…第二中学校参加者 12名
・令和８（2026）年７月４日（土）午前10時から11時30分まで　…スイングホール 参加者 23名

⑤ 答申案に関する説明会（３駅圏で開催）

・令和８（2026）年11月21日（土）午前10時から11時30分　…商工会館　参加者 ●名
・令和８（2026）年11月24日（火）午後６時30分から８時　…芸能劇場　参加者 ●名
・令和８（2026）年11月25日（水）午後６時30分から８時　…スイングホール 参加者 ●名

【資料９】義務教育学校*（施設一体型小中一貫校）の検討経過及びこれまでの計画策定について

平成28（2016）年２月　武蔵野市小中連携教育推進委員会報告書より
第二期武蔵野市学校教育計画にある「小中連携をさらに進めた小中一貫教育についても検討していく」を受けて、教育委員会内部に委員会を設置。「教育指導面において、小中一貫教育を検討することは有効である」との結論を出した。

平成30（2018）年２月　武蔵野市小中一貫教育検討委員会答申より
上記報告書を受けて、学識経験者、校長会、地域団体、行政で構成する委員会を設置。「現時点では、すべての小学校区で小中一貫教育を実施すべきか否か、実施の是非を決定する段階に至っていないと考える。そのため、教育委員会においては、小中一貫教育の実施の検討について、全市的な議論をさらに深めるよう努めていただきたい。」

平成30（2018）年11月　武蔵野市小中一貫教育あり方懇談会報告書より
上記答申を受けて、学識経験者、地域団体、副市長、教育長で構成する懇談会を設置。「中学校に相当する後期課程の規模や施設一体型校舎における児童・生徒の学校生活への影響のほか、地域コミュニティ等に与える影響・課題や、防災上の課題、移行期間中の課題、現状の児童・生徒数の増加や施設設置上の課題、建設費用など、本市の学校環境がおかれている現時点での状況を総合的に踏まえると、本懇談会としては、すべての小中学区単位での施設一体型小中一貫校による小中一貫教育は実施するべきではないと判断する。」

平成31（2019）年２月　武蔵野市第六期長期計画討議要綱より
「小中一貫教育実施の是非については、小中一貫教育あり方懇談会において、本市の学校環境がおかれている現時点での状況等の総合的な議論を行った。この議論を踏まえ、小学校区単位の施設一体型小中一貫校ではなく、従来の環境で、引き続き本市の学校教育に求められる目的、目標の達成を目指す。」

令和元（2019）年12月　武蔵野市第六期長期計画決定（計画期間：令和２（2020）年度～令和11（2029）年度）
「武蔵野市学校施設整備基本計画*に基づき、各学校や地域の実情にあわせた多機能化*・複合化*を検討しながら、従来の学校環境のもと、学校の改築*を着実に進める。」

令和２（2020）年３月　第一期武蔵野市学校施設整備基本計画*決定（計画期間：令和２（2020）年度～令和25（2043）年度）
従来の学校環境を前提とした計画を策定。

令和６（2024）年１月　武蔵野市第六期長期計画・調整計画決定（計画期間：令和６（2024）年度～令和10（2028）年度）
「武蔵野市学校施設整備基本計画*に基づき、改築*事業に着手している。本調整計画期間中に改築*事業が予定される学校については、第二中学校と第六中学校との統合の要否とその後の第六中学校跡地への第二小学校移転配置の可能性の有無など、改築*期間中も含めて、教育面を第一に様々な観点から課題を検討し、関係者の意見も聞きながら方針を決定して、事業を進める。」

令和７（2025）年１月　武蔵野市第六期長期計画・第二次調整計画決定（計画期間：令和７（2025）年度～令和11（2029）年度）
「武蔵野市学校施設整備基本計画*に基づき、改築*事業に着手している。学校の改築*においては、地域で子どもたちを育てるという視点が大切である。今後の改築*事業が予定される学校は、子どもの学びを第一に、全市的な視点から中学校の適正な数や未来における教育を見据えた校舎のあり方について、子ども、教職員、保護者、地域の意見や専門家の知見を踏まえ、建築面や財政面など様々な観点も含めて検討し、改築*を進める。」

用語集

頁	用語	説明
あ行		
59、61	Ｉｓ（アイエス）値（構造耐震判定指標）	Is値（Seismic Index of Structure）とは建物の耐震性能を表すための指標のこと。建物の強度・靱性、形状やバランス、経年劣化などといった耐震性能に大きく関わる要素を総合的に判断する指標。一般的に【Is＜0.3 …倒壊または崩壊する危険性が高い】、【0.3≦Is＜0.6…倒壊または崩壊する危険性がある】、【 0.6≦Is …倒壊または崩壊する危険性が低い】と言われている。本市の学校施設は避難所に指定されていることから、重要度係数を1.25倍とし、Is値は0.75以上としている。
14、25、26、29、	ＩＣＴ（アイシーティー）	Information and Communication Technologyの略で、情報・通信に関する技術の総称。具体的には、コンピュータ、タブレット端末、プロジェクタ、電子情報ボード、実物投影機、デジタルカメラ、デジタルビデオカメラ等のハードウェアや、ネットワーク、映像資料等のソフトウェア等を指す。
6、31、41、47、49、51	あそべえ	文部科学省が所管する放課後子供教室の武蔵野市での名称。武蔵野市あそべえ事業実施要綱に基づき、地域社会全体で子育てを支えるという考えにより、小学生の放課後の居場所として、教室開放、校庭解放、図書室開放を行う。自由来所型の施設として、児童の自発的な成長を支援する事業。
60、68	意匠	外観に関するデザインのこと。形状、模様、色彩、またはこれらの結合を指す。建築においては建物のデザインを指すことが多い。
12	一般会計	地方公共団体の会計の中心的なもので、地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅する会計
44	イニシャルコスト	初期費用のこと。
29	医療的ケア児	日常生活及び社会生活を営むために、恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童。
2	インフラ長寿命化基本計画	今後、約800兆円に及ぶインフラストックの高齢化に的確に対応するとともに、大規模災害に備え、国土、都市や農山漁村を形成する基盤を広く「インフラ」として捉え、あらゆるインフラを対象に、老朽化対策に関する政府全体の取組として、国土交通省が平成25年11月に『インフラ長寿命化基本計画』を策定した。

頁	用語	説明
44	エコセメント	都市部などで発生する廃棄物のうち主たる廃棄物である都市ごみを焼却したときに発生する灰を主とし、必要に応じて下水汚泥などの廃棄物を従としてエコセメントクリンカーの主原料に用い、製品1 tにつきこれらの廃棄物をJIS A 1203に規定される乾燥ベースで500 kg以上用いてつくられるセメント。
45	MCA（エムシーエー）無線	一定数の周波数を多数の利用者が共同で利用する無線システム。（防災関係機関等に204局整備）
8、18、24、37、38、40、46、52、90	オープンスペース	教室と一体化して多目的に使用できるスペース。武蔵野市においては千川小や大野田小において普通教室と廊下の間仕切りを設置せず、一体として使用できるようになっている。
28、30、33、41、43、45、49、50、53、59、62、63、64、65	屋内運動場	体育館について、法令上での名称。
49	おもいやりルーム	災害時に避難所が開設された際に、専門的なケアは必要ないが一定の配慮が必要な避難者のために、一般の避難スペースとは別に独立して設置する部屋。武蔵野市の地域防災計画において位置づけられている。学校においては、アクセスの良い１階の教室等が想定されている。
30、52	親子給食	自校調理施設がある学校から他校へ給食を供給する方式。
か行		
1、3、4、5、6、9、13、15、19、20、30、37、45、53、55、57、58、59、60、62、64、65、66、67、68、69、70、71、77、78、79、81、82、83、84、85、87、91、95、96	改築	建築物の全部若しくは一部を除却し、又はこれらの部分が災害等によって滅失した後に、これと用途、規模、構造の著しく異ならない建築物を建てること。
11、14、20、82	学習指導要領	全国どこの学校でも一定の水準が保てるよう、文部科学省が定めている教育課程（カリキュラム）の基準。およそ１０年に１度、改訂している。
7	学習者用端末	GIGAスクール構想の実現に向けて、児童・生徒に１人１台整備されているコンピュータ端末のこと。
31、37、41、49、51、63	学童クラブ	こども家庭庁が所管する放課後児童健全育成事業の武蔵野市での名称。武蔵野市学童クラブ条例に基づき、保護者の就労等により保護者が昼間家庭にいない児童（小学生）が、放課後に小学校の余裕教室等で過ごすことができるように実施する事業。

頁	用語	説明
18、25、37、39、42、46、90	学年コモンズ	本計画では学年単位等で集会やグループ学習、行事など多目的に使用することができるスペースのことを指す。
34	学校環境衛生基準	学校における換気、採光、照明、保温、清潔保持その他環境衛生に係る事項について、児童・生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準。
14、17、18、26、40、42、47、49、70	学校図書館	図書室について、 法令上での名称
45	学校110番	非常ボタンを押すと警視庁通信司令室に自動的に通報され、警察官が駆け付けるシステム
24、25、38、39	可動間仕切壁	第二期計画では、必要に応じて空間を分割できる建具のシステムを指す。
58、59、62	かぶり厚さ	鉄筋コンクリートの設計に用いる項目のひとつで、鉄筋からコンクリート表面までの最短距離のこと。
7	GIGA（ギガ）スクール構想	文部科学省が推進する「児童・生徒１人１台端末」と「高速大容量の通信ネットワーク」を学校に整備し、ＩＣＴを最大限に活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現する教育改革のこと。 GIGA は「Global and Innovation Gateway for All」の略。
12、82	基金	自治体が条例の定めに基づいて特定目的のために財産を維持し、資金を積み立て、または定額の資金を運用するために、任意に設置した資金または財産。
57	既存不適格	建物について、着工時は適法であったが、その後の法改正等によって、現在の法律に適合しなくなってしまうこと。その建物を改変することなく継続して利用する場合には、現在の法律を遡及して適用することはないが、増築や建替えを行う場合には、原則法令に適合するよう建築しなければならない。
1、2、4、13、19、20、56、65、67、68、70、71、72、75、76,78、79、90、94、95、96	基本計画	事業の目標や整備の方針、 建築物の規模、配置及びスケジュール等の設計与条件を整理すること。
65、67、68	基本構想	将来像や基本的な理念を示すもの。
13、65、68	基本設計	基本計画で示した基本的な方針や与条件をもとに、 より詳細に検討を進める 行為。建築計画の概要や諸室性能を含む設計仕様を定め、基本設計図（仕様概要書、仕上概要書、面積表、平面、断面、立面、 構造計画、 設備計画等）等を作成していく。

頁	用語	説明
71、84、85、86、88、91、95	義務教育学校	修業年限が前期課程６年と後期課程３年の合計９年で、一人の校長、一つの教職員組織で組織・運営される学校
10、88	吸収合併	統合予定校のうち１校を残し、他の学校を当該学校に統合すること。
58、59、61	旧耐震基準	昭和56年以前の建築基準法に定める耐震基準。強化される前の基準のため、耐震性が不十分なものが多く存在する。
30、41、43、49	教育相談室	学校において子どもたちや保護者の教育相談に対応する心理を専門とする臨床心理士を配置し、相談に対応できる部屋。臨床心理士としての呼び名はスクールカウンセラー、教育相談員の２種類があり、スクールカウンセラーは東京都、教育相談員は本市が配置している。
24、25、37、40、42、46、89、90、91、92	クールダウンスペース	障害のある児童・生徒が落ち着きを取り戻すことのできるスペース。
59、60、62、63	躯体	建築物の構造体のこと。 構造躯体という場合は、建築構造を支える骨組みにあたる部分のことで、基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材(筋かい等)、床版、屋根版、横架材(梁など)などをいう。
14、21、25、32、46	グループ学習	クラスの児童・生徒をいくつかのグループに分け、グループの成員の協力によって進められる学習法。児童・生徒が自ら主体的に、他の児童・生徒たちとともに学習活動に参加し、 協力的に活動し、体験するような能力や資質を育成するために、児童・生徒が自分で「感じ、 考え、行動」することが求められる。
44	計画供用期間	鉄筋コンクリート造建築物の構造体および部位・部材の性能が低下することのない期間のことであり、局部的に軽微な劣化は別として、中性化の進行によって内部鉄筋が腐食し始め、一部はかぶりコンクリートの剥落を生じてしまうといった劣化に対する大規模補修を実施する必要のない期間のこと。
68	計画通知	本市は建築主事を置く「特定行政庁」である。特定行政庁が建築物を建築する場合、建築主事に「計画通知」を行い、その建築計画が建築基準法令や建築基準関係規定に適合していることについて、建築確認申請と同様の審査を受け、確認済証の交付を受けなければ工事に着手することができない。
45	下水道直結トイレ（マンホールトイレ）	災害時に避難所が開設され、通常のトイレが使用できなくなった場合に設置する災害用トイレのこと。汚物を貯留用配管に一時的に貯留し、耐震化された下水道管に排水するもので、原則として「汲み取り」の必要がない。
58、59、60、62、63	健全度	学校施設整備において、国費等の補助を受ける際の根拠となる「学校建物の耐力度測定方法」に規定されている指標のひとつで、対象建物が建築時以降に老朽化した度合いを調べ、構造体の劣化を調査した結果のこと。

頁	用語	説明
53、54、82	建築面積	建築物の外壁またはこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積（建物を真上から見たときの外周で求めた面積）。
53	建ぺい（蔽）率	敷地面積に対する建築面積の割合。用途地域で上限が定められるほか、敷地や建物の条件等により、追加または緩和される場合がある。
58、62	コア抜き	コンクリート建物の配線、配管の増設や、耐震診断のテストピース採取のため、構造躯体（壁、床、梁、柱）に穴を開けること。
2、55、66	公共施設等 総合管理計画	少子高齢化の進行に伴い、税収の増加が見込めないこと、社会保障関連費が増加することなど、将来の財政状況が厳しいことが予測される中、これまで整備してきた公共施設・都市基盤施設の多くが更新時期を迎えるにあたり、計画的な整備・更新を行うため、すべての公共施設・都市基盤施設を俯瞰する基本的な方針を定めた計画。総務省の要請を受け、武蔵野市では平成29(2017)年２月に策定した。
67	公共施設等マネジメント庁内推進本部	公共施設及び都市基盤施設の将来にわたる総合的かつ計画的な管理をしていくために設置された庁内組織。
29、37、41、43、49、91	校内別室	登校をしぶり、学校には登校できるが教室には入りづらい児童・生徒に対して教員と家庭と子どもの支援員が連携して支援を行うための部屋。
67	公民連携に関する運用ガイドライン	公共施設等に関する事業に携わる武蔵野市職員を念頭に、公民連携の実務上の標準的な手順や留意点を整理したガイドライン。
6	こどもクラブ	国が定義する、放課後児童健全育成事業「学童クラブ」（厚生労働省所管）の、武蔵野市での名称。保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、授業の終了後に適切な遊びおよび生活の場を与え、その健全な育成を図る事業。
14、21、25	個別学習	一定の目標を全ての児童・生徒が達成することを目指し、個々の児童・生徒に応じて異なる方法等で学習を進めること。
7、8、14、17、18、24、70	個別最適な学び	教師が支援の必要な子どもにより重点的な指導を行うことなどで効果的な指導を実現することや、子ども一人一人の特性や学習進度、学習到達度等に応じ、指導方法・教材や学習時間等の柔軟な提供・設定を行うことなどの「指導の個別化」、子どもの興味・関心・キャリア形成の方向性等に応じ、教師が子ども一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで、子ども自身が学習が最適となるよう調整する「学習の個性化」、この２つを学習者視点から整理した概念のこと。

頁	用語	説明
40、46	個別支援教室	在籍学級の授業での一斉指示による学習に困難を示している児童を対象として、個々の児童の理解に合わせて、教科の補習指導を行うことにより、在籍学級での学習意欲の向上を図るための教室。武蔵野市独自の制度で、全小学校に設置している。
2、55	個別施設計画	各施設に必要な機能を維持するため中長期にわたる整備の内容や時期、費用等を具体的に表した計画であり、限られた財源の中で施設を長寿命化しながら維持管理・更新コストの縮減・平準化を図るなど、戦略的に施設整備を進める点で重要なもの
37、38、39、40、41、42、43、49	コマ（コマ数基準）	建築計画において、部屋の配置や動線、ゾーニングを計画するにあたり基準となる各部屋や空間を区切るための単位。本計画では普通教室の１教室あたりの面積64㎡を基準として、各教室などの大きさを示している。
58、59、62、63、64	コンクリートの圧縮強度	圧縮強度は、圧縮荷重に対する１平方mmあたりの耐力。単位はN/㎟、ｋN／㎡などで表記する。
55	コンクリートの供用期間	コンクリートに重大な劣化が生じない期間で、耐用年数ともいう。計画供用期間は、短期（30年程度）、標準（65年程度）、長期（100年程度）、超長期（200年程度）の級があり、各級に応じて、設計基準強度等の仕様が変わる。
55、58、59、62、63	コンクリートの中性化	大気中の二酸化炭素(CO_2)がコンクリート内に侵入し、炭酸化反応を引き起こすことにより、本来アルカリ性である細孔溶液のpHを下げる現象である。中性化はコンクリート表面より進行し、鉄筋などの鋼材位置に達すると、不動態被膜を破壊する。これにより鋼材を腐食させ、腐食生成物の体積膨張により、コンクリートのひび割れ・剥離を引き起こし、耐荷力など構造物の性能低下が生じる。また、ひび割れが発生したコンクリートはさらにCO_2の侵入を促すため、中性化によるコンクリート構造物の劣化、雨水等の浸入による鉄筋の腐食を加速させることが知られている。
さ行		
45	災害対応GHP	停電時でも起動用バッテリーで起動し、ガスエンジンで空調することができるGHP（ガスヒートポンプ）。発電機を備えており、照明やコンセントの電気を発電することもできる。
1、6、10、20、64、66、68、84、85、86、87、88、89，91，92	再編	（本審議会では次のように定義） ２つの学校をまとめ、新しい学校を設置すること。統合新校。
12、82	市債	市が公共施設の整備や大規模な事業を実施するために、必要な資金を借り入れるものである。
13、65、68	実施設計	建築に関わる法令を満たし、 工事発注に必要となる具体的な仕様・寸法・機器能力を設定する。 構造計算や、 設備機器能力計算を含む。

頁	用語	説明
50	斜線制限	敷地北側、道路や隣地の日照、通風、採光等を確保するため、建築物の各部分の高さを制限する規定。「北側斜線」、「道路斜線」、「隣地斜線」、「高度斜線」などがある。
14、21	習熟度別・少人数指導	各教科等の授業において、 例えば、 1つの学級を習熟度別に2つのグループに 分けたり、2 つの学級を3つのグループに分けて少人数で授業を行う授業形 態・方法である。 1つのグループを少人数にして指導を行うことにより、 児童・生徒一人一人に対してきめの細かい指導を行うことが可能となり、そのことによって指導の効果を高めることをねらいとして実施するものである。
8、14、17、18、70	主体的・対話的で深い学び	児童・生徒に必要な資質・能力を育むための学びの質に着目し、授業改善の取組を活性化していく視点として位置付けられたもの。具体的には、以下の三つの視点に立った授業改善を行うことが示されている。 ①学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているかという視点。 ②子ども同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているかという視点。 ③習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているかという視点。
44	省エネ・再エネ東京仕様	東京都が「2030年までに2000年比で温室効果ガス排出量を50％、エネルギー消費量を50％削減する」という目標の達成に向け、都有建築物の改築等において、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的に定めた基準。
85、87	小規模存続	適正規模に満たない小規模の学校のまま改築し、存続すること。
58、63	新耐震基準	昭和56年以降の建築基準法に定める耐震基準。
32	スケルトン・インフィル	建物のスケルトン（柱・梁・床等の構造躯体）とインフィル（内装・設備等）とを分離した工法。内部の間仕切り、設備部分は自由に変更可能であり、将来の用途変更が可能となる。
59、62、64	設計基準強度（Fc値）	コンクリート建物の構造設計において、設計上の基準として用いるコンクリートの圧縮強度のこと。これにより柱や梁等のコンクリート断面や鉄筋量を決めることになる。
19、32、51、57	ゾーニング	空間（部屋や区画）を用途別に分けて配置すること。

頁	用語	説明
た行		
13、53	高さ制限	建築基準法において、ある地区や地域の建築物の高さの最高限度を定めること。具体的には、「絶対高さ制限」「道路斜線制限」「隣地斜線制限」「北側斜線制限」「日影規制（日影による中高層建築物の高さの制限）」がある。
10、19、30、55、67、95	多機能化	一つの施設に複数の機能を持たせる手法（例：学校の屋内運動場を平日昼は学校施設として授業等で使い、夜間・休日は市民施設として一般開放する、など）。
31、41、49、51、52	地域子ども館	学童クラブ事業及びあそべえ事業を同一の主体において実施することにより連携の強化及び機能の充実を図り、もって児童の健全育成及び放課後対策の推進に寄与することを目的とする事業。同事業は（公財）武蔵野市子ども協会に委託して実施している。
29、30、48、92	チーム学校	多様化・複雑化する課題に対し、教員以外の専門人材と連携・分担して対応することで、教員が本来業務である教育指導に注力できるようにする体制を示す言葉。多様な人材の参画を可能とする連携・協働体制や学校の組織全体を効果的に運営するためのマネジメントが必要となる。平成27（2015）年、中央教育審議会が答申した。
14	チームティーチング	数名の教師がチームを作り、複数学級の児童を弾力的にグループ分けしなが ら行う授業の形態。 2学級担当の教師が進める授業に、その教師とチームを組む他の教師が入り、児童の習熟度等に合わせて担当教師を助力しつつ行う授業の形態
54	地区計画	都市計画法で定められている制度で、町丁や街区、あるいは共通した特徴を持っている場所を範囲とする「地区」を単位として、道路、公園等の配置や、建築物等の用途、形態等に関する事項を一体的に定める計画。地区という身近な単位で考えるまちづくりのために、住んでいる住民が話し合い、地域の実情に応じて建物の用途や建ぺい率、容積率、高さ、壁面の位置、敷地面積の最低限度、垣・柵などについて規定し、最終的には市町村が都市計画として定める。地区計画を定めることにより、建築基準法等の制限の一部が地区計画の内容に置き換わり、建築行為や開発行為を行う場合に守らなくてはならない地区独自のルールが適用される。
58、59、62、63	中性化深さ	コンクリート表面から中性化が進行している位置までの深さ。フェノールフタレイン溶液などを用いて測定し、鉄筋腐食の可能性を評価する指標の一つとなる。
9、55、57、59	長寿命化改修	老朽化した施設を、将来にわたって長く使い続けるため、単に物理的な不具合を直すのみではなく、建物の機能や性能を、可能な範囲で引き上げるための改修。
67	DB（設計・施工）方式	設計・建設一括発注方式とも呼ばれ、本市が資金調達する公共工事において、民間事業者が設計業務・建設業務を一体的に行う手法

頁	用語	説明
1、2、10、20、44、64、70、71、79、82、83、84、85、86、87、89、90、91、103	適正規模	学校教育法施行規則において「12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」として、地域の実情に応じて適正化するよう推進されてきた学校規模のこと。
58	鉄筋腐食調査	コンクリート内部の鉄筋について、錆や断面欠損などの腐食状況を確認し、構造物の劣化程度を評価する調査。
10、20、53、64、65、71、84、91、92	統合新校	２つの学校をまとめ、新たに設置する学校
12、57	投資的経費	支出の効果が単年度または短期的に終わらず、固定的な資本の形成に向けられ、ストックとして将来に残るものに支出される経費で、普通建設事業・災害復旧事業・失業対策事業から成る。
53	特定行政庁	建築主事を置く市町村の区域については、当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については、都道府県知事をいう。
6	特定天井	脱落によって重大な危害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が定める天井をいい、吊り天井でかつ設置場所、高さ、面積、部材重量等の特定の要件に該当する天井を指す。
11、47、63	特別支援学級	障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導および必要な支援を行うための学級。障害種別のほか学籍のあり方により固定学級、通級指導学級に分かれる。
28	特別支援教室	通常の学級に在籍する情緒障害等（高機能自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害、学習障害等）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童・生徒に対し、障害の状態に応じて自立活動の指導を行うための教室。指導教員が各校を巡回し、指導を行う。
な行		
13、50	日影規制	周囲の敷地の日照を確保することを目的として、冬至の日を基準にして、一定時間以上の日影が生じないよう、建築物の高さを制限するもの。「日影による中高層の建築物の制限」の略。
5、6、37、53、54、82	延床面積	建築物における、各階の床面積の合計。

頁	用語	説明
は行		
44	パッシブ	英単語の意味としては「受け身な態度や行動を示す言葉」であるが、環境用語としては「建物内の環境を適切に維持するために必要なエネルギー量（エネルギーの需要）を減らすための技術（パッシブ技術）」を指す。
19、36、45、49、50、57	バリアフリー	原義は「障害・障壁のない」という意味。日常生活や社会生活における物理的、心理的な障害や、情報に関わる障壁などを取り除いていくことをいう。
36、49	バリアフリートイレ	高齢者、車椅子使用者、乳幼児連れや妊婦、排泄器官障害者等、さまざまな人 が利用しやすいように設計されたトイレ。 従来は多機能トイレと呼ばれていた。
50	ビオトープ	本来、生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す。特に近年、開発事業等によって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭等に、生物の生息・生育環境空間を整備したものを指すことが多い。現在、武蔵野市では全小学校に水辺空間を中心としたビオトープを設置している。
44	非構造部材	柱、梁、床などの構造体ではなく、天井材や外壁（外装材）など、構造体と区別された部材。
45	ピット	建物の地下等に設けられる、設備配管を通したり、設備機器を収容したりするためのスペース。
55	ファシリティマネジメント	企業、団体等が組織活動のために施設とその環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動。
10、19、32、55、67、95	複合化	複数の機能を一つの施設内に集約する公共施設マネジメント手法の一つ。公共施設の総床面積を縮小し、更新・維持管理費の縮減につなげるだけでなく、それぞれの機能に相乗効果と付加価値を与えるメリットがある（例：学校教育施設である学校内に、防災施設である防災倉庫を設置する）。
82	フレキシブル	融通のきくさま、柔軟性のあるさまを示す言葉。建築では、時代や使用者の変化に合わせて柔軟にプランや使い方を変更できる考え方を指す。
57	防火区画	建築基準法に定められた区画で、火災時に火炎が急激に燃え広がることを防ぐためのものである。準耐火建築物および耐火建築物に求められるもので、技術的基準は建築基準法施行令第112条に定められている。面積区画、竪穴区画、異種用途区画等の種類がある。
56、67	保全・改修計画	本市の公共施設全体の保全整備として、施設の物理的な経年劣化や機能劣化に対応する劣化保全、法令改正等に対応する快適性の低下などを調査し客観的な評価を行うとともに適切に維持管理する改良保全に加え、保全部位の改修と同時に内装改修等を効率的に維持管理していく計画。施設ごとに保全等に係る各種改修工事や大規模改修工事の時期や整備内容、事業費などを定める。

頁	用語	説明
や行		
19、36、45、49	ユニバーサルデザイン	年齢、性別、国籍、個人の能力に関わらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立って、快適な環境とするようデザインすること。
53	容積率	敷地面積に対する延床面積の割合。用途地域で上限が定められるほか、敷地や建物の条件等により、追加または緩和される場合がある。
53、54	用途地域	都市計画法に基づき、都市地域の土地利用の合理的利用を図り、市街地環境の整備、都市機能の向上を目的として、建築物の建築を用途や規模などにより規制する制度。
33	要配慮者	本計画では、緊急を要する医療（外傷・感染症など）・介護・保護（障害・妊産婦等）等の特別な配慮が必要とされる人を指す。
6、55、56	予防保全	劣化の進行を予測したうえで、損傷が深刻化する前に修繕を行う管理手法。
ら行		
17、18、26、27、40、42、47、52、70、90	ラーニング・コモンズ	本来は図書館などに設けられる総合的な自主学習のための環境で、ＩＣＴ機器や学習スペースなどを備え、従来からある書籍の閲覧だけでなく、グループ学習や討論会などさまざまな学習形態の活用に対応するためのスペース。本市の改築後の学校においては、従来の学校図書館、パソコン教室に、多目的室の機能などを加えた総称として用い、学習の中心として位置づけることを検討している。
44	ライフサイクルコスト	建設から解体に至るまでの総費用のこと。建設費用などのイニシャルコストだけでなく、建設後の管理費や光熱水費などのランニングコストも含む。
6	ＬＡＮ（ラン）	限られた範囲内にあるコンピュータや通信機器、情報機器などをケーブルや無線電波などで接続し、相互にデータ通信できるようにしたネットワークのこと。Local Area Networkの略。
わ行		
93	ワークショップ	本来「作業場」や「工房」を意味するが、まちづくり分野においては、地域にかかわるさまざまな立場の人々が自ら参加して、地域社会の課題を解決するための改善計画を立てたり、進めていく共同作業とその総称として用いられる。ファシリテーターと呼ばれる司会進行役を中心に、参加者全員が体験するものとして運営される形態が標準的である。

